

二三、前記命令ニ基キ第三、第二小隊ノ順序二一九・〇〇中隊ハ全員城壁上ニ登攀シ、左第二十三聯隊迄ノ地区ヲ掃蕩シ、敵彈下ニ於テ陣地ヲ構築、至敵ナ警戒ヲ以テ夜ヲ徹ス。

二四、本戦闘ニ於ケル戦死傷者左ノ如シ。

戦死	上等兵	加藤正龜
負傷(重傷)	伍長	中畑初美
同(輕傷)	上等兵	後藤幸義
同(輕傷)	同	熊井一夫
同(重傷)	一等兵	安東恒記
同(輕傷)	同	浜野行利
同(同)	同	矢野竹雄
同(同)	同	宮城仁福
同(重傷)	同	阿南五月
同(同)	同	軸丸三吉
同(同)	同	谷口龜夫
同(同)	同	須原初男

二五、本日ノ中隊ノ行動及經過別紙要図ノ如シ。(要図略)

十二月十三日 晴天 南京城南門附近

一、国民政府首都南京城モ遂ニ陥落シ霜天高ク日章旗各城門ニ懸ヘリ万歳ノ声ハ各所ニ百雷ノ如クナリ。

I 作命一三九第一大隊命令 十二月十三日 一二・三〇

於南門西北城壁上

一、聯隊第一線北側市街ニハ大ナル敵ナキモノノ如ク、第百十四師

団及第二十三聯隊ハ市街ノ掃蕩ヲ開始シツツアリ

聯隊ハ主力ヲ以テ二一・〇〇城壁ノ線出發、城壁「シカンセン」高地ニ巨ル市街ノ掃蕩ヲ実施ス

第三大隊ハ二一・〇〇城壁ノ線出發「シカンセン」東南側市街ノ掃蕩ニ任シ、其一部ヲ以テ「シカンセン」高地ヲ占領ス

二、第一大隊ハ第三大隊ノ前進ヲ掩護シタル後、別紙要図ノ区域内市街ノ掃蕩ヲ実施セントス (要図略)

三、第一、第二、第四中隊ハ別紙要図ノ区域内市街ノ掃蕩ヲ実施スヘシ (要図略)

四、爾余ノ諸隊ハ予備隊、城壁上ノ現陣地ニ於テ掃蕩隊ノ掩護ノ準備ニアルヘシ

五、余ハ暫ク予備隊ト共ニ現在地ニ在リ

I 長 緒方中佐

下達法 各隊命令ハ受領者ヲ集メ口達筆記セシム。

二、右命令ニ基キ一三・〇〇ヨリ南京城南側区域ノ掃蕩ヲナシ、敗殘兵五名ヲ刺殺シ一七・〇〇終了、城壁上ニ掃蕩ス。

I 作命一四〇第一大隊命令 十二月十三日 一四・五五

於南門西方城壁上

一、当面ノ敵ハ殲滅セラレ敗殘兵ハ所々ニ遁入シタルカ如シ

聯隊ハ一部ヲ以テ城壁並ニ掃蕩区域内ノ要点ヲ守備シ、主力ヲ南門西南ノ城壁外部ニ集結ス

第三大隊ハ「シカンセン」高地ヲ守備ス

二、第一大隊ハ掃蕩終ラハ城壁上旧陣地ニ集結シ、左ノ如ク行動ス

ヘシ

1、第一中隊ノ一ヶ小隊(1/4 MG 配属)ハ南門ヲ守備シ、城壁破壊口以東ヲ警戒スヘシ

2、第二中隊ノ一ヶ小隊(1/4 MG 配属)ハ西南角ヲ守備シ、城壁破壊口以西ヲ警戒スヘシ

3、爾余ノ諸隊ハ城壁上ニ集合シ、聯隊遙拝式ニ参加シタル後、集結ニ至ルヘシ

三、遙拝式ノ要領ハ現場ニ於テ指示ス。又集結地域ノ配当ニ付テハ別紙ニ示ス

四、余ハ依然現在地ニ在リ遙拝式後集結地ニ至ル

I 長 緒方中佐

下達法 各隊命令受領者ヲ集メ口達筆記セシム

四、右命令ニ基キ第二小隊ヲ以テ西南角附近ヲ守備セシメ、中隊主力ハ南京城西門外ニ至リ村落露営ヲナス。一九・三〇配当終ル。

五、広瀬少尉以下十一名ヲシテ昨日戦死セシ上等兵加藤正龜ノ死体及渡河ノ際「クリーク」ニ落シ込ミタル銃及剣ヲ搜索セシム。日没迄搜索セシモ加藤上等兵ノ死体ハ発見シ得ス。

十二月十四日 曇天 南門外

一、広瀬少尉以下八名ヲシテ再昨日河中ニ没入セル加藤上等兵ノ死体搜索ヲナサシム。

一三・〇〇死体発見ノ旨報告アリ、中隊長ハ直ニ現場ニ至リ一四・〇〇茶毘ニ附ス。大隊長モ臨場セラレ中隊長トシテ感激ス。

二、一五・〇〇城壁上ニ於テ遙拝式舉行セラレ、聯隊長ノ訓示ア

リ。代表トシテ竹原少尉ノ指揮スル一ヶ小隊及准士官以上出場ス。

三、第三回補充要員笠木上等兵以下一九名着隊、仮編入セラル。

四、竹原少尉、佐藤小隊ト城壁西南角ノ警戒交代服務ス。

五、遺骨護送ノタメ内地掃蕩セシ泉原上等兵二二・〇〇帰隊ス。

十二月十五日 晴天 南門外

一、南京城南門外滞在。

二、中隊長ハ大隊ノ戦場掃除隊ヲ指揮シ一三・〇〇出發、大沙埠東南端附近戦場掃除ニ任ス。中隊ヨリ佐藤少尉以下五〇名出場ス。

三、広瀬小隊、竹原小隊ト警戒交代服務ス。

四、伍長甲斐元永、大隊本部勤務ヲ命セラレ服務ス。

十二月十六日 晴天 南門外

一、南京城南門外滞在。

二、竹原少尉以下五〇名終日戦場掃除ニ服務ス。

三、一三・〇〇ヨリ各隊長ハ現地ニ於テ大隊長ニ対シ去ル十二日ノ戦闘經過ヲ説明ス。

四、一八・三〇城内ニ宿営移転ヲナシ南部区域ノ警戒ニ任ス。

五、佐藤小隊、広瀬小隊ト警戒交代服務ス。

十二月十七日 晴天 南京城内

一、南京城南側区域ノ警戒。

二、方面軍司令官ノ入城式アリテ中隊長以下九三名一〇・三〇整列、明湖宮ニ至リ本道上ニ堵列シ一四・二〇帰隊ス。

- 三、竹原少尉、佐藤小隊ト警備交代服務ス。
- 四、准尉湯淺武雄、叙勲八等授瑞宝章（十一月九日附）。

十二月十八日 曇天

- 一、南京城南南部地区警備。
- 二、南京飛行場ニ於テ方面軍主催ノ慰靈祭アリ、中隊長以下九五名一〇・三〇整列、参列ス。式終了後城内見学、北極閣ニ登リテ展望シ一七・一〇帰隊ス。
- 三、広瀬小隊、竹原小隊ト警備交代服務ス。

十二月十九日 曇天

- 一、南京城内南部地区警備。
- 二、竹原少尉以下五〇名終日戦場掃除ニ服務ス。
- 三、佐藤小隊、広瀬小隊ト警備交代服務ス。

長歩聯日々命令

十二月十九日 一三・〇〇
於南京城内

- 一、明十二月二十日〇九・〇〇ヨリ南京城南側城壁突撃点附近ニ於テ、師団主催ニ基ク歩兵第二十三聯隊並ニ歩兵第四十七聯隊及戦闘關係者ノ現地講話ヲ実施セラル。依テ第一大隊大、中、小、分隊長及兵ハ、大隊ニ於テ適宜選定シ、同時迄ニ集合準備スヘシ尚聯隊内聴講者ハ同時刻迄ニ同所ニ集合スヘシ
- 二、聯隊ハ蕪湖附近警備ノタメ師団ノ第一梯団トナリ、明後二十一日朝南京出發、二泊三日ノ予定ヲ以テ揚子江左岸道ヲ蕪湖ニ向ヒ前進スル予定、細部ニ関シテハ別命令

〇頃同地出發ス。大隊ハ湾沚鎮警備ノタメ同地ニ向ヒ前進ノ予定ナリシモ、道路浸水橋梁破壊等ノタメ前進困難ニ付、蕪湖ニ宿営スルコトナリ一六・二〇蕪湖ニ到着シ、揚子江河畔蕪湖交通銀行倉庫ニ宿営ス。

十二月二十四日 曇天 蕪湖

- 一、蕪湖ニ於テ待機シ、橋梁修理ヲ待ツテ湾沚鎮ニ前進スルコトトナリ警備並宣撫ニ任ス。
- 二、補充要員ノ配賦アリ、仮配属中ノ藤原上等兵以下六名第三中隊ニ編入セラル。
- 三、一等兵中田正光、入院中ノ処治癒退院帰隊ス。

十二月二十五日 晴天

- 一、蕪湖滞在。
- 二、中隊長以下十一名、大隊長ト共ニ蕪湖―湾沚鎮間ノ道路偵察並ニ湾沚鎮ノ情況偵察ノタメ〇八・三〇出發一六・〇〇帰隊ス。
- 三、広瀬少尉大隊宣撫班長ヲ命ラル。

十二月二十六日 晴天

- 一、蕪湖滞在。
- 二、当分蕪湖ニ滞在スルコトナリタルヲ以テ、下士官兵ノ居室ノ模様替ヘヲナシ整備セシム。
- 三、佐藤少尉以下九十名中隊宿営区域内本道上ノ清掃ヲナシ、且ツ附近ノ民家ノ戸締ヲナシ「出入禁止」ノ貼紙ヲナス。
- 四、十一月五日以來始メテ郵便物ヲ受領シ、將兵共ニ歡喜ス。

下達法 各隊命令受領者ヲ集メ口達筆記セシム
聯隊長 長谷川歩兵大佐

十二月二十日 晴天

- 一、南京城南南部地区ノ警備。
- 二、〇九・〇〇南京城南門附近ニテ南京城攻撃ニ関シ現地講話アリ、中隊長参列ス。
- 三、一二・〇〇城壁上西南角警備小隊ハ撤退ス。

十二月二十一日 晴天 候家村

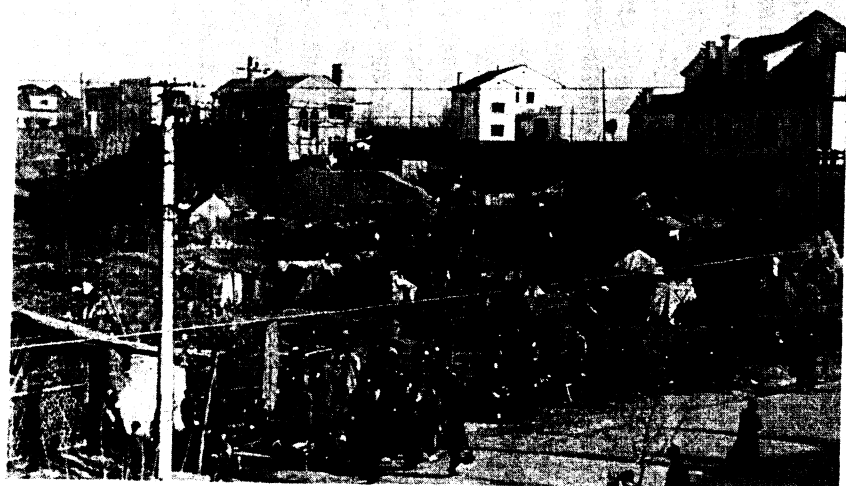
- 一、秋吉上等兵以下五名、足立軍曹以下八名ノ遺骨護送ノタメ内地帰還ニ付、〇五・五〇中隊全員整列遺骨ニ最後ノ別レヲナシ〇六・〇〇出發セシム。
- 二、師団ハ蕪湖附近警備ニ任スルコトナリ、中隊長ハ六・二〇出發、南門大隊集合場ニ至リ〇六・五〇南京城出發、〇八・〇〇安德門ヲ出發、板橋ヲ經テ一四・一五江寧鎮南方約二千米、候家村ニ到着シ該地ニ露営ス。

十二月二十二日 晴天 太平府

- 一、〇七・二〇候家村出發、銅井鎮、慈湖鎮、采石鎮ヲ經テ一九・二〇太平府（当塗城）ニ到着シ、中央「クリーク」南側部落ニ露営ス。行程約十一里ニシテ兵ハ若干足ヲ痛ム。

十二月二十三日 曇天 蕪湖

- 一、〇六・五〇宿営地出發、新橋鎮橋梁ヲ先頭ニ集合シ、〇九・〇〇



難民区にて（佐藤振壽撮影）

戰車第一大隊第一中隊行動記錄(概要)

十二月六日

- 1、中隊ハ十二月六日午前七時江陰ヲ出発シ大隊ノ先頭ニ在リテ先ツ金壇ニ向ヒ前進ス
- 2、正午頃常州西端ニ達シ同地ニ小休止ノ後常州―ト代橋―金壇道ヲ前進、途中多数ノ橋梁ヲ修理、補強シツツ一意前進ヲ続行シ午後五時過ギ黃塘鎮(金壇東方約十軒)ニ達ス
- 3、次テ午後五時四十分「本夜ハ黃塘鎮ニ宿営スル」旨ノ大隊命令ヲ受領シ之ニ基キ午後五時四十五分中隊命令ヲ下達シ同地ニ村落露宮ス
- 4、戰車第八九三一号ノ乗務員坂本伍長以下四名ハ操向機能故障ノタメ江陰ニ殘置シ修理完成後主力ニ追及セシム
(同戰車ハ八日午前四時黃土橋到着中隊主力ニ合シタリ)
- 5、マタ戰車第八九五三号ハ黃塘鎮東方約四軒附近ニ於テ軌道部ニ故障ヲ生シ遅レタルモ乗務員井上伍長以下ノ努力ニ依リ翌七日午後九時無事宿營地(黃土橋)ニ到着シ中隊主力ニ合シタリ
- 6、次テ午後八時二十分、翌日ノ行動ニ関スル大隊命令ヲ受領シ、同八時三十分中隊命令ヲ下達シ
①第四小隊ハ主力ニ先行シ新二第三中隊高橋中尉ノ指揮下ニ入り混成輕裝甲車隊トナルコト
②中隊主力ハ建制順序ニ中隊長車ニ続行ノコト等ヲ命シタリ

十二月八日

- 1、中隊ハ午前八時宿營地ヲ出発シ大隊本部ニ続行シ南京ニ向ヒ前進ス
 - ①前進順序…中隊長戰車、各小隊建制順序
 - ②段列ハ所要ノ彈藥及燃料車ヲ戰車部隊ニ続行セシメ、直接戰闘ニ必要ナキ車輛ハ戰車部隊ノ後方ヨリ前進セシメタリ
 - 2、途中句容東端ニ於テ橋梁破壞ノタメ通過ニ約二時間ヲ要シタルモ一意前進ヲ続行シ諸部隊ヲ超越シ午後五時過ギ湯水鎮ニ到着ス
 - 3、次テ午後六時五十分頃大隊命令ヲ受領シ、之ニ基キ午後六時十五分中隊命令ヲ下達シ、湯水鎮附近ニ大休止シ車輛等ヲ整備シツツ爾後ノ戰闘ヲ準備ス
 - 4、マタ混成輕裝甲車隊ハ其ノ編成ヲ解カレ、第四小隊ハ中隊主力ニ復歸セリ
 - 5、次テ午後十時十五分頃附近ノ敵攻撃ニ関スル大隊命令ヲ受領シ、之ニ基キ明日九日ノ戰闘加入ニ関スル中隊命令ヲ下達シ戰闘加入ヲ予期シツツ戰闘準備ノ万全ヲ期シツツ至嚴ナル警戒ノモトニ同地ニ於テ夜ヲ徹セリ
- 十二月九日
- 1、中隊ハ午前七時三十分湯水鎮ヲ出発シ大隊本部ニ続行シ憤頭西側地区ニ向ヒ前進中午前八時湯山頭ヲ過グル頃ヨリ西方ニ近ク銃声ヲ聞ク
 - 2、次テ午前八時二十分頃頭東側高地ニ於テ左記要旨ノ大隊命令ヲ受領ス

十二月七日

- 1、中隊ハ午前八時黃塘鎮ヲ出発シ第三中隊ニ続行シ金壇―丹陽―句容道ヲ句容ニ向ヒ前進ス
- 2、午前十一時十分頃胡家橋(丹陽南方約八軒)ニ於テ左記要旨ノ大隊命令ヲ受領ス
①大隊主力ハ極力南京ニ向ヒ前進セントス
②混成輕裝甲車隊ハ万難ヲ排シナルヘク南京ニ向ヒ急進シ当面ノ部隊ニ協力シテ南京ヲ攻撃スヘシ
③第二中隊ハ直チニ鎮江ニ向ヒ前進シ天谷支隊ノ攻撃ニ協力スヘシ
④第三中隊ハ尖兵中隊トナリ丹陽―白鬼鎮―句容道ヲ先ツ黃土橋ニ向ヒ前進スヘシ
⑤第一中隊ハ大隊本部ニ続行スヘシ
(以下略)
- 3、午後四時四十分黃土橋ニ到着シ、同地ニ於テ宿營ニ関スル大隊命令ヲ受領シ之ニ基キ午後四時五十分中隊命令ヲ下達シ同夜、同地ニ宿營セリ
- 4、次テ午後八時四十分大隊命令ヲ受領シ、之ニ基キ中隊命令ヲ下達シ爾後ノ行動ヲ準備セリ

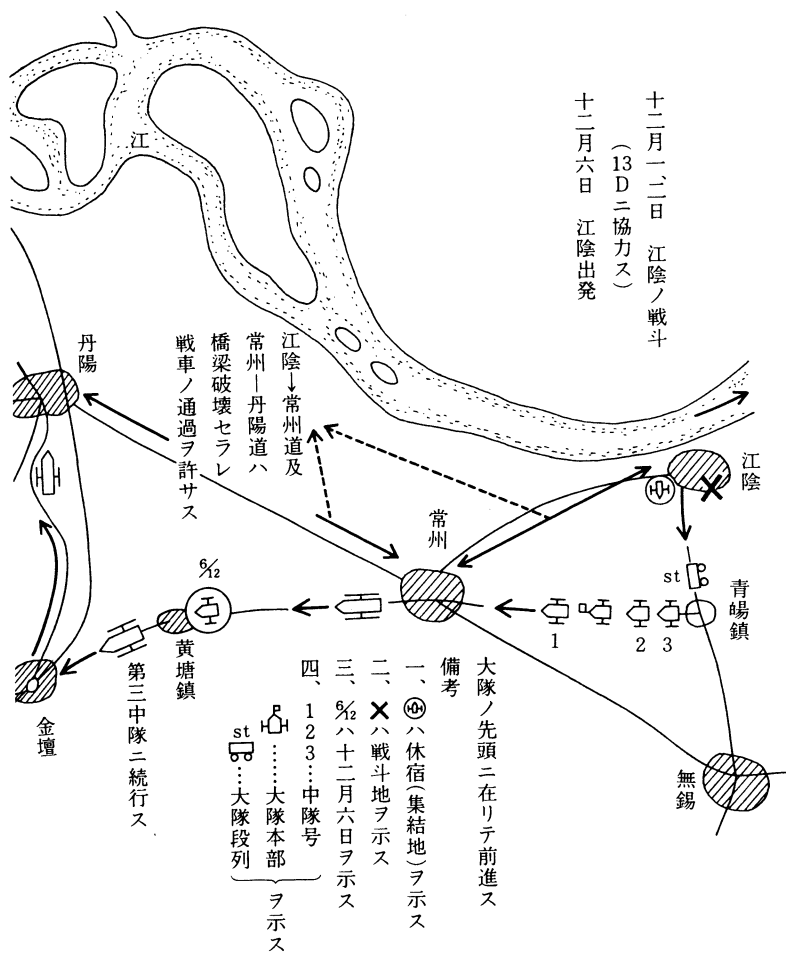
- ①南部五貴山附近ノ敵ハ約二〇〇、機關銃若干ヲ有ス
第一線歩兵ハ本道方面ヨリ之ヲ攻撃ス
- ②戰車第三中隊ハ直チニ本道方面ヨリ敵ヲ攻撃シ歩兵ノ戰闘ニ協力スヘシ
- ③爾余ノ部隊ハ暫ク現在地ニ位置シ待機スヘシ
- 3、中隊ハ同地ニ位置シテ戰闘加入ヲ準備シツツ待機セリ
- 4、次テ午前十時頃第一線ノ戰闘進捗ニ伴ヒ第一小隊ヲ先頭トシ、中隊主力ハ之ニ続行シ本道上ヲ逐次前方ニ進出ス
- 5、午前十時四十分頃五貴山南側ニ於テ、孟家庄東南側橋梁ハ敵ノタメ破壞セラレアルヲ知り之ガ修理ノタメ暫ク同地附近ニ停止ス
- 6、次テ午後二時四十分大隊命令ヲ受領シ
「第一中隊ハ直チニ閔橋附近ニ進出シ五貴山西麓及新庄附近ノ敵ノ側防火器ヲ制圧シ我が歩兵ノ前進ヲ容易ナラシム」ベキ任務ヲ以テ戰闘ニ加入スルタメ左ノ如キ中隊命令ヲ下達セリ
①第一小隊ハ尖兵先ツ閔橋西側ニ向ヒ前進
②爾余ハ建制順序ニ中隊長戰車ニ続行
③射撃開始時機ハ中隊長戰車ニ準ヘ
- 7、午後二時五十分頃中隊ハ所命ノ如ク行動ヲ開始シ先ツ五貴山西麓ノ敵ヲ射撃ス、同地ノ敵ハ山腹ノ壕ニ拠リ頑強ニ抵抗セシモ遂ニ我力熾烈ナル射撃ニヨリ遂ニ殲滅セラルルニ至ル
- 8、次テ午後三時過ギ頃孟家庄西側ノ敵モ逐次西北ニ退却スルニ至リ第一線歩兵ハ勇躍前進シ、逐次戰車ヲ獲得セル戰果ヲ確保シツツ跟隨ス
- 9、中隊ハ午後四時五十分頃麒麟門東方約五百米附近ニ於テ第三中隊ニ追及セシモ麒麟門東端ニ阻絶アリ、且地雷埋設シアリシヲ

南京攻略戰ニ於ケル



戰車第一中隊行動經過一覽要圖

(昭和十二年十二月六日ヨリ全年十二月十八日ニ至ル)



以テ之カ排除ニ約一時間ヲ要シ午後六時頃麒麟門中央十字路口附近ニ進出ス

10、斯クシテ戦車第一大隊主力ハ憤頭附近ノ隘路口ヲ突破シテ第十六師団諸隊ノ隘路進出ヲ容易ナラシメ、次テ一挙ニ敵ヲ追撃シテ麒麟門西側地区ニ進出スルコトヲ得タリ

11、次テ午後六時四十五分、大隊命令ヲ受領シ、日既ニ没シタルヲ以テ遺憾ナカラ、同夜麒麟門附近ニ露営スル旨ヲ知り、中隊命令ヲ下達シ、各小隊段列ハ夫々車廠附近ニ露営シ爾後ノ戦闘ヲ準備セリ

12、午後八時大隊命令ヲ受領シ、翌十日モ依然戦車大隊ハ本道方面ヨリ第十六師団主力ノ戦闘ニ協力スル旨ヲ知り同八時四十分中隊命令ヲ下達シ、翌日ノ戦闘加入ヲ準備セリ

十二月十日

1、中隊ハ尖兵中隊トナリ、第一小隊ヲ尖兵トシ、爾余ハ之ニ続行シ午前七時四十分麒麟門西端ヲ出発シ本道上ヲ中山門ニ向ヒ追撃ス

2、是ヨリ先第四小隊長中野准尉ハ輕装甲車ニヲ以テ斥候トナリ午前七時、麒麟門ヲ出発シ戦車通過ノ目的ヲ以テ地形偵察ニ任ジタリ(特ニ地雷及阻絶ニ注意セシメタリ)

同斥候ハ本道上ヲ先ツ馬群ニ向ヒ前進ス

3、午前八時稍前白水橋附近ニ於テ友軍歩兵ヲ超越シ馬群東側台上ノ敵ヲ猛射シツツ本道上ヲ突進シ馬群東端附近ノ阻絶ヲ突破シテ午前八時十分頃馬群東端ニ進出ス、同地ニ設ケタル阻絶ハ鉄製寝台及石塊机等ヲ堆積セルモノニシテ強度相当大ナリシモ中野斥候

及第一小隊ノ勇敢適切ナル行動ニ依リ之ヲ突破スルヲ得タリ

4、馬群部落内ノ敵ハ我カ中隊ノ突進ニ依リ頗ル動揺ノ色アリシモ依然射撃ヲ中止セズ迫撃砲及機関銃ヲ以テ我ヲ猛射スルト共ニ戦車至近ノ距離ニ肉薄シ手榴彈ヲ以テ攻撃シ来ル

5、茲ニ於テ中隊長戦車並ニ各小隊ハ相互ニ掩護シツツ此ノ敵ヲ悉ク撃破シテ多大ノ損害ヲ与ヘタリ

6、偶々此ノ時友軍ノ砲彈ヲシキモノ尖兵タル第一小隊ノ附近ニ落下シタメニ爆煙濛々トシテ咫尺ヲ弁セス、中隊ハ一時馬群東端附近ニ停止スルノ止ムナキニ至ル

7、當時本道上ニハ未タ歩兵進出セス、我カ中隊ハ独力ヲ以テ敵陣地内ニ踏ミ止リ、交戦スルコト約二時間余遂ニ馬群部落附近ノ敵ヲ撃破シテ、中野斥候ヲ先頭トシ第一小隊、中隊長戦車、第二、第三、第四小隊ノ順序ニ前進シ午前十時過ギ頃馬群西端ニ進出セシモ再び同地ニ於テ戦車障礙物(土囊ヲ以テ構築セル阻絶ニシテ深サ約六十糎、高サ一米内外)ニ遭遇シ中野斥候及尖兵ハ停止シテ同地西方約二百米ノ陵線附近ノ敵ニ対シ射撃ヲ開始ス

敵ハ容易ニ屈セズ盛ニ我ヲ猛射セリ

8、次テ午前十時五分頃敵ノ射撃一時中止セシヲ以テ中隊長ハ工兵隊ノ到着ヲ待ツコトナク独力ヲ以テ障礙ヲ排除シ前進スルニ決シ自己ノ戦車ヲ道路ノ一側ニ移動セシメタリ

此ノ時中隊長戦車ノ砲手タル脇屋伍長及操縦手タル村門伍長ハ命令ヲ待ツコトナク独断車外ニ飛ヒ出シ敵ニ遮蔽シツツ阻絶ノ位置ニ前進セリ

之ト前後シテ中野斥候ノ乗務員タル中村上等兵及竹永一等兵モ車外ニ飛ヒ出シ駆ケ来リ四名協力シテ土囊ヲ排除ス

第一小隊亦之ニ協力シ戦車ヲ阻絶附近ニ止メ掩護射撃ヲナセリ

9、敵ハ我ガ乗務員ノ作業ニ着手セシヲ発見シ猛烈ニ射撃ヲ加ヘタリシモ幸ニ負傷者ヲ出サス、前記乗務員亦所在ノ地物ヲ利用シ、或ハ戦車ニ飛ヒ乗リ敢然トシテ敵ヲ制圧シ、遂ニ午前十時十五分頃排除作業ヲ完了ス

10、茲ニ於テ中隊長ハ戦車機関ノ運転ヲ停止セシメ、車内ヨリ左記要旨ノ中隊命令ヲ下達シ、孝陵衛ニ向ヒ前進セリ

①中隊ハ引キ続キ独力ヲ以テ孝陵衛附近ニ進出シ当面ノ敵ヲ殲滅セントス

②各小隊ハ相互ニ支援シツツ警戒ヲ嚴ニシ前進スヘシ

11、中隊ハ依然本道上ヲ前進シ馬群西方無名部落及中央運動場附近ノ敵ヲ撃破シテ午前十時二十分頃孝陵衛東方無名部落ニ達セシモ又モ阻絶(地雷ヲ併用ス)ニ遭遇シ再び周囲ノ敵ヲ本道上ヨリ縦隊ノ尽攻撃ス

然レトモ地雷埋設シアリシヲ以テ尖兵ニ誘発射撃ヲ命シタルモ僅カニ一個ヲ爆破セシノミニテ、他ハ阻絶下ニアリテ射撃効果ヲ期待シ得サル情況ナリシニヨリ、中隊長ハ工兵小隊ノ協力ヲ俟ツテ之ヲ排除スルニ決シ田中伍長ヲシテ輕装甲車第九四八号ニ依リ後方ノ工兵小隊ニ連絡セシメタリ

12、斯クシテ中隊ハ歩、工兵二分離シテ再び敵中ニ在リテ独力戦闘ヲ継続ス

13、午後四時五十分頃中隊段列長保木曹長ハ第二中隊立花小隊(輕装甲車四台)ト協力シ輕装甲車ニ依リ彈藥ヲ運搬シ来リ、各小隊特ニ第一小隊(尖兵)ニ補充セリ

14、次テ午後五時頃工兵小隊ノ小隊長中西少尉以下四名ハ大隊本部

ノ戦車ニ依リ、中隊ノ位置ニ追及シ来リシヲ以テ、中隊長ハ直チニ尖兵ヲシテ之カ掩護射撃ヲ命スルト共ニ、第二、第三小隊ヲシテ夫々本道兩側ニ対シ射撃セシメ工兵小隊ノ作業ニ協力ス

15、部落内ノ敵ハ我カ中隊ノ迅速且正確ナル射撃ニ依リ遂ニ敗退ス此ノ間工兵小隊ハ阻絶及地雷ヲ排除シ遂ニ午後五時三十分ニ至リ作業ヲ完了シ、尖兵ハ勇躍孝陵衛ニ向ヒ前進シ中隊主力亦之ニ続行ス

16、午後五時四十分孝陵衛東側三叉路ニ達ス

茲ニ於テ中隊長ハ同地附近ニ兵力ヲ集結シ、爾後ノ攻撃ヲ準備スルニ決シ左ノ如キ中隊命令(要旨)ヲ下達セリ

①友軍歩兵ハ未タ来着セザルモ、中隊ハ本夜、現在地附近ニ於テ夜ヲ徹シ明朝ノ攻撃ヲ準備セントス

②各小隊ハ現在ノ態勢ヲ以テ戦力ノ回復ニ勉ムヘシ

③各小隊ハ左ノ如ク警戒及射撃ヲ担任スヘシ

本道上(西面) 第一小隊 本道南側 第二小隊
中山陵道方面 第三小隊 後方 第四小隊

④中野准尉ハ輕装甲車ニヨリ斥候トナリ本道上ノ進路偵察運クモ午後九時迄ニ帰還スヘシ

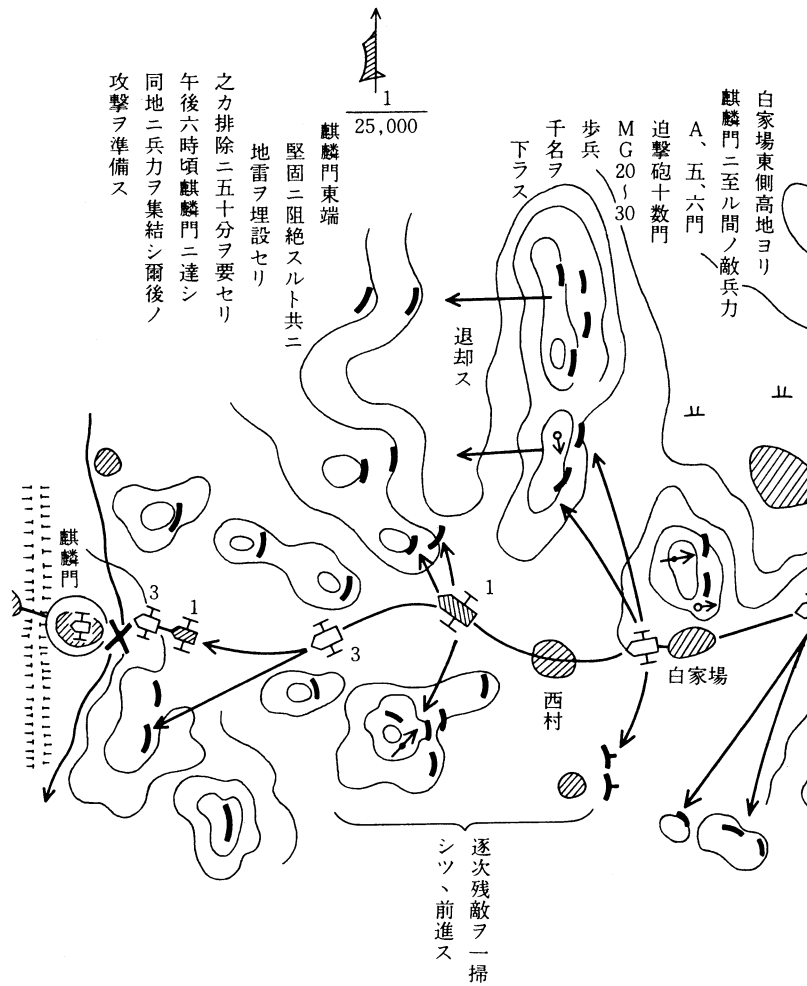
⑤段列長ハ輕装甲車ニ依リ彈藥及糧食ヲ補充スヘシ

細部ハ別ニ指示ス(輕装甲車ニ依リ伝達ス)

17、各小隊ハ夫々所命ノ如ク態勢ヲ執リ、戦力ノ回復ニ勉メタリ敵彈始ト終夜ニ互リ飛來セシモ我ニ損害ナシ

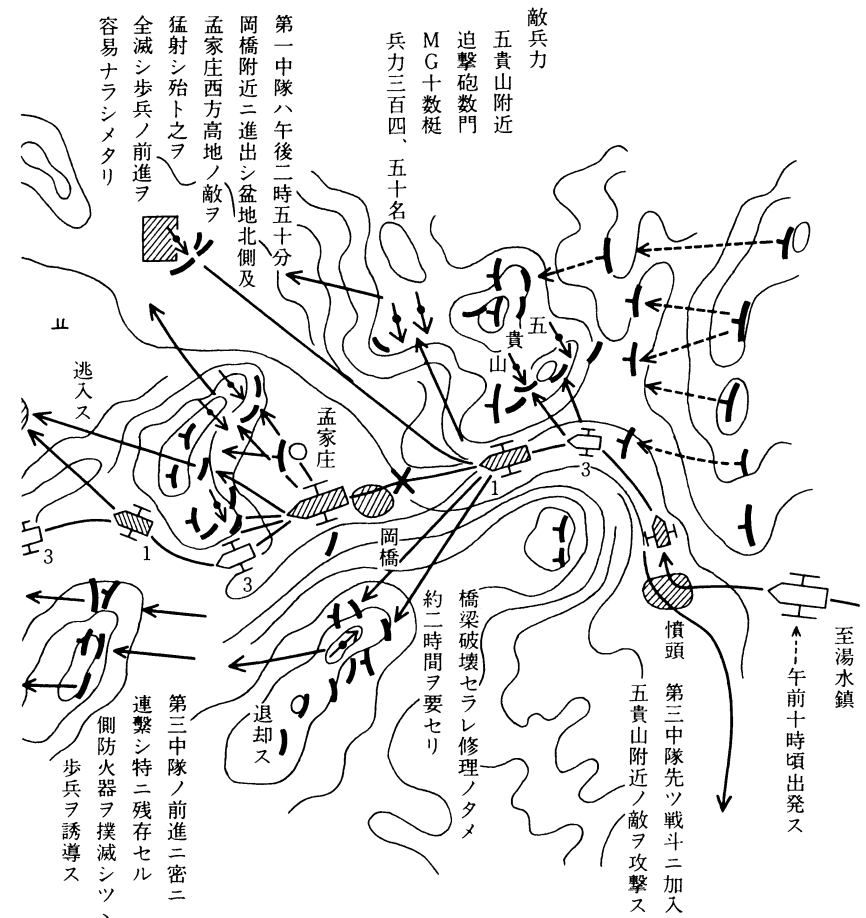
18、午後五時四十五分頃第二中隊立花斥候(長立花准尉、輕装甲車三台)ハ中隊ノ位置(孝陵衛東方三叉路)ニ来リ連絡ノ後出發セシカ午後六時〇分頃帰來シ左ノ通報ヲナセリ

憤頭附近ヨリ麒麟門ニ至ル



戦車第一中隊戦闘経過要図

(昭和十二年十二月九日ニ於ケル)

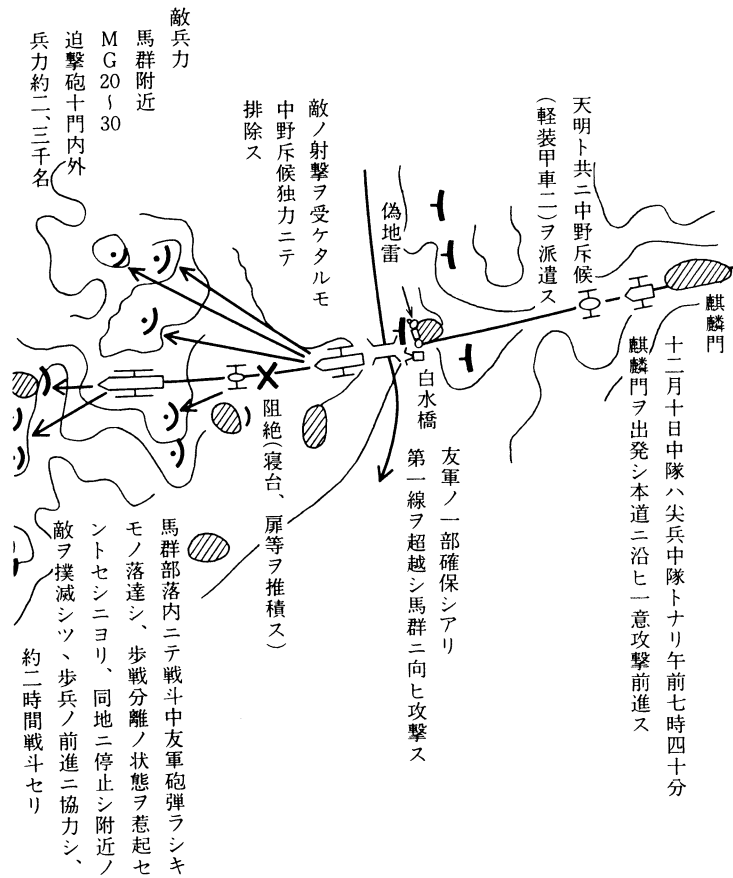


馬群及其西方地区ニ於ケル



戰車第一中隊戰鬪經過要図

(昭和十二年十二月十日ニ於ケル)



立花斥候通報ノ要旨

①本道上ニハ部落ノ中央ニ阻絶アリ且敵ハ機関砲ヲ有スルモノノ如ク斥候ハ数発ノ射撃ヲ受ケタリ

②障礙ノ程度ハ夜間ノタメ不明ナルモ、戦車ト雖モ排除セサレハ通過ハ困難ナリ

③中野斥候モ該地附近ニアリ間モナク帰来スルナラン 以上

19、中野斥候モ亦間モナク帰来シ同様ノ報告ヲナセリ

20、午後六時五分頃中隊段列ヨリ和田曹長以下四名乗用車ニ依リ糧食を補充ニ来レリ

21、午後十時過キ頃「各部隊ハ夫々現在地附近ニ於テ至敵ナル警戒ノモトニ夜ヲ徹スヘキ」旨ノ大隊命令ヲ受領セリ

22、次テ爾後ノ戦闘ニ関スル大隊命令ヲ受領シ之ニ基キ左記要旨ノ中隊命令ヲ下達シ、翌十一日ノ戦闘加入ヲ準備シツツ、大隊ノ主力及友軍歩兵ヨリ離レテ、孝陵衛三叉路ニ於テ夜ヲ徹セリ

中隊命令ノ要旨

一、友軍砲兵ハ明十一日天明後孝陵衛西北側敵陣地ニ対シ効力射準備射撃ヲ約一時間実施スルヲ

大隊ハ爾今第十六師団ニ配属セラレ、明十一日依然湯水鎮ノ上麒麟門ノ南京道ニ沿フ地区ヨリ南京ニ向ヒ攻撃ス

工兵小隊主力ハ中隊ニ協力スルヲ

二、中隊ハ明十一日友軍砲兵ノ射撃完了ニ膺接シテ攻撃前進シ依然本道方面ヨリ中山門ニ向ヒ敵ヲ攻撃セントス

中山門到着後第九師団長ノ指揮下ニ入ル

又同門到着後大隊段列ヨリ修理班一個分隊ヲ配属セラル

三、第一小隊ハ依然尖兵トナリ前任務ヲ続行スヘシ

ト連絡スルト共ニ尖兵ニ其ノ旨ヲ伝フ

5、次テ午前九時三十分過キ砲兵射撃ノ最終弾ニ膺接スル如ク中隊ハ攻撃前進ヲ開始ス

此ノ間友軍歩、工兵ハ所在ノ地形ヲ利用シツツ三叉路西側附近ニ進出ス

6、中隊ハ前述命令ノ如ク第一小隊ヲ尖兵トシ爾余ハ左ノ順序ニ前進ス

中隊長戦車、第二、第三、第四小隊

7、次テ間モナク孝陵衛部落中央附近ノ阻絶ニ遭遇シ尖兵タル第一小隊及中隊長戦車ハ機ヲ失セス道路上ニ於テ所在ノ家屋ノ間隙ヨリ四周ノ敵ヲ射撃シ、第二、第三小隊亦相次イテ戦闘ニ加入シ孝陵衛北側高地脚ノ掩蓋機関銃ヲ求メテ之ヲ猛射シ遂ニ孝陵衛北側高地及部落西端附近ノ敵ニ殲滅的打撃ヲ与ヘ、直チニ戦車ノ乗務員ノ約半数ヲ下車セシメ追及シ来レル工兵小隊ト共ニ協力シ之カ排除ニ努メ約二時間ニシテ作業を完了セリ

作業間数名ノ敗残兵ノタメ屢々狙撃ヲ受ケタルモ、歩、工戦ノ適切ナル協同特ニ戦車ノ迅速且正確ナル射撃ニ依リ遂ニ之ヲ撃破シ、工兵小隊ヲシテ作業実施ニ支障ナカラシムルコトヲ得タリ

8、午後〇時三十分、遂ニ友軍歩兵(Ⅲ/20 i)ハ孝陵衛西北方陣線ヲ確保スルコトヲ得タリ

9、戦車中隊ハ続イテ第二ノ阻絶ヲ排除シテ午後一時三十分同地西端ニ進出ス、此ノ時偶々敵砲兵ノ集中火ヲ受ケ敵弾尖兵タル第一小隊ノ戦車ノ両側ニ落下セシモ幸ニ事ナキヲ得タリ

10、次テ中隊長ハ左記ノ如キ中隊命令(要旨摘記)ヲ下達スルト共ニ第一、第二小隊長ヲ伴ヒ歩兵大隊本部ニ至リ連絡ス

攻撃要領ハ本日ニ同シ

四、各小隊ノ前進順序ハ本日ニ同シ

五、段列ハ後方ヨリ逐次躍進スヘシ

六、予ハ中隊主力ノ先頭ニ在リテ前進ス

(以上)

十二月十一日

1、午前八時三十分頃ヨリ友軍砲兵ハ孝陵衛北側高地(含ム)以北ノ敵陣地ニ対シ射撃ヲ開始ス

2、中隊ハ此ノ間再ヒ輕装甲車ヲ以テ本道上ヨリ当面ノ敵情竝ニ地形ヲ偵察セシム

3、次テ間モナク中野斥候ヨリ左ノ報告ニ接ス

中野斥候報告ノ要旨

①孝陵衛ノ部落中央ニ対戦車障礙物(阻絶)ニヶ所アリ其ノ程度次ノ如シ

第一 車輛、寝台、机、鉄板等ヲ堆積セルモノニシテ、戦車、輕装甲車ノ通過不能ナリ

第二 土嚢ヲ堆積セルモノニシテ高サ一米、深サ一米二十糎内外

第一阻絶ハ簡單ニ排除シ得ルモ第二ノ阻絶ハ排除ニ數クモ三十分ヲ要ス

②兩障礙物ノ距離ハ十米内外ナリ

③阻絶附近ニハ敵兵アリ、之ヲ撃破セサレハ障礙ノ排除ハ困難ナリ

4、茲ニ於テ中隊長ハ先ツ第一ノ阻絶附近ニ前進シ阻絶周囲ノ敵ヲ撃破シ、然ル後、工兵ト協力シ之カ排除ヲナスニ決シ、工兵小隊

中隊命令ノ要旨(午後一時四十分孝陵衛西端ニ於テ)

①中隊ハ遺族学校ノ線ニ在ル敵後方陣地ヲ攻撃スル目的ヲ以テ暫時現在地附近ニ停止シ、歩、工兵ト密接ニ協力シ爾後ノ戦闘ヲ準備セントス

②各小隊ハ現在地ニ於テ速ニ戦力ヲ回復スルト共ニ爾後ノ攻撃ヲ準備スヘシ

③第四小隊長ハ部下小隊ヲ以テ彈藥ノ補充ニ任スヘシ

④予ハ今ヨリⅢ/20 i本部ニ至リ連絡ノ後現在地ニ帰来ス

第一、第二小隊長ハ予ト同行スヘシ

⑤中隊長不在間ノ指揮ハ第三小隊長之ヲ執ルヘシ (以上)

11、午後七時頃12/20 iノ一個小隊(機関銃一分隊ヲ附ス)ハ孝陵衛西端ニ位置シ敵ノ逆襲ニ備フルト共ニ本道方面ノ警戒ニ任シタリ

12、孝陵衛附近ヲ確保シアリシⅢ/20 iハ十一日夕刻Ⅱ/20 iト交代ス

中隊ハ依然本道方面ヨリ同大隊ニ協力スヘク夫々連絡ス

13、同夜ハ同地附近ニ於テ敵ノ逆襲ニ備ヘ至敵ナル警戒ノモトニ夜ヲ徹セリ

十二月十二日

1、朝来、孝陵衛西端附近ニ位置シテ前面ノ敵情地形ヲ偵察シ攻撃ヲ準備ス

歩兵大隊ハ右翼紫金山方面ノ戦闘進捗ヲ待ツテ攻撃前進スルニ決シ概ネ前日ノ態勢ヲ以テ終日攻撃ヲ準備セリ

2、中隊長ハ午後二時頃、歩兵各中、銃隊長及中隊長ト共ニ歩兵第

二大隊長ノモトニ集合シ、孝陵衛西端小学校跡ニ於テ現地ヲ目撃シツツ歩兵大隊攻撃腹案ヲ聴取シ且所要ノ協定ヲナセリ
3、次テ中隊長ハ各小隊長ヲ同地ニ招致シ歩兵大隊ノ攻撃要領並ニ敵情地形ヲ説明シツツ左ノ如キ中隊命令ヲ下達シ戦闘加入ノ要領ヲ命シタリ

中隊命令ノ要旨

十二月十二日午後三時五十分 於孝陵衛西端

- ①敵情並ニ歩兵第二大隊ノ企図（現地説明）略
- ②中隊ハ歩兵ノ攻撃前進ニ密ニ連繫シ、前方小流ノ線ニ於テ歩兵ヲ超越シテ戦闘ニ加入シ遺族学校附近ノ敵側防火器ヲ求メテ攻撃シ主トシテ第七中隊ノ戦闘ニ協力セントス
- ③各小隊ハ明朝午前六時五十分迄ニ現在地附近ニ於テ攻撃準備ヲ完了スヘシ
- ④中野准尉ハ輕装甲車ニテ本日薄暮迄ニ前方ノ地形ヲ偵察スヘシ、特ニ地雷及阻絶ヲ搜索スヘシ
- ⑤予ハ依然現在地ニ在リ
- ⑥攻撃前進ト共ニ、中隊主力ノ先頭ニ在リテ前進ス（以上）
- ⑦尚各小隊長ハ右命令受領後、各乗務員ヲ交互ニ招致シ夫々命令ヲ下達セリ
- ⑧又乗務員ハ敵ニ遮蔽シツツ現地ヲ目撃シ、志氣自ラ昂リ必勝ノ信念ニ燃エツツ爾後ノ攻撃ヲ準備セリ
- ⑨午後五時二十分頃大隊命令ヲ受領シ右翼方面ノ戦況ヲ知ル
- ⑩斯クシテ中隊ハ再ヒ同地ニ於テ夜ヲ徹ス

- 6、當時本道上ノ障礙物ハ佐々木工兵小隊ノ迅速ナル作業ニヨリ遂ニ之ヲ排除セラレアリタリ
- 7、中隊ハ遺族学校ノ線ニ進出後引キ続キ中山門ニ向ヒ前進中本道上ニ引キ続キ派遣シアリシ中野斥候ハ中山門東側橋梁附近ニ於テ左ノ報告ヲナセリ

（午前八時十五分頃）

中野斥候報告ノ要旨

- ①中山門ハ既ニ友軍之ヲ領有シアリ
- ②中山門ハ土囊其ノ他ヲ以テ堅固ニ閉塞セラレ、車輛ノ通過不能ナリ我カ工兵隊ハ目下極力之ヲ排除中ナリ（作業ニ數クモ、二三時間ヲ要ス）
- ③城壁外ハ各所ニ鉄条網及地雷アリテ迂回困難ナリ
- ④中野斥候ハ城門東側ニ停止シアリ
- ⑤第九師団司令部トハ未タ連絡執レス
- ⑥斥候ハ徒歩ニ依リ入城シ第九師団ト連絡セントス（以上）
- ⑦右報告ニ基キ中隊長ハ戰車部隊ヲ中山門東側本道上ニ停止セシメ中野斥候ヲシテ徒歩ニ依リ第九師団ニ連絡セシムルト共ニ各小隊長ヲ伴ヒ中山門ニ至リ作業進捗ノ状況ニ関シ工兵隊長ト連絡ス
- ⑧午後四時五分、工兵隊ノ作業完了ト共ニ中隊（戦闘車輛ノミ）ハ第四、第一、本部、第二、第三小隊ノ順序ニ中山門ヨリ堂々ト南京ニ入城シ、同門西方約一軒ノ古物保存所附近ニ兵力ヲ集結待機シ、爾後ノ掃蕩ヲ準備セリ
- ⑨中隊ハ南京入城ト共ニ第九師団長ノ指揮下ニ入り、右翼隊タル歩兵第六旅団長ノ直轄トナリ、中山道西南側ニ集結待機ヲ命セラ

十二月十三日

- 1、午前〇時四十分頃中隊長ハ歩兵大隊長ノモトニ招致セラレ、前面ノ敵ハ既ニ退却セルモノノ如ク歩兵第七中隊ノ一部ハ午後九時過キ遺族学校南側部落ヲ奪取セリトノ通報並ニ歩兵大隊ノ爾後ノ行動ニ関シ其ノ企図ヲ聴取ス
- 2、茲ニ於テ中隊長ハ天明ト共ニ歩、工兵ト密ニ連繫シツツ機ヲ失セス第一線ニ進出シ、次テ中山門ニ向ヒ突進スルニ決シ左記ノ如キ中隊命令ヲ下達セリ

中隊命令ノ要旨（十三日午前一時十分下達）

- ①前面ノ敵ハ夜暗ヲ利用シ退却セルモノノ如シ
- ②歩兵第二大隊ハ一部ヲ以テ午前二時出發シ先ツ遺族学校南北陵線ノ線ニ向ヒ追撃セシメ、主力ハ午前四時乃至五時ノ間ニ前方ニ進出ス
- ③中隊ハ天明ヲ待チ本道上ノ障礙ヲ排除シテ速ニ中山門ニ向ヒ前進セントス
- ④中野准尉ハ天明時ヲ利用シ、現在地出發前方ニ進出シ、友軍トノ連絡及障礙物ノ状況ヲ偵察スヘシ
- ⑤各小隊ハ隨時出發シ得ル如ク準備スヘシ
- ⑥前進ノ時機ハ後命ス
- ⑦予ハ暫ク現在地ニ在リ
- ⑧午前七時十五分頃（天明ト共ニ）中野斥候ハ出發ス
- ⑨次テ午前七時三十分、中隊長ハ中野斥候ノ報告ニ基キ中隊命令ヲ下達シ、中隊ハ直チニ中山門ニ向ヒ前進ヲ開始セリ
- ⑩是ト相前後シテ、「第一中隊ハ速ニ中山門ヲ占領スヘキ」旨ノ大隊命令ヲ受領セリ

- 11、午後五時五十分、六旅作命第一三八号及歩七作命第一〇四号ヲ受領シ、新ニ第九師団ノ北部掃蕩隊タル歩兵第七聯隊ニ配属セラ

- 12、是ト前後シテ口達ニ依リ左記要旨ノ歩兵第六旅団命令ヲ受領ス

歩兵第六旅団命令ノ要旨

- 一、湯水鎮附近ニ多数ノ敗殘兵出現ノ報アリ
- 二、戰車第一大隊第一中隊ハ即時一ヶ小隊ヲ湯水鎮ニ派遣シ軍副官ノ指示ヲ受ケシムヘシ
- 13、午後六時下達セル中隊命令次ノ如シ
- ①、中隊ハ第九師団ノ北部掃蕩隊タル歩兵第七聯隊ニ配属ヲ命セラル歩兵第七聯隊ハ別紙ノ如ク本日以後城内ノ掃蕩ヲ実施ス
- ②、中隊ハ主力ヲ以テナルヘク速ニ行動ヲ開始シ、中山路ニ沿フ地区ヲ掃蕩セントス
- ③、大隈中尉ハ部下小隊（第八九一九号欠、新ニ第八九三二一号ヲ属ス）ヲ以テ即時出發、湯水鎮ニ至リ軍副官ノ指示ヲ受ケヘシ
- （状況ハ口達セル通り）
- ④、田中伍長ノ指揮スル輕装甲車一ヲ配属ス
- ⑤、第二小隊ハ予ト共ニ城内掃蕩ニ任スヘシ
- ⑥、第八九三二一号ヲ臨時第一小隊ニ配属ス
- ⑦、第八九一九号ハ現在地ヲ於テ極力修理ヲ完了スヘシ
- ⑧、第三小隊長ハ残置セル人員及車輛ヲ指揮シ現在地ニ於テ待機スヘシ
- ⑨、第四小隊長ハ部下小隊（一車欠）ヲ以テ中隊主力ニ先行シ、中山路中央十字路ニ至リ歩兵第七聯隊ト連絡スヘシ

爾後ノ行動ハ別命ス

9、予ハ第二小隊ト共ニ先ツ中山路中央十字路ニ到ル

中隊長 城島大尉

下達法

全員ニ出発準備ヲ命スルト共ニ大隈中尉ニ要旨ヲ口達シ次

テ各小隊長ニ口達ス

14、大隈小隊(戦車三、軽装甲車一)ハ午後六時十分出発シ湯水鎮ニ向ヒ急進ス

15、中隊主力ハ午後六時五十分古物保存所南側附近ヲ出発シ中山路ニ沿ヒ前進シ、午後七時二十分頃中山路中央十字路ニ達シ、暫時停止シ同地附近ヲ掃蕩後、午後九時三十分頃車廠ニ帰来セリ

16、次テ午後九時三十分、城内掃蕩ニ関スル歩七作命第一〇五号ヲ受領シ之ニ基キ、左記ノ如キ中隊命令ヲ下達セリ

中隊命令ノ要旨

一、師団掃蕩隊ハ引キ続キ城内掃蕩ヲ実施ス

北部掃蕩隊タル歩兵第七聯隊ハ別紙要図ノ如ク掃蕩ヲ実施ス

二、中隊(第一小隊欠)ハ明十四日午前九時三十分現在地出発、

北部掃蕩隊ノ掃蕩区域外周道路ヲ先ツ鼓樓東北側三叉路附近ニ

前進シ歩兵第七聯隊ノ掃蕩ニ協力セントス

三、各小隊ハ左ノ順序ニ明十四日午前九時三十分迄二道路上に集合スヘシ

第四小隊、第二小隊、中隊長戦車、第三小隊

四、草場軍曹ハ軽装甲車第九四一七号ニ依リ71トノ連絡ニ任ス

ヘシ

五、予ハ午前九時二十分車廠ニ在リ、後第二小隊ニ続行シ前進ス

(以上)

十二月十四日

1、午前九時三十分、前項命令ノ如ク行動ヲ開始シ歩兵第七聯隊ノ北部掃蕩地区ノ掃蕩ヲ実施シ主トシテ第三大隊ニ協力シ終日行動シ左ノ如ク多数ノ俘虜竝ニ兵器等ヲ鹵獲シ午後五時三十分集結地ニ帰還セリ

俘虜 二五〇名

乗用自動車

五台

小銃 二三〇挺

側車附自動二輪車

五台

輕機関銃 一一挺

人員輸送車

二台

対戦車砲 二門

自動貨車

二台

機関砲 一門

右ノ外掃蕩ニ際シ反抗ノ色アリシ敗殘兵約七八十名ヲ夫々処分

セリ掃蕩間ニ於ケル我損害ナシ

2、午後十時三十分、歩七作命第一〇八号乃至第一一〇号ヲ受領シ左ノ如ク中隊命令ヲ下達セリ

中隊命令ノ要旨

一、明十五日午前十時ヨリ掃蕩隊長、掃蕩区域内ヲ巡視セラル

二、潮中尉ハ左記人員、車輛ヲ指揮シ午前九時三十分迄二旅団司

令部ニ到リ旅団副官ノ指示ヲ受クベシ

戦車 二(乗務員共)

乗用車

二

自動貨車

一

操縦手ノミ

巡視経路別紙要図ノ如シ

三、爾余ハ依然現在地ニ在リテ待機スヘシ

(以上)

十二月十五日

1、潮中尉以下ハ所命ノ如ク行動シ午前十一時五十分中隊主力ノ位置ニ帰来セリ

2、午後四時三十分、軍命令ニ基キ大隈小隊ハ中隊主力ノ位置ニ帰還セリ

十二月十六日

1、中隊(中隊段列共)ハ勵志社跡ニ集結シ戦力ノ回復ニ勉ムルト共ニ城内掃蕩隊ノ掃蕩ニ隨時即応シ得ル如ク待機セリ

2、次テ午後七時三十分、六旅作命第一四三号及歩七作命第一一二号ニ基キ左記中隊命令ヲ下達シ入城式ノ参加ヲ準備ス

中隊命令ノ要旨

①明十七日南京入城式ヲ実施セラル

②中隊ハ徒歩一個小隊ヲ編成シ入城式ニ参加セントス

依ツテ左ノ通り心得ヘシ

(イ)編成別紙ノ通り

(ロ)服装ハ徒歩軍装ニシテ鉄帽及防毒面ヲ除ク

(ハ)集合時刻及場所

午前十一時三十分迄ニ宿舍表門附近ニ集合スヘシ

細部ニ関シテハ独立機関銃隊長ノ指示ヲ受ク

③保木曹長ハ段列ヨリ円匙若干ヲ携行セシムヘシ

④予ハ明十七日午前十一時三十分舎前ニ在リ

(注)細部ニ関シテハ別ニ指示ス

以上

十二月十七日

十二月十八日

1、陸海軍合同大慰靈祭ヲ実施セラル

此ノ日朝来曇天ニシテ寒氣烈シク西北ノ風強シ

午後二時四十分諸儀滞リナク終了ス

2、午後五時第九師団ノ配属ヲ解カレ、依然勵志社跡ニ集結シテ城内ノ警備ニ任シタリ

太田 壽 男 供述書

南京・第二碇泊場司令部・騎兵少佐 30期

一、五、略

六、自一九三七年十月下旬中支許甫鎮上陸 間ニ於ケル罪惡
至一九三九年三月上旬日本ニ帰還迄

1、南京攻略以前ニ於ケル罪行（附図第一参照）

（自一九三七年十月下旬
至一九三七年十二月中旬）

(イ) 香川県善通寺騎兵第十一聯隊留守附トシテ勤務中（教育及経理主任）一九三七年十月中旬第二碇泊場司令部々員ヲ命セラル（第二碇泊場司令部ハ大阪ニ於テ新ニ編成セラレタルモノニシテ其ノ編成ハ司令官一、部附將校十三名、通訊二名、下士官十五名、計三十一名）

十月二十四日下関港ニ於テ病院船泰山丸ニ乗船シ出発ス（泰山丸ハ上海方面ノ病兵ヲ下関港ニ下卸シ上海方面ニ航行スルモノニシテ第二碇泊場司令部ノ人員ト外ニ病院船乗組ノ看護婦約三〇名乗船ス）

(ロ) 一九三七年十月二十六日許甫鎮ニ上陸ス（許甫鎮ニハ上海碇泊場許甫鎮支部ガ開設サレアリ）

約三日同地ニ滞在ノ後十月三十日司令部ハ許甫鎮出發機附小舟ニ乗船シ運河ヲ航行シテ十月三十日夕刻常熟ニ到着茲ニ司令部ヲ

設置シ十月三十一日ヨリ業務ヲ開始ス

私ハ揚搭掛トシテ許甫鎮方面ヨリ来ル糧秣ノ揚陸作業ヲ指導ス當時揚陸量ハ多カラザリシモ揚陸セル糧秣ハ常熟ニ在ル兵站支部ニ送り南京攻略ノタメ常熟ヲ通過スル部隊ノ糧秣ニ充當セシモノデアル、攻略部隊用糧秣ノ揚陸ヲ以テ南京攻略ニ参加ス

(イ) 十一月中旬私ハ蘇州碇泊場司令部ニ連絡ノタメ出張ヲ命ゼラレ將校一、兵四ト共ニ小舟ニ乗ジ運河ヲ航行シテ蘇州ニ往復ス（二日間）其ノ帰途常熟西方約二軒ノ運河ニ沿フ池ニ於テ浮游セルアヒル約三〇羽ヲ掠奪ス（住民ハ居ラザルモ附近ノ村落ニ居住スル中国人民ノ所有セルモノナルコトハ明カナリ）

(ニ) 十一月二十七日常熟司令部ニ於テ司令官ヨリ左ノ命令ヲ受ク
太田少佐ハ將校一、兵二ト共ニ上海碇泊場許甫鎮支部ニ到リ常熟司令部トノ連絡ニ任スベシ

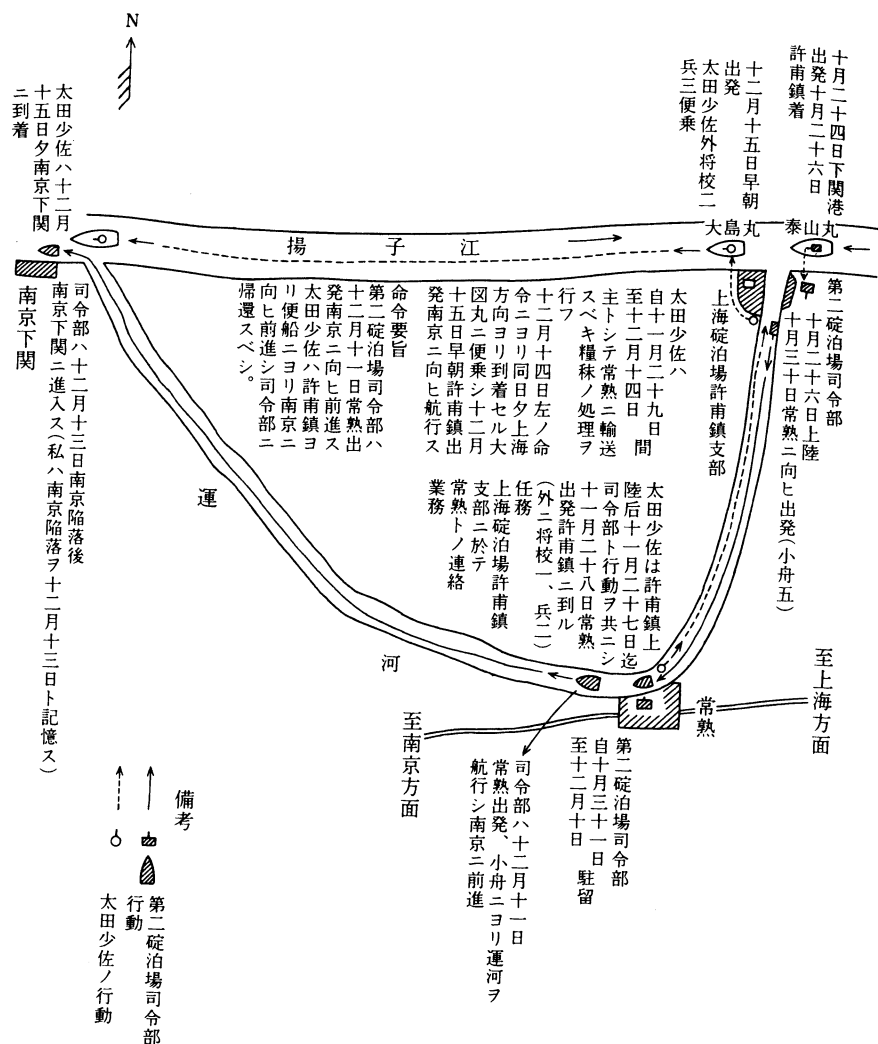
私ハ十一月二十八日常熟出發前記人員ト共ニ小舟ニ乗ジ運河ヲ航行シテ十一月二十八日夕刻許甫鎮ニ到着シ茲ニ主トシテ常熟ニ輪送スベキ糧秣ノ処理業務ヲ実施ス

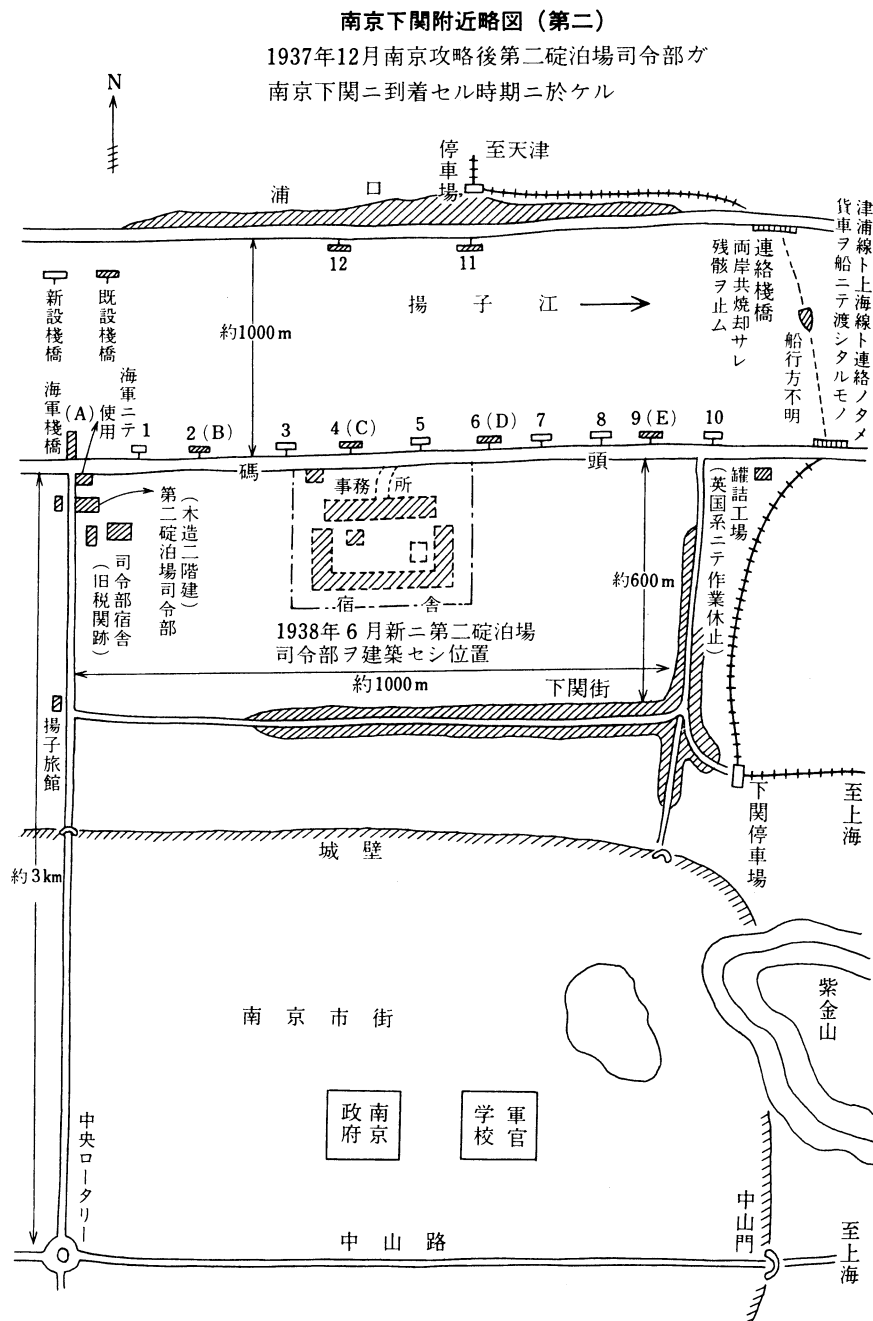
(ホ) 十二月十四日左ノ第二碇泊場司令部ノ命令ヲ受領ス（此ノ命令ハ將校一、兵一ガ小舟ニ乗ジ常熟ヨリ伝達シ来ル）

第二碇泊場司令部ハ十二月十一日常熟出發南京ニ向ヒ前進ス、

附図第一

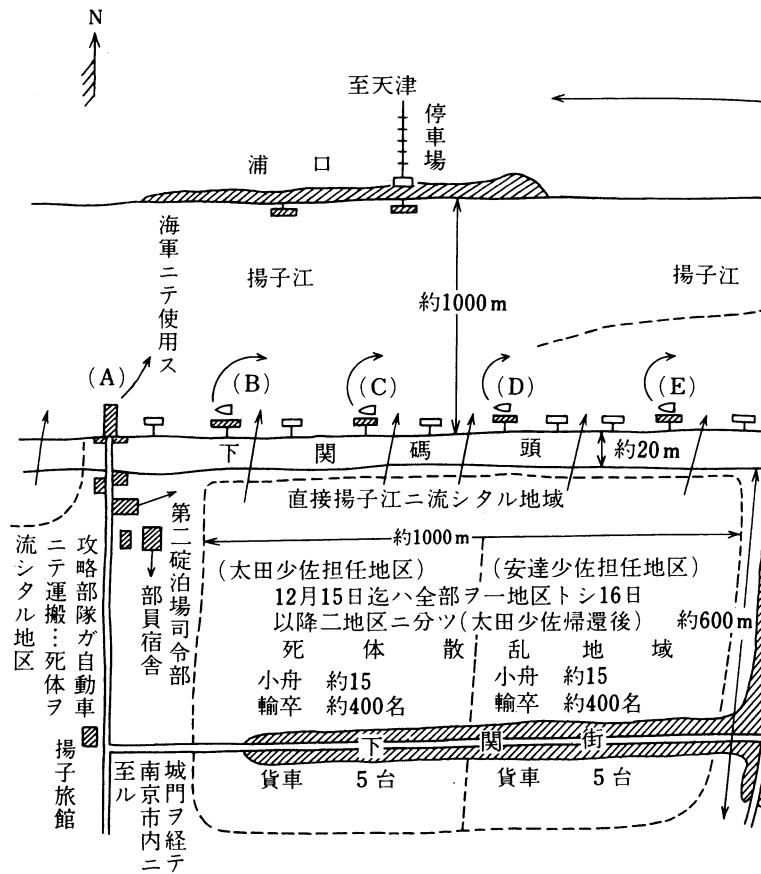
1937年10月下旬第二碇泊場司令部ガ許甫鎮ニ上陸後
南京到着迄ノ間ニ於ケル司令部及太田少佐行動略図



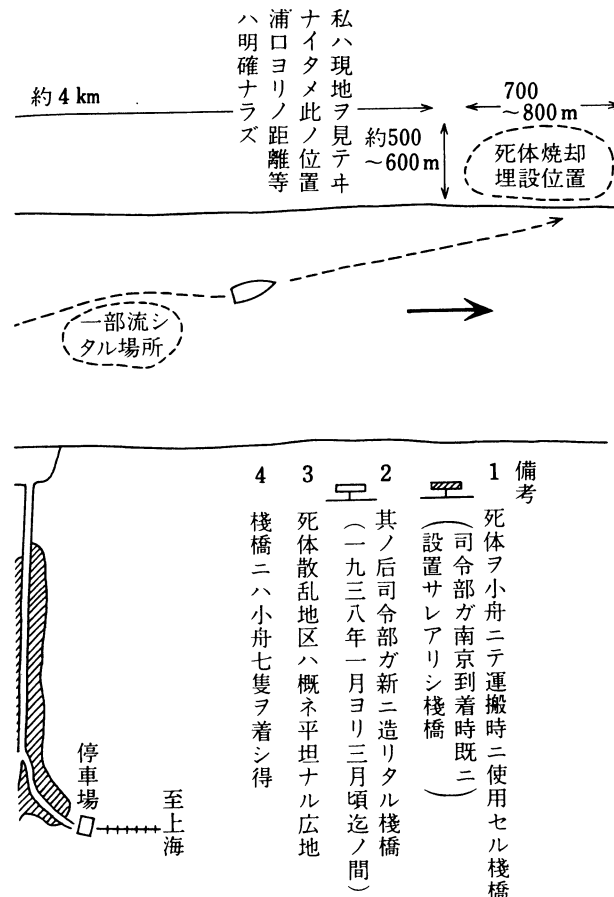


- 太田少佐ハ在許甫鎮第二碇泊場司令部將校ニ、兵三ヲ率ヒ許甫鎮ヨリ便船ニヨリ南京ニ向ヒ前進シ司令部ニ帰還スベシ
- 私ハ右命令受領後許甫鎮支部ニ連絡ノ結果十二月十四日夕大図丸ノ来ルヲ知り之レニ便乗シ十二月十五日朝許甫鎮出發揚子江ヲ南京ニ向ヒ航行ス（大図丸ニハ糧秣ヲ積載シアリ）
- 第二碇泊場司令部（太田少佐外將校二、兵三ヲ除ク）ハ十二月十一日常熟出發小舟ニヨリ運河ヲ航行シ十二月十三日南京陥落後南京下関ニ進入シ茲後南京下関ニ位置ス（附圖第二参照）
- 2、南京到着後ニ於ケル罪行（自一九三七年十二月中旬至一九三九年三月初旬）
- (1) 南京事件ニ関スル罪行
- 一九三七年十二月中旬南京攻略ノ際日本軍ハ抗日軍捕虜及住民總計約十五万人ヲ殺害セリ
- 私ハ十二月十五日夕南京下関ニ到着シ下関司令部ニ於テ左ノ要旨ノ司令官命令ヲ受ク
- 第二碇泊場司令部ハ南京攻略部隊ト協定シ下関地区ニアル中国人死体ノ処理ヲ実施シアリ目下安達少佐ガ担任セルヲ以テ太田少佐ハ之レニ協力セヨ
- 私ハ直ニ安達少佐（第二碇泊場司令部々員）ニ面談シ左ノ件ヲ知ル（南京下関死体処理略図参照）
- (1) 処理法
- 大部ハ下関碼頭及其ノ稍々下流ヨリ揚子江ニ流ス
- 一部ハ浦口東方約四軒ノ地点ニ於テ焼却埋没ス（燃料ハ主トシテガソリンヲ用ヒ埋没ハ窪地、地隙等ヲ利用ス）
- 南京市内ニアル死体ハ攻略部隊ガ貨物自動車ニテ揚子江岸ニ
- (2) 運搬シ直接碼頭ノ上流附近ヨリ揚子江ニ流ス（其數約五万）
- (2) 南京碇泊場司令部ニテ運搬ノタメ使用セル人員器材
- 配属小舟 約三〇（機関附シテ船員二名、一隻ニ死体約五〇ヲ積載シ得）
- 貨物自動車 約一〇（碼頭ヨリ遠キ位置ニアル死体運搬ニ使用一台約五〇ヲ積載シ得）
- 配属陸上輸卒隊 約八〇〇名（南京第二碇泊場司令部ガ到着ト共第二十一軍ヨリ配属セラレシモノ）
- (3) 運搬状況（下関地区ニ於ケル碇泊司令部ノ担任セルモノ）
- イ 下関地区ノ大部ハ碼頭迄運搬シ揚子江ニ流シ一部ハ小舟ニテ稍々下流ニ運搬シ揚子江ニ流ス、碼頭ヨリ遠キ場所ニアルモノハ貨物自動車、手車等ヲ用ヒ、近キモノハ簡單ナル急造担架ニヨリ運搬ス、此ノ運搬ニハ陸上輸卒隊之レニ從事シ其ノ取扱ヒハ荷物同様ニシテ多數ノ者ハ手鉤ヲ以テ之レヲ行ヒ又死体中ニハ重傷ニシテ絶命シアラザルモノモ若干アリ、之レ等ハ手鉤ヲ以テ頭部或ハ心臟部ヲ刺突シ絶命セシメテ運搬セシモノモアリ
- ロ 焼却、埋没地迄ノ運搬ハ配属小舟ヲ以テシ一回三〇隻運
- 行、一日概ネ十回、約二日間実施ス
- 小舟ニ積込ミハ輸卒隊之レヲ実施ス
- 燒却埋没作業ハ攻略部隊ノ人員約五〇〇名ヲ以テ実施ス、右人員ハ南京攻略軍ノ何レノ部隊カハ明カナラズ、作業実施ノ地点ニ到ル此ノ人員ノ運搬ハ小舟ヲ以テ行フ
- 処置死体ノ概數、処理日數、区分等ニ関スル事項
- 第二碇泊場司令部ニ於ケル死体処理ハ十二月十四日ヨリ概ネ

南京下関ニ於ケル死体処理略図（第一）



(1937年12月南京攻略直后ヨリ約5日間ニ於ケル)



五日間二亘り実施ス 十四日、十五日ハ下関地区ヲ一地区トシ
安達少佐ガ其ノ処理ヲ担任セシガ私ガ一九三七年十二月十五日
夕南京錠泊場司令部ニ許甫鎮ヨリ帰還後ハ二地区トシ私ハ西半
部ヲ担任シ十六日、十七日、十八日ノ三日間実施ス
左ニ各時期及各地区ニ於ケル処理数其ノ他ニ就キ記述ス
イ 十二月十四日、十五日ハ下関地区ヲ區別セズ安達少佐ガ全
部ヲ担任シテ実施セシ時
推定死体総数 約十万人ノ内

碼頭及一部稍々下流ヨリ揚子江ニ流シタル数 約三万五千

焼却、埋没位置ニ運搬セル数(二日間ニテ概ネ終ル) 約三万

右ノ内重傷ニシテ瀕死ノ数 約一、五〇〇
計 六万五千

(内重傷瀕死 一、五〇〇ヲ含ム)

十二月十四日、十五日ノ二日間ハ昼間ハ勿論 夜間ニ於テ
モ処理ヲ行ヒ之レヲ迅速ナラシメタノデアル
私ガ十二月十五日夕南京下関ニ帰還後十六日、十七日、十
八日三日間ハ下関地区ヲ東西二地区ニ別ケ実施ス

各地区ニ於ケル状況左ノ如シ
安達少佐担任地区(東部)

揚子江ニ流シタル数 約一万六千
(一部稍々下流ヨリ流シタルモノヲ含ム)

右ノ内重傷ニシテ瀕死ノモノ 約二五〇

太田少佐担任地区(西部)

揚子江ニ流シタル数 約二万九千
(一部稍々下流ヨリ流シタルモノヲ含ム)
右ノ内重傷ニシテ瀕死ノモノ 約三五〇
計 三万五千

(内重傷瀕死 六〇〇ヲ含ム)

以上全部ヲ総計セハ左ノ如シ

(概ネ五日間ニ於テ錠泊場司令部ノ取扱ヒタル数)

焼却、埋没地ニ運搬数 約三万

揚子江ニ流シタル数 約七万

(内重傷瀕死数約二、一〇〇ヲ含ム) 計約十萬

ハ 南京事件ニ於テ死体処理總数

南京錠泊場ニテ担任セル数 約十萬

攻略部隊ガ取扱ヒタル数 約五萬

計 十五萬ト推定ス

右ノ死体ノ種別ハ抗日軍捕虜(推定約三萬) 其ノ他ハ住民
ニシテ老若男女アリ、要スルニ死体ノ内別ハ住民ノ方ガ多数
ナリシハ明カナリ

(5) 南京事件ニ対スル認罪態度

既述ノ如ク南京攻略時ニ於ケル日本軍ノ非人道的行為ハ今更
之レヲ述ブル迄モ無ク其ノ罪惡ハ最モ嚴重ニシテ第二錠泊場司
令部モ其ノ死体ノ処理ヲ担任シ私モ亦司令部ノ一員トシテ南京
下関ニ於ケル処理ヲ指導シ唯ニ死体ノ運搬ノミナラス、私ニ配
属サレテキタ輸卒ノ中ニハ重傷ニシテ全ク絶命シアラザル者ニ
對シテ手鉤ヲ以テ頭部或ハ心臟部ヲ刺突シ絶命セシメテ運搬シ
タモノガアル其数約三五〇(抗日軍何名、住民何名デアツタカ

ハ今日明カデナイ然シ住民ガ多数デアツタコトハ記憶シテキ
ル)デアル、此ノ事實ハ単ニ死体ヲ運搬セシノミナラス抗日軍
及住民約三五〇名ヲ殺害シタルデアル、私ハ過去南京事件ニ對
スル認罪態度ヲ坦白シタルハ充分デナカツタ、今日更ニ
以上ノ事實ニ基キテ自己ノ罪惡ニ對スル認識ヲ深メ茲ニ私ノ南
京事件ニ對スル認罪態度ヲ明示スルモノデアル

(ロ) 一九三七年十二月二十五日南京錠泊場蕪湖支部長ヲ命ゼラレ將
校一、下士官一、兵一〇ト共ニ蕪湖ニ前進一九三八年一月九日
迄主トシテ蕪湖部隊(當時第六師団駐留ス)ニ對シ糧秣ヲ補給
シ一月十日命令ニヨリ蕪湖支部ヲ撤去シ南京に帰還ス、帰還
後、任務ハ揚塔主任ナリ
(ハ) 以下略

尚私ノ目ノ及バザリシ処ニ於テ私ノ部下ガ犯シタル罪行ニ對シテモ
当然私ガ其ノ責任を負フ可キハ勿論私ガ犯シタル罪惡デアルコトハ申
ス迄モナイコトデアル
以上簡單ニ私ノ罪行ニ對スル認識ト中華人民共和國及中央人民政
府ニ對スル私ノ認罪態度ヲ表示スルモノデアル

一九五四年八月三日

太田 壽男
右食指(印)

尚私ノ目ノ及バザリシ処ニ於テ私ノ部下ガ犯シタル罪行ニ對シテモ当然私ガ其ノ責任を負フ可キハ
勿論私ガ犯シタル罪惡 デアツタハ申ス迄モナイコトデアル
以上簡單ニ私ノ罪行ニ對スル認識ト中華人民共和國及中央人民政府ニ對スル私ノ認罪態度ヲ
表示スルモノデアル

一九五四年八月三日

太田 壽男

右食指

梶谷健郎 日記

南京・第二碇泊場司令部・騎兵軍曹

◇十一月五日

動員令下る。

待望の召集令今夕五時受領す。

いよいよ一死奉公の時期来り諸準備に着手す。召集日は来る七日、明六日一日を以て入隊なり。

家内一同を集め種々打ち合せ今後の方針に付協議し午前二時就寝す。

◇十一月六日

午前中得意先及親戚に挨拶す。終日雨にて午后三時より自宅にあり、森安氏、恭平氏を始め本家父上、兄姉、全部にて別れの宴を張る。記念のため写真撮影す。内藤君、谷君、親友として世話さる。林恒一君も来る。午前一時休む。明日入隊と刻々と迫る時を家内一同最後の集ひを終る。

◇十一月七日

午前四時起床、移転間もなきため店を全部片づく。此日東町より本式の出征をなすため午前六時自宅前にて近所の方々の挨拶を終り、午前七時本店着、各種団体及款送約三百人、極力奮闘する旨一

場の挨拶を終り、大江神社に参拝、午前九時歩三七に入隊す。生ある限り思ひ出の光榮ある今日七日よ。

◇十一月八日

昨日身体検査の結果三十八名合格し、軍曹四名、伍長三十名、上等兵、一等兵、二等兵四名なり。全部新品の軍装を支給され、第二碇泊場司令官鈴木中佐殿に整列申告す。一同元氣旺盛、大いに頑張りんと誓ひ合う。

乾軍曹、小磯軍曹、下中軍曹何れも騎兵第四聯隊出身者、全部先輩にして大いに氣を強うす。

◇十一月九日

午前三時出発の予定なるも明十日に延期さる。午前中部隊の梱包を終り、午后一時より六時まで特に外出を許可さる。

特に懇意なる方々に挨拶に廻り、三時半より五時半まで自宅にて父上、妻、直代、和代と共に別れの宴を催す。後事何の憂もなく安心して出征出来得るを衷心より喜ぶ。

◇十一月十日

裡に出帆、一路〇〇地に向ふ。半月を仰ぎて甲板に立てば、早くも大海原、一片の土を見ず、西へ西へと航行す。午后十一時休む。九州大村聯隊の將兵六百名同船す。看護婦も数十名同船せり。

◇十一月十四日

出帆後西へ西へと航行す。正午済州島を右に見る。

午前午後、輸送勤務及支那語の学科あり。支那の国民性に就て講話あり。泰山丸は一刻の休みなく西及び稍南に前進す。

明十五日夕五時上海着の予定、午后十時寝る。

歩兵部隊、酒を飲み、大騒ぎの散財せり。船のエンジンのみ、波立たず鏡の如し。

◇十一月十五日 雨

午前八時、先般敵の飛行機の襲来を受けたる馬鞍群島着投錨す。四辺には航空母艦リュウジョウ外軽巡洋艦、駆逐艦等六隻あり。午后八時頃まで停止、敵機の襲来により沈むとの状況の元に演習あり。

正午まで歩兵隊散財せり。本日正午、日直下士申受く。

◇十一月十六日 雨

今朝午前、出港の予定なりしも、午后に変更さる。

午前中陣中要ム令の学科、午后船内の視察す。午后出港の予定を変更され、いよいよ明朝上流に船を乗換へ出発の予定なり。早く上陸の上大いに奮闘せんと一同誓ふ。

午前三時、宮門前にて皇居を拝し、一同首途に当り奉公の誠を誓ふ。

梅田駅親戚友人等多数の見送りを受け、五時二十分発車、途中各駅の熱誠なる見送りを受け涙して感激す。今日は無上の快晴、午后二時十七分広島着、電車宇品着。鈴木部隊本部付となり宇品館に宿泊す。

◇十一月十一日

昨夜は疲労の為めかゆつくり休む。心は戦地にありつゝも出発準備のため午前午後を通じて学科あり、船舶輸送に関するもの。宇品港の設備意外に大にして日本の精銳皆当地より出発す。陸軍運輸司令官松田中将に申告す。

今日も快晴、出発は十五日頃の予定、銃後に答へるべく決死奉公せん。

◇十一月十二日

午前中宇品館を出て学科に運輸部に至る。

午後敵前上陸の為めの演習を高崎丸工兵隊によって実施さる。港栈橋には負傷兵続々として上陸せるを見る。悲惨極まりなし。

情況切迫せるに付、明十三日午前七時半発にて門司に向ふべく命令あり、午後四時より準備に着手し、終了後大いに飲む。

◇十一月十三日

午前五時起床、広島駅七時三十五分発、途中各駅の歓送に応へ、午後一時門司着、二時乗船、四時懐かしの故国を後に絶大なる歓送

◇十一月十七日 曇

度々予定の変更あり。午后三時頃、部隊長、副官太田少佐、安達少佐等命令受領の爲上陸せらる。いよいよ明朝出港の予定なり。太倉沖にて上陸との手紙を出せしも、只今変更の爲め止むなし。敵前上陸も刻一刻と近づけり。

◇十一月十八日 雨

いよいよ午後二時泰山丸を去り、ランチにて総洋丸六千吨に移乗す。輜重、歩兵、工兵、山砲各部隊の將兵約千五百名乗船せり。之等は九月初旬の召集兵にて、最早や第一線大場鎮の戦闘に参加せるものにて、馬約四百頭あり、相当船室は悪く困る。寢室に水落つ。後部にてトバクせるものあり、部隊の柄悪、一時暗き気持ちせり。

◇十一月十九日 雨

霧深く出帆見合せられたるも、午前九時出帆北上す。午后三時投錨、陸上との連絡の爲め上陸出来ず。今夜も船中にて一泊に決す。輜重特務兵の運搬の苦勞を聞く。第十一師団四国の兵隊なり。雨はよく降り風強く吹く。夜中は相当寒く困る。業務の分担決す。計画及工務係を受く。

◇十一月二十日 雨

いよいよ午後三時上陸を始め。波高し。計浦鎮川口に着、無数の銃眼を左右に見て支那大陸に第一步を印す。連日の降雨のため道路極めて悪く、破損せる家屋は全部にて誠に哀れなるものあり。友軍は今後統々上陸の予定なり。鈴木部隊は川口上流三百米に倉営す。

太田少佐、陸上水上輸卒隊二十七名。

◇十一月二十四日 晴

鈴木部隊は正午頃常熟に到着せり。クリークの一角を揚格場に選定す。部隊長及本部は李某の居宅に入る。同主人は復旦大学及米国の大学卒業者にして排日の巨頭なり。誠に堂々たる家屋を有し、調度品は善美を尽せり。兵は皆微発とて時計、家具、日用品等隨時持ち帰る。軍司令部は明日到着の予定なり。

◇十一月二十五日 晴

午前六時卅分起床、揚格場の立看板及火氣注意等のビラを張り廻る。午後は炊事、安栗佐長以下六名と共に微発に約三里徒歩す。豚三匹約六十貫持ち帰る。余は一頭に十五錢を支払ふ。家族と共に十八歳位の美人あり。戦地に於ける最初の発見なりき。支那正規兵の死体四、五個あり。日直下士申受く。松井〔七夫〕中将来る。

◇十一月二十六日 晴

工務掛の任務漸く繁忙を極む。衛兵所の改造、ポンプの微発等。午后四時頃より私物の微発に行く。無錫は未だ落ちざる由、前線に出動せる帰來談によれば、銃砲声、飛行機の爆音等見事に聞ゆると。昨今急に寒氣増す、益々極寒に近づく。今朝より風を引く。氣分極めて悪し。四方に火事あり、常熟塔を見る。惨又惨なり。戦場。

◇十一月二十七日 曇

計浦鎮上陸。

◇十一月二十一日 雨

日直下士申受く。午前中午後共、事務室の設置。防風装置、支那家屋内外の掃除等行ふ。午後長谷川部隊の陸上輸卒隊百二名配属され、これにて大助かり。衛兵所を設置し今夜より警戒に当る。道極めて悪し、見る影なし。夜はローソクを燈す。風強し。終日降り続く、天を恨む。馬、支那婦人等、三々五々死し誠に哀れ深し。夜寒し。

◇十一月二十二日 晴

風相当強く、然し久し振りの快晴にて全隊歡呼す。工作整備班の見習のため畑中部隊に出張せし所、出口直久軍曹に出会す。誠に意外にして岸君の出征を聞かず驚き居れり。遠く田舎まで破壊されたる家屋を見物す。老夫婦に十八錢を与ふ。全部隊哀れなり。部隊は近く常熟に出発の予定なり。相変らず揚子江沖には数十隻の船舶あり。

◇十一月二十三日 晴

〔欄外〕常熟上陸。
午前五時卅分計浦鎮発、発動船にて常熟に先発す。午前十時着、宿舎を選定す。常熟は抗日思想の中心地か諸所にビラ激等あり。常熟南門より入城す。各家屋は爆撃の爲め破壊されあり、支那人の死体多数あり。支那人を連れ微発に行く。六師団の一部及二十聯隊に会ふ。夜は大商店に一泊す。

〔欄外〕枕辺にローソク一つ風もなし

午前六時卅分起床、昨夜の点呼に起たず、今朝来より依然悪し、水ハナ出る。午前九時より微発、午后四時帰る。明日より工務掛の業務頻繁の模様なり。午後夕食後より雨となる。故郷よりの通信受領せる者一人もなし。我々の生活は第一線部隊に比較し誠に結構なり。

常熟市の避難民は常熟山西方の民家及寺に居たり。

◇十一月二十八日 晴

午前中、発動艇及支那船の繋船場を設置し多忙なり。午後各所に火災起り本部附近も危険となる。支那人の放火によるならんと援隊を組織し巡回す。二、三支那人殺されたり。夜警戒の爲め巡察を命ぜらる。戦況は有利に転回す。軍司令部は本日移転せり。無錫は完全に落つ。

◇十一月二十九日 晴

〔欄外〕今日もなほ衰へず火はもえ

今日も各所に火災起り城内外に黒煙盛んに上る。支那人の不良と認むる者は一切射殺する事となれり。昨日は十五六人、今日は八名程ありたり。風引は直らず。午前午後を通じ運貨船及小浮舟の標旗製作をなす。火災のため本部移転の議ありたるも取り止めらる。小春日和なり。明日、無錫附近まで水路偵察。江陰遂に落つ。

◇十一月三十日 晴

午前八時より銭家塘まで水路偵察及標示設置の爲め、大道少尉以下機関船にて出張す。途中方向を誤り、蘇州方向に向ひ止むなく返す。民家にて昼食をなし、鴨六羽徴発す。舟は故障多く困る。久し振りにて酒ありスキヤキあり、面白く一同会食をなす。今夕大阪の家より手紙来る。十六日発のもの。父上も家に來られたる由、直代は本家に、家業も順調なるよし。

〔欄外〕 陣中のスキヤキもまた愉快哉

◇ 十二月一日 晴

〔欄外〕 クリクに流れて悲し人の影

本日も快晴なり。大陸氣候なるためか良好なる天候続き、任務の能率も最大限に發揮さる。

午前、安達少佐、倉治少尉外七名と共に電話会社に至り電話機を多数徴発す。事務室にあらざるものと安達少佐の訓戒を受けたるも、任務のため外出するは止むを得ざるべし。安達少佐は一般に不評判なり。午後九時まで事務室にあるは不可にして、部下統率の器にあらず。

◇ 十二月二日 晴

本日も小春日和なり。昨日、大中小浮舟機関付十五隻入手せるため、旗十五本を製作し装置す。警戒兵士民十人連行し来る、調査。通訳の言によれば良民なる由、朝食を与へ城外へ逃走せしめたり。

会報

本日午前八時三十分頃、許浦鎮へ敵重爆機五機の爆撃を受けたり、二回。我に損害なき模様なるも燈火管制に特に注意すべし。

半数は裸体にせられ、手榴弾、機関銃の葉莢等山をなす。私の戦死者、台湾重藤部隊約八名にして、堅固なる陣地を攻撃せる我軍の奮戦を偲ぶ。午後は揚搭場にあり。本日の命令にて、安達少佐以下四十名無錫に前進支部開設される筈にて七日出発するに決す。

◇ 十二月六日 晴

いよいよ無錫支部開設のため準備に着手す。午前中大地図を製作す。午後は私物の梱包、事務用品、大工道具等一切を荷造り、揚搭場に倉治少尉と共に、兵十五名、車五台にて運搬積込む。夜は計画の各位、送別の宴を催し大いに飲む。陣中の酒亦格別の味あり。夜中久し振りにて直代の夢を見る。誰かにいぢめられてるやうでビッシヨリ汗が出た。

◇ 十二月七日 晴

無錫に出发す。

丁度入隊して一ヶ月目、安達少佐、藤原少尉、倉治少尉、乾軍曹、梶谷軍曹、曾根伍長、鎌倉伍長、御舟伍長、医務室二、經理泉谷伍長、以下輪卒隊二十五名にして、午前九時三十分常熟揚搭場を發す。出発前、鈴木部隊中庭に於て部隊長の訓示あり。少佐答辭を述べ、本部職員各位の見送を受け、運貨船二隻を以て十二里の無錫に水路前進す。

絶好の日和にして風少きも稍々寒し。藤原少尉と同船して常熟、無錫間の水路標示をなしつつ午前十一時楊尖鎮を通過、大小のクリクを左折右折しつつ午後二時昼食の爲め上陸し、民家に於て鶏四羽を得て舟中酒あり元気を回復。午後八時、日既に没したる頃、

相変らず城門外に火災起る。住民はボツボツ自家に帰宅せるものあり。敵大隊本部附近に老婦人等の死体七、八個あり。犬猫等の食荒せる跡あり、鬼氣迫るものあり。

敵陸軍五十八師、十大隊の大隊長の写真及第三中隊の中隊旗を押収せり。

通訳を介し盛んに住民を取調ぶ。揚搭にて酒スキヤキありたり。共に食ふ。

◇ 十二月三日 晴

午前故郷への通信を出す。久し振りにて散髪を実施す。津倉、田代の頭を刈る。大隊本部に徴発に行き給料表を押収す。快晴なり。揚搭場各員は無錫に許浦鎮にと出張せり。三浦少尉外十名は江陰に偵察に出張す。一日殆んど仕事なし。鈴木部隊は近く許浦鎮に引返すとの噂あり。夜火事なし、珍なり。

〔欄外〕 壺一つ流れて寒し暮の秋

◇ 十二月四日 晴

相変らず火事が数ヶ所あり。消す者なき故自然消火を待つのみ。終日揚搭場にあり本部との連絡を計る。

支那船の船頭も哀れ多し。敗戦国の国民こそ悲惨なり。軍は次第に前進し、早くも丹陽附近に殺到せりと。南京は第三期戦の最後占領とならん。今月二十日頃には南京は占領されん。

◇ 十二月五日 晴

午前中廬山に上る。正規兵の死体四十八個あり、誠に悲惨なり。

大小の火事を目前に眺め無錫に安着。

◇ 十二月八日 晴

本日起床午前七時にして特に三十分延刻する。朝霜多くして漸く冬来れるを感じしむ。大小の工場林立し、英工場には電燈さへ点ぜられ、上陸以來始めて電燈を見る。火事は名物なりと。

水路偵察 敵中三十里の横断

午前十時三十分命令

梶谷軍曹は兵二名、運貨船一を以て支部發。武進〔錫〕、江陰支部間の水路の偵察を命ず。各人実弾三十発、計九十発を携行すべし。

× × ×

安達少佐に申告の上、勇躍出發す。無錫北方地区より石堰橋鎮までは、河幅百メートル乃至八十メートルにして二時間半を要し、左折五〇〇右連埒を通過、水路の偵察をなしつつ前進す。午後五時戚墅堰鎮南方の鉄橋下に出で、通過せんとせしが石幅狭く船は三分の一程入りて抜けず、工兵隊の來れるを頼みて漸く引き出し、三キロを引返し我家□に左の標識を立て横山村に向ふ。

〔西南方三キロの鉄橋下は幅九尺水上十二尺以上の船舶は通過不能なり 鈴木部隊偵察隊〕

横山村に午後八時頃着、クリク地図と合ず、止むなく民家を取さんとせしが何れも戸締り厳重にして起き來らず。一時間の後、表戸にワラを積み之に放火し二棟を全焼せしむ。この時犬の盛んに鳴き來れるを以て一発の元に射殺す。村民來りて盛んに騒ぎ、消火に努め居れり。

村より三百米の橋下に舟を止め、夕食をとり一泊するに決したる

が、不安にしてウツウツと夜明けまで寝ざりき。

◇ 十二月九日 晴

午前七時起床、七、八名の避難民を捕へ火をたきてあたる。兵、吉澄随聖クリークに落ち服をぬぎ温む。霜降りて寒し。

八時出発横山橋に至り、村医の家にて顔を洗ひ朝食をとる。珍らしき饅頭等多数持ち来る。珍らしくも金を使用して物品を買ひおれり。缶入五十本のタバコを呉れる。厚く礼を述べ良民保護の日本旗及腕章等を書き、鈴木部隊梶谷大尉として判を押し、裕々と引上げる。

正午ころ東□村附近にて道を尋ねんとせしが、皆逃走して誰も居らず。折から水田中、膝まで没して逃走中の支那女を発見。トンヤンビン□□□ニライイと呼べど振り反りつつも尚逃走せるにより、距離三百メートルにして一発射てばヨロヨロと水中に倒れ、そのまま再び起たず遂に死せり。

皇軍の作戦上亦止むなしとするも、哀れと言ふも愚なり。午後二時頃、石堰村附近にて部落に入り、将校室当番にもとクニヤンを発見し、舟に乗せんとせしが嫌がり大声にて泣き、誤りて河中に落ち、再び上げ舟に乗せ途中にて哀れになり逃走せしむ。陳村に午後一時十五分着、江陰二時、揚子江近きため潮の増減急なり。充分に水路の偵察を終り午後六時三十分、無事無錫に帰着、直ちに要図を作製し隊長安達少佐に報告す。橋下不通の立板は適当なる処置なりと賞詞を賜はる。

軍は有利に展開し、陸軍の一部は既に南京を占領せりとの情報あり。帰隊するや支部は全く整ひ、事務室も自分等の室も完全に出て

居れり。

◇ 十二月十日 晴

本日より本格的支部の任務に邁進せんと隊長の訓示あり。衛兵所も設置され倉治少尉と共に事務室にて計画工務の書類作製す。

故郷大阪より内藤氏、兄上、吉田清一氏、家内より手紙来る。

明日は部隊長殿来られる由、戦争は相当長びく由なり。部隊給与は戦地としては充分なり。寝具良好なり。

◇ 十二月十一日 晴

午前午後共、部隊長殿の来着を待つ為め清潔整頓に努力す。倉治少尉以下四名、江陰附近の諸隊と連絡の為め出発す。本日の命令にて明十二日いよいよ待望の南京に先進する事となれり。本日の手紙にて無錫にありと報告した事が残念であった。鈴木部隊の主力と合して出発す。敵の首都に入る、何ぞ痛快なる。誠に男児の本懐と言ふべし。

◇ 十二月十二日 晴

母の命日

午前十一時自動車の都合つき、安達少佐、自分、原田上等兵外運転手共三名、午後二時十五分、三七年自動車にて無錫を発し、江陰に向ふ。全道路石畳にして午後三時三十分江陰着、直ちに道を左にとり常州に向ひ金壇に向ふか、或は直接丹陽に向はんかと。近道を選び直接丹陽に向ふに決し、道路を右にとり進む事約五里、鉄道線路を踏切りて右に出ず、進む事二里にして道の誤れるを発見し、鉄

武装解除をされ城内に連行さる。感激の南京に遂に自身入城をなす。

◇ 十二月十五日 晴

昨日軍司令部は敗残兵の射撃を受けた由なるも、之を直ちに撃退す。支那の巡警、察十八名使用す。午前午後共附近の敗残兵を海軍と共に掃トウす。十数名を射殺せり。負傷せるものも多数あり、之等を一ヶ所に集合せしむ。駆逐艦海風は一番乗にして他七隻入港せり。

気分重く風治らず、夜は歩哨を立て警戒す。

◇ 十二月十六日 晴

午前二時頃機関銃の音盛んに聞ゆ。敗残兵約二千名は射殺されたり。揚子江に面する下関に於て行はる。午前中部隊長、少佐と共に港内巡視を行ふ。二番棧橋にて約七名の敗残兵を発見、之を射殺す。十五歳位の子供も居れり。死体は無数にありて名状すべからざるものあり。常熟より後統部隊来る。

気分益々悪し、されど命的戦場なり。

◇ 十二月十七日 晴

(欄外) 南京入場式に参列の光栄に浴す

午前一時頃より約一時間に亘りて敗残兵二千名の射殺あり、親しく之を見る。誠に此の世の地獄にして月は咄々と照り物凄き限りなり。十名ほど逃走せり。

午前九時三十分発にて城門に於ける入城式に参列す。戦闘に参加せる部隊の1/3にして我等も光栄に浴す。松井司令官以下二百名

道路切まで引返しクリークに沿ひ西進す。途中にて日没し道極めて悪く、歩兵の夜行軍に会ひ自動車意の如く進まず。悪路又悪路、ある時はクリークに入らんとし、或る時は破損せる橋に飛び入らんとし、苦心又苦心、先頭に立ち道案内をなしつつ午後九時三十分丹陽に着す。

清自動車部隊に一泊を依頼し、明朝ガソリンを補給し南京に向ふ予定なりしが、南京はまだ陥落せず。十五日入城式の由にて我々も意外の感あり。途中句陽(容)にて二、三日休止するにあらざれば前進するを得ず。午後十時五十分眠る。天気は良好にして温かし。安達少佐は別室にて我々五名は一室にて寝る。

◇ 十二月十三日 晴

丹陽午前九時発。

ガソリン及びオイルを注油し、一路南京街道を前進す。午後一時湯水鎮を通過、三時南京手前二里の麒麟門站を左に折れ、二里の地点にて一泊に決す。通過せる句陽(容)の街も被害亦甚し。飛行場は最新式のものにて実に完備せられあり、途中物凄く橋梁の破壊されあるを下流より下車して渡ること四ヶ所あり、その他道路は良好なり。

◇ 十二月十四日 晴

南京入城の日。

午前十時出発、風を引き頭重し。

麒麟門站に引返し更に軍司令部の位置湯水鎮に着き、連絡の上屋敷後一路南京に入城す。時に正午、城内の残兵は未だ相当あり、北部の碼頭には行けず、鈴木部隊長も来られた。約二千名の敗残兵は

馬上入城す。午后六時遂に寝る。田代、輕部共に看護に当り感謝の外なし。

◇ 十二月十八日 曇

気分稍良好にして午后起る。寒気は相当進行せり。御船伍長無錫より来る。

昨日より花園飯店の宿舎に移る。本部は棧橋前にして南京錠泊場の看板挙げあり。無線ニュースによれば本日御前会議ありて、南京占領後の国策方針の決定ある筈。午后気分良好の爲め外出したるも又悪化の様相なれば早く寝る。本日夜、本部衛兵所前にて射撃事件あり、之を取調べ銃殺の予定の所、先方の部隊長に引渡す。

◇ 十二月十九日 晴

今朝来南京に本格的冬来り益々寒気迫る。午前中より作業を始む。汽船続々投錨し、揚搭は盛んに活動せり。碼頭附近の掃除も大半整理せらる。自転車にて城内に行く。小磯軍曹の腹痛は良好にて本日起てり。津倉、泉原來らず。敗残兵射撃の銃声は漸く止みて、混乱せる各所も各員の努力に依り大方清潔になりつつあり、毎日多忙なり。

◇ 十二月二十日 晴

午前午後、中山碼頭及下関碼頭の整理をなす。各所に立看板等標示す。対岸に渡りて原田伍長と連絡し、久し振りにて入浴す。揚子江の水にして濁れたるも、気持ち良くサッパリしたり。各人の散髪を行ふ。近來可なり寒く花園飯店の旅館宿舎はダンロを燃やし温か

◇ 十二月二十四日 晴

〔欄外〕坂井貞蔵二等兵負傷す。

午前中岩田隊使役兵十五名を指揮し、工務掛材料置場設置中、暖をとるためドンド中、小銃彈爆発し右脚上部に命中、出血相当あり、直ちに医務室にて応急手当の上、野戦病院に送る。

午后浦口に至りロープシートの徴発をなす。昨日の雨晴れたれど暴風吹き荒れ揚子江上波高し。忠勇一樽ありて夕食最も楽し。

◇ 十二月二十五日 晴

〔欄外〕大正天皇祭(騎四時代鶴田准尉来訪さる)

朝来寒気殊に甚しきも快晴なり。正午頃常熱より太田少佐外来る。津倉、泉原來り久し振りにて歓談す。夕食はスキヤキを実施せり。

正午より自動車にて中山陵、国民政府等四時間に互り見学す。下中軍曹外四名は無湖に出張を命ぜられ、常熱より来りたるまま直ちに出發す。我々はいよいよ南京にて新年を迎ふる事となれり。目出度し。

◇ 十二月二十六日 晴

昨夜計理室と揚搭室と拳銃の件に原因し大喧嘩あり。

午后死体清掃の爲め苦力四十名を指揮し悪臭の中を片附く。約一千個に及べり。目を明けて見る能はず、誠に今世の生地獄と云ふべきなり。

午後五時攻城砲兵廠の鶴田与吉准尉に酒一升、カモ若干を持参し感謝さる。夜八時命令にて揚搭掛を命ぜらる。現場監督も亦愉快な

し。独逸人電気技師来る。鈴木部隊も漸く大世帯となり人員は倍化せり。

◇ 十二月三十一日 曇

午前浦口に至り立看板用材を徴発す。第十三師団の各隊は目下続々渡河前進中なり。軍艦安宅を始め七隻入港せり。揚搭は依然最多忙裡に進めつつあり、正規兵三百名新に配属され揚搭に使役中なり。安達少佐揚搭掛兼務にして多忙を極めらる。夕食はスキヤキを行ふ。久し振りの酒にて酔相当に廻る。夜も可成り冷氣迫る。故郷への通信を發す。

◇ 十二月三十二日

午前六時は相当暗く七時三十分頃にあざれば明るくならず。午前浦口に渡り苦力五名を以て看板用材を運搬せしむ。下関各道路は使役兵によつて清潔にされ敵死体は揚子江に投ず。今日も神通丸、春泰丸の揚搭を実施され午后五時終る。畑中部隊の下士官談によれば出口軍曹は許浦鎮にある由なり。

◇ 十二月二十三日 雨

〔欄外〕広田少佐に面会す。

午前八時自動車の便にて十六師団司令部即ち中島部隊の副官たる騎四出身広田米蔵少佐に面会す。宿舎は中央飯店にして大なり。久し振りの挨拶をなし約一時間会談の後辞す。約一ヶ月半に互る晴天も今朝来雨と変ず。入港の汽船なし。無湖に出張所の必要ある由、上流二十里なり。午后浦口に渡り徴発に任ず。

らん。

〔欄外〕(揚搭掛を命ぜらる)

〔註〕十二月二十七日記載なし。

◇ 十二月二十八日 雨

揚搭掛としての勤務益々効程を發揮し雨中衣糧廠の浦口運搬及住吉丸の揚搭を実施す。吉岡少尉、梶谷軍曹、古川伍長、福田伍長、石津伍長は第三班にして、未だ意気投合せざるも将来大いに奮闘せんとす。

第十三師団は南京より西進し三十里以上前進せり。午后五時より雨及雪となり相当寒し。正月は目前に迫れり。

◇ 十二月二十九日 雪

〔欄外〕(送金す)

昨日夜来の雨は雪と化し、今朝は三寸積れり。風寒く揚搭も困難を極む。

自分は衣糧廠の輸送をなす。午后野戦郵便局より自宅宛金六十円直接送金す。可成り寒し。今日東京日日新聞紙の田中光武氏に浦口にて二枚写真の撮影を受け、自宅宛に直接送られる由なり。

◇ 十二月三十日 晴

お正月も目前に迫れり。戦地に於けるお正月、正に光栄と云ふべし。而も敵の首都南京での迎春こそ我武人としての本懐と言ふべし。和代は如何なしおるならん。直代も大きくなりしならん。今頃

は目に見えて大きくなる時なれば、一度抱いてやり度し。仕事は可成りあるも閑なり。

◇ 十二月三十一日 晴

今日は最後の日とて最多忙なり。明日はお正月のために仕事を今日にて終らんとせるため少々無理をなす。内地の今日と異なり、大晦日の気分もせず、誠に呑気なもの、チョット部屋を片づけ、やや正月らしく整頓す。毎日天気なるもやや雲あり。

ああ昭和十二年事変下の年末も刻々と終りに近し。

俘虜取扱規則

(明治三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、百)

俘虜取扱規則左ノ通定ム

俘虜取扱規則

第一章 通則

第一条 本規則ニ於テ俘虜ト称スルハ帝国ノ権内ニ入りタル敵国交戦者及条約又ハ慣例ニ依リ俘虜ノ取扱ヲ受クヘキ者ヲ謂フ

第二条 俘虜ハ博愛ノ心ヲ以テ之ヲ取扱ヒ決シテ侮辱虐待ヲ加フヘカラス

第三条 俘虜ハ其ノ身分階級ニ応シ相当ノ待遇ヲ為スヘキモノトス但シ其ノ氏名階級ノ誤問ニ対シ誠実ニ答ヘサル者其ノ他ノ犯則アリタル者ハ此ノ限ニ在ラス

第四条 俘虜ハ帝国陸軍ノ紀律ニ依リ取締ヲ為スノ外猥リニ其ノ身体ヲ拘束スヘカラス

第五条 俘虜ハ軍紀風紀ニ反セサル限り信教ノ自由ヲ有シ且其ノ宗門ノ礼拝式ニ参与スルコトヲ得

第六条 俘虜不従順ノ行為アルトキハ監禁、制縛其ノ他懲戒上必要ナル処分ヲ之ニ加フルコトヲ得

俘虜逃亡ヲ図リタル場合ニ於テハ兵力ヲ以テ防止シ必要ノ場合ニハ之ヲ殺傷スルコトヲ得

第七条 宣誓セサル俘虜逃亡ヲ遂ケスシテ再ヒ捕ヘラレタルトキハ懲戒処分ニ附スヘシ

前項ノ俘虜逃亡ヲ遂ケタル後再ヒ俘虜ト為リタルトキハ前ノ逃亡ニ対シテハ何等ノ罰ヲ加フルコトナシ

下関の中山碼頭。対岸は津浦線の終点・浦口



第八条 俘虜ノ懲戒ノ方法ハ前諸条ニ規定スルモノノ外陸軍懲罰令ニ準シ其ノ犯罪ハ陸軍軍法會議ニ於テ審判ス

第二章 俘虜ノ捕獲後送

第九条 俘虜トスヘキ者ヲ捕獲シタルトキハ直ニ其ノ携帯品ヲ検査シ兵器彈藥其ノ他軍用ニ供セラルヘキ物品ハ之ヲ没収シ其ノ他ノ物件ハ特ニ之ヲ領置スルカ又ハ便宜本人ヲシテ之ヲ携帯セシムヘシ

第十条 前条ノ俘虜中將校ニシテ特ニ其ノ名譽ヲ表彰スルノ必要アル者ニ限り軍司令官又ハ独立師団長ハ本人所有ノ刀剣ヲ携帯セシムルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ其ノ氏名及事由ヲ大本營ニ報告シ大本營ハ之ヲ陸軍省ニ通報ス携帯セシメタル兵器ハ俘虜收容所ニ於テハ領置スヘキモノトス

第十一条 軍司令官又ハ独立師団長ハ戦闘後敵軍ト協議ノ上其ノ捕獲ニ係ル俘虜中傷者病者ヲ送還又ハ交換スルコトヲ得又時宜ニ依リ同一戦争中再ヒ戦闘ニ従事セサル旨ノ宣誓ヲ為シタル俘虜ヲ解放スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ其ノ階級員数及事由ヲ大本營ニ報告シ大本營ハ之ヲ陸軍省ニ通報スルモノトス

第十二条 各部隊ハ其ノ捕獲シタル俘虜ノ氏名、年齢、身分、階級、本籍地、本国ノ所属部隊及負傷ノ年月日場所ヲ誤問シテ俘虜名簿及俘虜日誌ヲ調製シ且第九条ニ依リ没収シ又ハ領置シタル物件ニ付物品目録ヲ調製スヘシ

前条ニ依リ俘虜ヲ送還若ハ交換シ又ハ宣誓解放ヲ為シタルトキハ之ヲ俘虜名簿ニ記載スヘシ

第十三条 俘虜ハ之ヲ將校及準士官以下ニ區別シ最寄兵站若ハ運輸通信官衙ニ護送スヘシ

前項ノ場合ニ於テ領置シタル物件、俘虜名簿、俘虜日誌及物品目錄ハ共ニ之ヲ送付スヘシ

第十四条 軍隊ハ兵站若ハ運輸通信官衙ハ海軍指揮官ヨリ俘虜引渡ノ協議アリタルトキハ領置ノ物件、俘虜名簿、俘虜日誌及物品目錄ト共ニ其ノ俘虜ノ引渡ヲ受クルコトヲ得

第十五条 軍司令官又ハ獨立師團長ハ其ノ後送セムトスル俘虜ノ員数ヲ迅速ニ大本營ニ報告シ大本營ハ之ヲ陸軍省ニ通報ス

第十六条 陸軍省前條ノ通報ヲ受ケタルトキハ其ノ俘虜ヲ受領スヘキ港灣其ノ他ノ地点ヲ大本營ニ報告シ大本營ハ同地点ニ俘虜ノ到着スヘキ時日ヲ陸軍省ニ通報ス

陸軍省ニ於テ海軍俘虜ノ引渡ニ關スル通報ヲ受ケタルトキ亦同シ

第十七条 第十三条又ハ第十四条ニ依リ俘虜ノ引渡ヲ受ケタル兵站若ハ運輸通信官衙ハ俘虜ヲ前條ノ地点ニ護送シ領置ノ物件、俘虜名簿、俘虜日誌及物品目錄ト共ニ之ヲ陸軍省ノ命シタル受領員ニ引渡スヘシ

第十八条 本章ニ於テ大本營トアルハ大本營ノ設ケナキトキハ參謀本部トス

第三章 俘虜ノ收容及取締

第十九条 削除

第二十条 俘虜收容所ハ俘虜ノ名譽健康ヲ害セス且其ノ逃亡ヲ防止スルニ足ルヘキ陸軍建築物又ハ寺院其ノ他ノ家屋ヲ以テ之ニ充用スヘシ

第二十一条 俘虜收容所ヲ管理スル軍司令官又ハ衛戍司令官（以下単ニ俘虜收容所管理長官ト称ス）ハ俘虜收容所服務規則ヲ定メ陸

軍大臣ニ報告シ俘虜情報局長官ニ通報スヘシ

第二十二条乃至第二十五条 削除

第二十六条 俘虜ノ發受スル郵便物ハ條約ニ依リ郵税免除ノ特典アルヲ以テ俘虜收容所管理長官ハ俘虜所在地郵便局ニ協議シ之ニ關シ相當ノ手續ヲ定ムヘシ

第二十七条 俘虜收容所ニ於ケル取締ニ關スル規則ハ俘虜收容所管理長官之ヲ定ム

前項ノ規則ハ之ヲ陸軍大臣ニ報告シ俘虜情報局長官ニ通報スヘシ

第四章 雜則

第二十八条 敵國ノ病者傷者ニシテ病院及繃帶所ニ於テ治療ノ後兵役ニ堪ヘスト認メタルモノハ同一戰爭中再ヒ兵器ヲ執ラサルヘキ旨ノ約定ヲ為サシメ之ヲ本國ニ送還スヘシ但シ戰爭ニ重要ナル關係アル者ハ此ノ限ニ在ラス

第二十九条 俘虜ノ所有品ニシテ帝國官衙ニ領置シタルモノハ解放ノ際之ヲ本人ニ還付ス

第三十条 俘虜死亡者ノ遺留品及遺留金ハ其ノ所轄軍隊、官衙、病院又ハ繃帶所ヨリ之ヲ俘虜情報局ニ送付スヘシ但シ遺留品中保存ニ堪ヘサルモノアルトキハ之ヲ売却シテ其ノ代金ヲ送付ス

第三十一条 俘虜ノ遺言書ハ其ノ所轄軍隊、官衙、病院、又ハ繃帶所ニ於テ帝國軍人ノ遺言書ト同一ノ取扱ヲ為シ俘虜情報局ニ之ヲ送付スヘシ

第三十二条 削除

第三十三条 慈善行為ノ目的ヲ以テ適法ニ組織セラレタル俘虜救恤協會ヨリ直接ニ俘虜ヲ救恤セムコトヲ出願シタルトキハ俘虜ノ取締規則ニ違反セサル旨書面ヲ以テ約定セシメタル上之ヲ許可スルコトヲ得

昭和十二年十二月、十三年一月

支那事變關係公表集（第二号・第三号）

外務省情報部

米大使に詳細を説明

米國、英國、露國、諸國に對しては、
 何の懸念を拂ひてゐるから、露國の意
 を表してゐるが、一方露國でも事件
 の影響に當つた事情、案と共にと大
 陸軍部、海軍部、陸軍省、兵部、西武
 大臣を地盤に據し、議會中であつた
 日、中田は廿二日午後東京直ちに
 露國首都に發着、廿三日午後四
 時半より外人記者、新聞記者名を大
 陸軍部に招き、その議會に基き
 露國の事情、引續き中田は露山
 東軍省軍務局長と共に米國大使館
 を訪問、クルー大使以下露國軍政
 日等に約三時間にあたり詳細談話
 し、同八時半に本館に引揚げたがその

の出版を遂ぐるための〇〇兵隊隊
主力の母を、陰謀、椅子に上を
口してゐたからにこの部隊の一
部が十二日午前浦口に至る途中米
國艦と衝突しわが一中尉は米艦
に墜り名刺を交換して敵艦を救し
しる。

二、この〇〇部隊は数日間にその
一小歩兵隊(歩兵大尉の指揮
する部隊で輕機銃數挺を有
する)を調査し偵察部隊に有せ
るを組織しに就けしかりしが、
(〇〇部隊が長門方面より懸念を
抱けるための〇〇部隊は主力
部隊と共に兵隊の一部隊を敵

經過不要

一、右の部隊は高千穂艦二隻に砲撃し、兵船廿五名を殺せし所と云ふ。主力はその佐方約二百名に一列隊となり接戦したるは眞實なり。然しこの激突要領ジャンクを述べへる處に誤りあり。

二、右部長は自ら片舷炮臺中に入りて銃有付テラス西面砲臺を擊つた中であつたが午後二時半過ぎ時分の砲臺正ならず（砲臺）が既に午前通過の下流において三ヶ所激突點と交錯したる由は生れなく知らずして進んだものである。

大なるものは五百トンもあらんかと悲はれ、しかも江上に風船の雲をとり若しこれに突進せられんか小なるわが船にては一たよりもなく沈没せらるべきことをなれ安全地帯を求めて直ちに部隊は全部を上陸、乗取のかけに秘匿せしめたり、この時師団長はこれ等の船を攻撃する等の意思は毛頭なく全くこれに抵抗するの無力なるをを知り、ひたすら秘匿して部隊の安全をはかつてゐた。

三、師団長はこの時一騎及伏兵兵約十五名を乗取東側三、四士米、また二下士米を乗取に遣うて配力に出し情況の洞察を全

船ならんに命中、火花と共に黒煙
 煙の如き出し、この船からは遙
 かに遠くへもつゝ飛行機を射ちま
 へ、三機及び敵艦隊の一名は砲撃
 二三を喰ひたといふも確實なら
 ず、他の三機の船は各々一機回す
 るやに見えしも一機は左近近くに
 あり他の二機は右舷の馬鞍山橋樑
 に接近した、當時敵艦主力は砲撃
 より上、約三千米の所に隠
 れており、(船艦)は是は後方に撤退
 す、突防の上で下土所は約八百
 至一〇〇米の範囲

○接近 して見たるもの

の下土所は多数の交戦兵らしき

目次

二六、「パネー」号事件ニ関スル情報部長談話（十二月十三日）

「レディバード」号事件二関スル情報部長談話（十二月十三日）

二七、「レディバード」号並「パネー」号事件ニ関スル外務省発表
(十二月十四日)

二八、「グルー」米国大使宛廣田外相公文（十二月十四日）

二九、「クレイギー」英國大使宛廣田外相公文（十二月十四日）
三一、「パネー」号誤撃事件二際シ伊国記者遭難事件二関スル情報

部長談話（十二月十六日）

三三、「パネー」号事件ニ関スル情報部長談話（十二月十八日）
三三、「パネー」号事件ニ関スル中間報告（大本営陸軍部）（十二

月二十二日)

三五、「パネー」号事件ニ関スル外務省発表（十二月二十四日）

三六、「パネー」号事件ニ関スル外務当局談（十二月二十六日）

三七、英艦砲撃事件ニ関スル大本営陸軍部発表（十二月二十八日）
三八、「レディバード」号其他英国艦船攻撃事件ニ関スル外務省発表

表(十二月三十日)

三九、蕪湖及南京ニ於ケル英國艦船攻撃ニ関スル十二月十六日附廣

田外務大臣宛英國大使公文（十二月三十日）

四〇、蕪湖及南京ニ於ケル英國艦船攻撃事件英國復答ニ関スル外務
當局談（十二月三十一日）

(八) 「パネー」号事件大本営海軍部発表(十二月二十四日)

(九) 海軍次官談(十二月二十六日)

二六、「パネー」号事件二関スル情報部長談話

(十二月十三日)

十二月十二日(時刻未詳) 折柄敗走中ノ支那軍ヲ追跡中ナリシ帝國海軍機ハ南京上流約二十哩ノ地点ニ於テ支那軍輸送船ト思シキ汽船約十數隻ヲ発見シ之ヲ爆撃セリ、後二至リ右ノ中ニハ「スタンダード」石油会社所屬船三隻アリシ事、明カトナレルカ其際附近ニアリタル米國砲艦「パネー」号ヲ沈没ニ至ラシメタリ。

右二就テハ未タ詳細ニ接セサルカ帝國政府ニ於テハ斯ル不詳事件ノ發生ヲ深ク遺憾トシ廣田外務大臣ハ本十三日午後三時在京「グルー」米國大使ヲ同大使館ニ往訪シ帝國政府ノ名ニ於テ陳謝ノ意ヲ表シ同時ニ在米齋藤大使宛同國政府ニ對シ同様措置方電訓セリ。尚上海ニ於テ川越大使、岡本総領事及支那方面艦隊參謀長ハ十三日夫々米國側ニ對シ遺憾ノ意ヲ表シタル旨報告ニ接シタリ。

「レディバード」号事件ニ関スル情報部長談話

(十二年十二月十三日)

十二月十二日蕪湖ニ於テ英國砲艦「レディバード」カ陸上ヨリ帝國軍ニ射撃セラレタト報セラルタル事件ニ関シ廣田外務大臣ハ本十三日午後英國大使ヲ往訪シ不幸ナル本事件ノ發生ニ對シ帝國政府ヲ代表シ深甚ナル遺憾ノ意ヲ表スル旨申入ルル所カアツタ。

二七、「レディバード」号並「パネー」号

事件二関スル外務省発表 (十二月十四日)

米国砲艦「パネー」号及商船三隻爆沈事件ニ関シテハ十二月十三日廣田外務大臣ハ不取敢在京「グルー」米国大使ヲ往訪シ帝國政府ノ遺憾及陳謝ノ意ヲ表シ同時ニ在米齋藤大使ニ同様ノ措置ヲ取ル様電訓シ更ニ二十四日公文ヲ以テ「グルー」大使宛帝國政府陳謝ノ意ヲ表明セリ、尚米國ニ於テハ齋藤大使ハ十三日「ハル」國務長官ヲ往訪シ帝國政府ノ訓令ニヨリ深甚ナル遺憾ノ意ヲ表明スル所アリタル處、右ニ對シ國務長官ハ國際案件ハ總テ冷靜且有効ノ二處理スル建前ナルモ今回「パネー」号事件ニハ喫驚ヲ禁シ得サリシ旨ヲ述ヘ、既ニ本件ハ大統領ニモ報告セラレ大統領モ亦多大ノ関心ヲ示シ居レリ他方英砲艦「レディバード」号力蕪湖ニ於テ帝國軍ニヨリ銃砲撃セラレタル事件ニ関シテハ廣田外務大臣ハ不取敢十三日午後在京「クレイギー」英大使ヲ往訪シ此不幸ナル事件ノ發生ニ對シ帝國政府ヲ代表シ深甚ナル遺憾ノ意ヲ表明セルカ更ニ二十四日右砲艦ノ外英砲艦「ビー」ハ蕪湖ニ於テ「クリケット」及「スカラップ」ノ二英砲艦ハ南京ニ於テ是亦銃砲撃ヲ蒙リタル事判明セルニ付同日「クレイギー」大使宛公文ヲ以テ帝國政府ヲ代表シ正式陳謝スル所アリタリ。

二八、「グルー」米国大使宛廣田外相公文

(十二月十四日)

以書翰啓上致候陳者貴國海軍砲艦「パネー」号及「スタンダード」会社所屬汽船三隻ハ南京上流約二十六哩ノ揚子江上ニ於テ本月十二

二九、「クレイギー」英國大使宛廣田外相公文

(十二月十四日)

以書翰啓上致候陳者本月十二日蕪湖及南京方面ニ於テ貴國軍艦「レディバード」、「ビー」、「クリケット」及「スカラップ」カ帝國軍ヨリ誤ツテ銃砲撃ヲ受ケタル事件ハ帝國政府ノ甚大遺憾トスル所ニシテ本大臣ハ茲ニ帝國政府ノ名ニ於テ深厚ナル陳謝ノ意ヲ表シ候帝國政府ハ此種事件再発防止ノ為即時必要ナル措置ヲ執リタルコトヲ茲ニ通報スルト共ニ本事件責任者ニ對シテハ速ニ調査ノ上適當ナル処置ヲ執ルヘク又貴國側ノ被害ニ對シテモ必要ナル賠償ヲナスノ用意アル次第ヲ附言致候

尚日英兩國間ノ伝統的友好關係力此等ノ不幸ナル事件ニヨリ影響セラルルコト無カラントハ帝國政府ノ衷心ヨリ切望シ居ル所ニ有之候

右申進旁々大臣ハ茲ニ重ネテ閣下ニ向テ敬意ヲ表シ候 敬 具
昭和十二年十二月十四日

大不列顛特命全權大使

「ゼ・ライト・オノラブル・サー・ロバート・クレイギー」閣下

外務大臣 廣田 弘毅

三二、「パネー」号誤撃事件ニ際シ伊国記者 遭難事件ニ関スル情報部長談話

(十二月十六日)

「パネー」号誤撃事件ニ際シ伊太利新聞記者「サンドロ・サンド

ロ帝國海軍飛行機ノタメ爆撃ヲ蒙リ沈没セシメラレタル事件ニ付テハ不取敢本大臣ヨリ閣下ニ對シ帝國政府ノ陳謝ヲ米國政府ニ傳達方申入ノ次第有之其後本件ニ関シ出先官憲ヨリ接受セル報道ニ依レハ支那軍隊南京ヲ脱出シ汽船ニテ揚子江上流ニ向ヘリトノ情報ニ接シタル帝國海軍航空隊ハ之ヲ追撃シテ前記地点ニ到リ之等艦船ヲ発見シタル処機上ヨリノ視認状況良好ナラサリシ為爆撃ニ当リ相当低高度迄降下シタルモ何等米國艦船タルノ標識ヲ認識シ得サリシ為「パネー」及「スタンダード」会社所屬船ヲ以テ脱走支那兵輸送ニ從事スル支那汽船ナリト誤信シ之ニ爆撃ヲ加ヘテ遂ニ沈没ニ至ラシメタルコト判明致候之ニ依テ觀ルニ本件ハ全ク過誤ニ基キテ發生シタル事件ナルコト明カナルモ米國軍艦及汽船ニ損害ヲ与ヘ其ノ乗員ニ死傷者ヲ生セシムルニ至リタルハ帝國政府ノ深ク遺憾トスル所ニシテ茲ニ篤ク陳謝ノ意ヲ表シ候尚帝國政府ハ本件ニ依リテ生シタル一切ノ損害ニ對スル補償ヲナシ竝ニ責任者ニ對スル適切ナル処置ヲ講スヘク且出先官憲ニ對シテハ重ネテ此ノ種事件ヲ繰返ササル様最モ嚴重ナル命令ヲ既ニ發出セル次第ニ有之候

昭和十二年十二月十四日

敬 具

外務大臣 廣田 弘毅

亞米利加合衆國特命全權大使

ジョセフ・クラーク・グルー閣下

リ「氏死亡事件二就テハ昨十五日タ不取敢并上歐亜局長ヲ在京伊太利大使ノ許ニ派シ弔意ヲ表スル所カアツカ同夜「サンドリ」氏死亡ニ関スル公電ニ接シタノテ左ノ通同大使宛廣田外務大臣公文ヲ以テ更メテ申入ルル所カアツタ。

尚羅馬ニ於テ堀田大使ハ伊國政府ニ弔意ヲ申入ルルト共ニ松宮參事官ヲ「トリノ」市ニ派シ「スタムパ」紙及「サンドリ」氏遺族ノ弔問方取計ハシメタ。

以書翰啓上致候陳者本月十二日揚子江上ニ於テ帝國海軍飛行機力誤テ米國砲艦「パネー」号ニ爆撃ヲ加ヘタル際偶々同艦ニ乗合セタル貴國人新聞通信員「サンドロ・サンドリ」氏ハ右爆撃ニ依リ遂ニ死亡シタル事件ノ發生ヲ見タルハ今次日支事變以來貴國官民ノ我方ニ示サレタル極メテ友好的ナル態度ニ顧ミ帝國政府ノ特ニ遺憾トスル所ニ有之茲ニ帝國政府ノ名ニ於テ深厚ナル弔意ヲ申入候ニ付右貴國政府ヘ御傳達相成度候尚帝國政府ハ本件被害ニ對シテハ充分補償ノ責ニ任スルノ用意アル旨ヲ附言致候

右申進旁々大臣ハ茲ニ重ネテ閣下ニ向テ敬意ヲ表シ候 敬 具
昭和十二年十二月十五日

伊太利特命全權大使

「ジアキント・アウリチ」閣下

外務大臣 廣田 弘毅

三三、「パネー」号事件ニ関スル情報部長談話

(十二月十八日)

Concerning the deeply regrettable occurrence of the sinking of the American gunboat PANAY through a mistake on the

part of the Japanese force, the Imperial Japanese Navy have expressed their profound regret and concern over the matter. In connection with this, they have decided to detail a company of bluejackets on the spot to honor the dead. In the meantime, the members of the Third Fleet of the Japanese Navy, who are stationed in the waters in the vicinity of Shanghai, have decided to collect among themselves a sum of ¥5,000, to be contributed towards the Naval Fund of the United States.

The sentiment dominant among the Japanese Navy is that the sinking of a man-of-war, even though by mistake, is a matter to be greatly deplored. They further express their heartfelt appreciation to the American Navy on the spot who are maintaining a calm attitude with regard to the regrettable affair, and it is their earnest hope that this unfortunate occurrence will prove in the end to have served as a step, though grievous in itself, towards a rapprochement and a still closer understanding and mutual sympathy between the Navies of the United States and Japan.

三三「パネー」号事件二関スル中間報告(大

本営陸軍部) (十二月二十二日夜八時発表)

「パネー」号爆撃当時陸軍発動艇ヨリ射撃ヲ受ケ且日本兵力同艦ニ乗リ込ミタリトノ件ニ関シテハ鋭意真相調査ニ努メタルモ當時部隊各所ニ分散シ通信連絡亦意ノ如クナラサリ為之力調査遷延セシハ

ハ既ニ人影ナク且沈没ノ危険迫リシヲ以テ退船セリ。(後二至リ本船ハ「パネー」号ナリシヲ知ル)

四、當時恰モ十四、五名ノ支那兵ヲ乗セタル小蒸汽船(後二至リ立大号ト判明ス)該地附近ヨリ上流ニ向ヒ逃走スルヲ見テ之ニ対シ距離約千八百メートル陸上ヨリ射撃ヲ加ヘ又一発動艇ヲシテ機関銃ニテ射撃シツツ追撃セシメ更ニ他ノ発動艇ヲ派遣シ上流ニ、三料ニテ之ヲ捕獲セリ該船ノ舷側ニハ弾痕ヲ認ム。

前記ノ如ク此射撃ハ立大号ニ対シ行ハレタルモノニシテ決シテ米艦船ヲ目標トセルモノニ非ス、所謂「パネー」号ニ対シ射撃セリトイフハ恐ラク本射撃ヲ誤認セシモノナリト推察セラレ又米艦ニ対シテモ跳飛弾アリシニアラスヤトモ思惟セララル射撃ノ真相ハ尚引續キ調査中ナリ。

五、之ヲ要スルニ陸軍部隊ノ行動ハ米艦及米人ニ対シ何等敵意ヲ有セサリシハ勿論米艦ト知リツツ計畫の二之ヲ攻撃又ハ侵犯スルカ如キハ全クアリ得ヌ却テ第一線部隊ノ一般外人特ニ米人ニ対スル深キ同情ハ彼等遭難者ニ対スル献身的救護ニ之ヲ見ルヲ得ヘシ。

三五、「パネー」号事件二関スル外務省発表

(十二月二十四日)

昭和十二年十二月二十四日廣田外務大臣ハ在本邦「グルー」米國大使ノ來訪ヲ求メ「パネー」号事件ニ関スル左記要旨ノ回答ヲ手交セリ。

本月十二日南京上流約二十六哩ノ揚子江上ニ於テ帝國海軍飛行機カ過誤ニ因リ米國軍艦「パネー」号及米國「スタンダード」石油会社所有船三隻ニ対シテ攻撃ヲ加ヘ沈没又ハ火災ヲ起サシメ其ノ際乗員

遺憾ナリ當局ハ事件發生後直ニ大本營陸軍部參謀ヲ派遣シ現地機關ト協力調査中ニシテ現在迄ニ判明セル所ニ依レハ好意ヲ以テ短時間「パネー」号ニ乗込ミタル事実アルモ該艦ヲ目標トセシ射撃ノ事実ヲ発見セス。

尚其情況左ノ如シ。

一、某部隊ハ十二月十二日午後二時頃各種發動艇ニ依リ太平ヲ出發シ浦口ニ向ヒ下航中其先遣斥候タル發動艇二隻ハ太平下流ニ於テ汽船五隻ニ遭遇シ當時ノ戰況上之ヲ支那軍ノ利用セルモノト判斷シ直ニ引返シ本隊ニ報告セリ。

右ノ報告ニ依リ全員右岸ニ上陸シ視察中海軍機來リテ該船団ヲ爆撃ス、當時部隊ト船団トノ距離約二千米ナリ。

二、我部隊ハ右船団中第一回爆撃ニ依リ被リタル負傷者ヲ右岸ニ上陸セシメツツアルモノアルヲ目撃シ、第二回爆撃直後小隊長ハ之ニ近接シ其米船ナルヲ知ルヤ直ニ上陸シアリシ負傷者ニ対シ看護兵ヲシテ手當セシム、次テ來著セル中隊長等ト共ニ米船員ト米船ノ保護ニ関シ協議中該地附近ニ第三回ノ爆撃ヲ受ケタルヲ以テ中隊長ハ之ヲ中止セシムヘク約十名ノ兵ニ日章旗ヲ振ラシメタルモ遂ニ之ヲ発見セシムルニ至ラス引續キ爆撃ヲ受ケ為ニ船ハ火ヲ發シ我將兵モ亦死傷セリ(死者二、負傷中隊長以下三)、其後更ニ米人負傷者ニ手當中日漸ク沒セントシタルヲ以テ之ヲ附近高地ニアル洋家屋ニ向ハシメタリ。

三、此頃第三回爆撃ニヨリ別ニ左岸寄りニ於テ沈没シツツアル汽船モ亦米船ナルヲ知リ之レカ救助ノ為他ノ中隊長ハ發動艇二、將校一、兵十ヲ派遣セリ。

該將校及兵一ハ急遽該船ニ乗リ込ミ、二分搜索セシモ船上ニ

二死傷者ヲ生セシムルニ至リタル不幸ナル事件ニ付テハ既二十四日附公文ヲ以テ申進ノ次第有之処殆ト之ト時ヲ同シウシテ貴翰ヲ以テ米國政府御來訓ニ基キ閣下ヨリ今次事件發生ニ至ル迄ノ事情ヲ縷述セラレタル後問題ノ攻撃事件ニ於ケル日本軍ノ行為ハ米國ノ權利ヲ全ク無視シテ為サレ米國國民ノ生命ヲ奪ヒ且米國ノ公私有財産ヲ損壞シタルモノナリト断定セラレ此ノ如キ事情ニ鑑ミ「合衆國政府ハ帝國政府ノ正式書面ニ依ル遺憾ノ意ノ表明、完全且充分ナル賠償ノ支払ヲ為ス旨ノ約束並ニ今後支那ニ在ル米國國民及ヒ米國ノ利益並ニ財產力武裝日本軍ノ攻撃若ハ一切ノ日本官憲又ハ日本軍ニ依ル不法ナル干涉ヲ蒙ル事無カルヘキヲ保證スヘキ確定的且特定の措置ヲ執ラレタリトノ保證ヲ要求且期待ス」ル旨御申越相成リタリ。

今次不祥事件ノ發生スルニ至レル経緯ニ関シテハ日本軍力貴國權利ヲ無視シタル結果ナリト御断定ノ次第アルモ其ノ全ク過誤ニ基クモノナルコトハ前頭本大臣公文中ニ説述シタル通ニシテ帝國政府ハ右公文送致後モ猶凡ユル手段ヲ竭シテ真因ノ究明ニ努メタル結果全然故意ニ出テタルモノニ非サル次第判明スルニ至リタルコトハ二十三日我海陸軍官憲ヨリ貴大使ニ対シテ為シタル説明ニ依リ御諒解相成リタル儀ト確信スルモノナリ。

貴翰御要求中ノ二項即書面ニヨル表謝並ニ損害ノ補償ニ付テハ既ニ前記拙翰中ニ表明シタル所ヲ以テ尽クヘキ処今後ノ保證ニ付テハ帝國海軍ニ於テハ當時時ヲ移サス「米國及ヒ其他第三國軍艦其他ノ船舶ノ存在スル地域ニ於テハ最大ノ注意ヲ以テ絶対ニ今回ノ如キ過誤ヲ繰返ササル様努ムヘキ」コトヲ嚴ニ通達致シ置キタルカ尚更ニ出先陸海軍並ニ外務官憲ニ対シ從來屢々通達シアリタル通り米國其他第三國ノ權益財産ヲ攻撃スヘカラサル事ニ付テハ今回ノ不祥事件ニ

モ鑑ミ一層ノ注意ヲ加フヘキ旨重ネテ嚴命ヲ發セル次第ナリ而シテ之等ノ目的達成ヲ一層有効ナラシムヘキ一切ノ手段ニ関シ慎重ナル攻究ヲ重ネ之カ実行ヲ期シ居ル次第ニシテ即貴國權益及ヒ居留民ノ所在等ニ関シテハ更ニ貴方ト充分連絡ノ上調査ヲ進ムルト共ニ之カ出先官憲ニ通達ヲ期シ迅速有効ナル通信法ニ付テモ一段ノ工夫ヲ加ヘタル次第ナリ。

又前ニ述ヘタル通り右米國艦船攻撃ハ過誤ニ基クモノナリト雖モ充分注意ヲ払フ点ニ於テ欠クル所アリタルノ理由ニ依リ關係者ニ對シ夫々必要ナル措置ヲ行ヒ此種過誤ノ絶無ヲ期シタル次第ナリ。以上述ヘタル如ク帝國政府ニ於テ速ニ適當ナル措置ヲ執リタルコトハ全ク帝國政府カ米國並ニ其他第三國ノ權益ヲ保障セントスルノ誠意ニ出テタルモノナルコトハ閣下ニ於テ篤ト御諒承相成ルコトト信スルモノナリ。

三六、「パネー」号事件ニ関スル外務当局談

(十二月二十六日)

十二月二十六日午前十一時三十分駐日「グルー」米國大使ハ廣田外相ヲ來訪シ本日ハ幸福ナル御報告ヲ為ス為參上セリト挨拶シタル後米國政府ノ對日通牒ノ大体ヲ讀ミ上ケタル後特ニ通牒最後ニ記載サレタ米國政府ハ日本政府ノ執リタル措置カ今後支那ニ在ル米國民及米國ノ利益並ニ財産ニ對スル日本官憲若ハ軍隊ノ攻撃乃至不法干涉ヲ阻止スル上ニ効果アルコトカ証明サレシコトヲ切望スル旨ヲ申述ヘタ、之ニ對シ廣田外相ハ今次事件ニ對シ米國政府ノ示シタル態度及駐日「グルー」米國大使ノ尽力ニ對シ深甚ナル謝意ヲ表示シタ。尚ホ斯ル不祥事ノ發生シタコトハ遺憾ニ堪ヘナイカ兩國ノ友交の精

合衆國政府ハ日本政府カ同政府ノ十二月十四日附公文ニ於テ責任ヲ容認シ、遺憾ヲ表明シ、且保障ヲ御申出相成タル措置ノ迅速ナリシコトヲ満足ヲ以テ了承致候。

合衆國政府ハ十二月二十四日附合衆國政府公文ニ表明セラレタル通同政府ニ依リ執ラレタル処置ニ関スル説明ハ十二月十四日附合衆國政府公文ニ於テ同政府ノ為シタル要求ニ適應スルモノナリト思考致候本事件ノ發生、原因及経緯ニ関スル諸事實ニ付テハ日本政府ハ十二月二十四日附同政府公文中ニ於テ同國政府ノ調査ノ結果同政府カ到達相成タル結論ヲ言明被致候、此等同一事項ニ関シテ合衆國政府ハ米國海軍調査委員會ノ決定報告書ニ依拠スルモノニ有之処同報告書ハ既ニ日本政府ニ對シ公式通達済ノ次第ニ有之候。

合衆國政府ハ日本政府ニ於テ既ニ執ラレタル諸措置カ今後支那ニ在ル米國民、米國ノ利益又ハ財産ニ對スル日本官憲若ハ日本軍ニ依ル何等攻撃又ハ不法ナル干涉ヲ防止スルコトニ有効ナルヘキコトヲ切望スルモノニ有之候。

右回答申進旁本使ハ茲ニ重ネテ閣下ニ向ツテ敬意ヲ表シ候。

三七、英艦砲擊事件ニ関スル大本營陸軍部発表

(十二月二十八日)

蕪湖附近ニ於ケル英艦砲擊事件ニ関シテハ鋭意真相調査ニ努メタルモ當時部隊各所ニ分散シ通信連絡亦意ノ如クナラサリシタメ之カ調査遷延セシハ遺憾ナリ當局ハ事件發生後直チニ大本營陸軍部參謀ヲ派遣シ現地機關ト協力調査ノ結果知り得タル所左ノ如シ。

一、一般ノ情况

一、十二月十一日皇軍ハ征戰百日ノ戰果ヲ此一挙ニ収ムヘク、長驅

神ニヨリ茲ニ解決ヲ見ルニ至ツタコトハ慶賀ノ至リテアル。
米國政府ノ對日通牒全文左ノ如シ。

十二月二十六日附米國大使來翰仮訳文

以書翰啓上致候陳者本大使ハ本國政府ノ訓令ニ基キ閣下ニ向テ左記ノ通申進スルノ光榮ヲ有シ候

合衆國政府ハ米國砲艦「パネー」号及米國商船三隻ニ對スル日本軍ノ攻撃ニ関シ十二月十四日附米國政府公文、同日附日本政府公文及十二月二十四日附日本政府公文ニ言及致候。

米國政府ノ十二月十四日附公文ニ於テ「合衆國政府ハ日本政府ニ對シ正式書面ニ依リ遺憾ノ意ノ表明完全且充分ナル賠償ノ支払及今後支那ニ在ル米國民、權利及財産カ日本武裝軍ノ攻撃ヲ受ケス又一切ノ日本官憲若ハ日本軍ニ依リ不法ナル干涉ヲ受ケサルコトヲ保障スヘキ決定の且特定の措置カ執ラレタルノ保障ヲ要求且期待スル」旨聲明致置候。

合衆國政府ニ依リ為サレタル要求中最初ノ二項目ニ関シテハ十二月二十四日附日本政府公文ハ「米國軍艦及汽船ニ損害ヲ与ヘ其ノ乘員ニ死傷者ヲ生セシムルニ至リタルハ帝國政府ノ深ク遺憾トスルトコロニシテ茲ニ篤ク陳謝ノ意ヲ表スル」旨御申越アリタル十二月十四日附日本政府公文中ノ聲明ヲ再確認セラルモノニ有之候合衆國政府ニ依リ為サレタル要求ノ第三項目ニ関シテハ日本政府公文ノ字句ニ依レハ「米國其ノ他第三國ノ權益財産ヲ攻撃シ又ハ不法ナル干涉ヲ加フ可カラサルコト」ヲ保障スル為日本政府カ既ニ執ラレタル或種ノ決定の且特定の措置ヲ叙述シ且「日本政府ハ此ノ種過誤ノ絶無ヲ期シタル次第ニ有之」旨聲明被致候。

敵首都南京ニ近迫シ、既ニ陸正面ノ包圍ヲ完成シ諸隊奮進シテ城壁ノ奪取ヲ競ヒ、市街特ニ下関方面ハ兵火熾シニ起リ黑煙江上ヲ蓋フ。

○○支隊ハ此日太平洋府北方ニ於テ揚子江左岸ニ渡河シ浦口方面ニ前進シテ南京ニ在ル敵ノ最後ノ退路ヲ遮斷セントセリ。

當時第一線ニ近ク(雨花台南方小米行高地)進出シテ戰鬪ヲ指揮シアリシ高級指揮官以下何レモ南京ニ窮蹙セル敵ノ唯一ノ退路ハ既ニ唯揚子江ノミナルヘキヲ察シ之ニ對シ注意ヲ集中シアリタリ、而シテ十二月九日列國ニ對シテハ我上海總領事ヨリ、交戦地域外ニ移動セラレタキ旨ノ通告ヲ傳達シアリ而モ戰況斯ノ如ク切迫セル時、外國艦船カ尚此附近戰場ニ存在スヘシトハ全ク夢想タニセサリシ所ナリ。

二、然ルニ午後三時(日本時間、以下同シ)頃果然十數隻ノ大型汽船下関方面ヨリ黑煙ヲ吐キテ上流ニ逸走スルヲ認メ高級指揮官ハ必然敵ノ退却ト認メ直ニ附近ノ砲兵部隊ヲシテ射撃セシム然ルニ距離過遠ニシテ砲彈着達セズ該船ハ悠々トシテ遡行ヲ続ケ觀ル者皆切齒扼腕セリ。

茲ニ於テ高級指揮官ハ直ニ當時蕪湖附近ニ在リト予想セラレタル部隊ニ對シ之等船舶ノ擊滅ヲ命ス。

二、○○支隊行動

一、敵ノ退路遮斷ヲ命セラレタル○○支隊ハ十一日夜行軍ヲ以テ南行シ十二月廿七時三十分乃至八時二十分ノ間ニ蕪湖附近ニ到着シテ陣地ヲ占領セリ。

コノ日朝來晴天ナルモ、霧深シ艦ヲ支隊長ハ、陣地ノ北方約三軒揚子江右岸ニ四個ノ大型汽船碇泊セルヲ認メ、且「ランチ」ヲ以

テ人員ヲ上陸セシメアルカ如キ行動ヲ見ル、斯クスル内(午前九時頃此等汽船ノ一部俄ニ黒煙ヲ吐キ出シタルヲ以テ支隊長ハ敵カ急遽煙幕ニヨリ企図ヲ秘匿セントスルモノト判断シ射撃ヲ命ス彈丸ハ、先頭及ヒ第二ノ汽船ニ命中スルヲ認メシカ、後方ニ在リシ船ハ直チニ下流方向ニ退却シテ影ヲ没シ、先頭ニ在リシ一隻ハ我方ニ向ヒ前進シ来リ、近接スルニ從ヒ英國旗ヲ認メシヲ以テ支隊長ハ直ニ射撃ヲ中止セシメタリ、該船無湖棧橋ニ接着スルニ及ヒ之英國軍艦「レディ・バード」号ナルコトヲ知レリ。

二、午前十時頃英國旗ヲ掲クル一船上流ヨリ接近シ来レル時一彈ヲ誤発セシモ彈丸ハ高ク船上ヲ飛越シタルモノノ如シ。

該船モ同シク棧橋ニ接着セシカ之英國艦「ビー」号ナリキ。

三、「ビー」艦ニ坐乗セル「ホルツ」少將「レディ・バード」号ニ在リシ英國領事ソノ他艦長士官等数名ハ上陸シ支隊長ト会見ス。支隊長ハ「朝霧」ヲメ英國旗ヲ見ルコト能ハス且黒煙ニテ遮蔽セルヲ以テコレヲ敵艦ト思惟セリ」ト答ヘ且當時蕪湖附近ニ支那ノ敗残兵多ク、コレヲカ揚子江ヲ利用シアル情況ヲ説明シ支隊長ハ揚子江上ノ敵船舶ハ悉ク撃沈スヘキ任務ヲ有スル旨ヲ述ヘタリ。

英國側ハ情況ノ判明スルヤ爾後態度ヲ柔ラケ、爾後射撃セサル如ク要求セシヲ以テ支隊長之ヲ承諾ス。

英國側ハ今後ノ危険ヲ予防スルタメ我士官兵ヲ乗船セシムル様希望セシモ支隊長ハ已ニ英艦ナルコト明瞭ナルニ就キ其必要ナカルヘシト主張セリ然レトモ英國側ノ希望ニ從ヒ一大尉ヲ英艦ニ搭乗セシメテ視察ニ赴カシメタルニ、下流約八キロ附近中洲ノ蔭ニ汽船六隻、多数ノ「ジャンク」アリ、欧米人ヲ交ヘ支那人ヲ滿載セルヲ見タリ支隊長ハ英艦ノ死傷者ニ對シ遺憾ノ意ヲ表スルト共ニ

之カ処置ノタメ苦力ヲ貸与シ且歩、砲兵將校各一ヲ代表トシテ会葬セシメタリ。英艦ハ正午迄棧橋ニ在リシカ後出航セリ。

三、結言

叙上ノ如ク南京ハ包圍セラレ我軍ノ一部ハ既ニ對岸浦口ニ在リ戰況極メテ切迫シ支那軍ノ退路カ僅カニ揚子江ノミニ限定セラレアリシ當時現地高級指揮官ハ勿論第一線部隊ニ至ル迄此危險ナル交戦区域ニハ第三國艦船ノ存在スルカ如キコトハ全然夢想タニセサリシ所ナリ。

然ルニ現実ノ情況ハ我方ノ判断ト相違シテ英艦船ハ戦場内ニ在シタルモ濃霧ノタメ英艦船タルヲ識別シ得ス而モ退却セル敵ノ江岸ニ上陸スルカ如キ狀況ヲ呈シ且煙幕ニヨリ其行動ヲ秘匿スルカ如キ狀態ナリシヲ以テ支隊長カ射撃ヲ命スルニ至リシモノニシテ断シテ出先ニ於ケル感情ニヨリ英國艦船ト知リツツ射撃セルモノニアラス又此間毫モ故意乃至独断越權ノ行為ト認ムヘキ事由ナキハ克ク波瀾多キ戦場ノ実相ヲ理解スルモノノ首肯シ得ル所ナルヘシ、然レトモソノ結果ニオイテ不幸ナル今次事件ノ惹起ヲ見ルニ至リシハ洵ニ遺憾トスル所ナリ。

三八、「レディバード」号其他英國艦船攻撃事件ニ関スル外務省発表 (十二月三十日)

昭和十二年十二月二十八日廣田外務大臣ハ在本邦「クレイギー」英國大使ノ來訪ヲ求メ「レディバード」号其他英國艦船攻撃事件ニ関スル左記要旨ノ回答ヲ手交セリ。

本月十二日蕪湖及南京方面ニ於テ帝國軍力誤ソテ貴國軍艦及商船ヲ攻撃シタル事件ニ関シテハ莫ニ本月十四日附拙翰ヲ以テ帝國政府ノ

深厚ナル陳謝ヲ表明スルト共ニ同種事件再発防止ノ為直ニ必要ナル措置ヲ執リタル旨及責任者ニ對シ適當ナル処置ヲ執ルヘク又必要ナル賠償ヲ行フヘキ旨申進メタルニ對シ閣下ヨリ本月十六日附書翰ヲ以テ本事件ノ事情ヲ縷述セラレタル後(前記本月十四日附拙翰ヲ受領シタルハ英國政府ノ欣幸トスル所ナル旨)(英國政府ハ右拙翰申進メノ次第ハ英國商船ニ對スル攻撃ニ付テモ同様適用セラルヘシトノ保障ヲ求ムル旨)(英國政府ニ於テハ責任者力適當ニ処置セラルヘシトノ点ヲ特ニ重視スル旨)並ニ(英國政府ハ此ノ種事件ノ再発ヲ確實ニ防止スルカ如キ措置力現実ニ執ラレタルコトニ付通報ヲ得度キ旨ノ趣旨御申越相成リタルヲ以テ不取敢本月十七日附拙翰ヲ以テ前記十四日附拙翰申進メノ次第ハ同様狀況ノ下ニ於テ攻撃セラレタル貴國商船ニモ適用セラルヘキコト勿論ノ次第ナル旨回答セリ。

本事件發生スルヤ帝國政府ハ直ニ真相究明ニ努力シタルモ其後作戰ノ推移ニ伴ヒ關係部隊分散シ通信連絡意ノ如クナラサリシ等ノ事情ニヨリ調査遷延セシハ甚タ遺憾トスル所ニ有之今般漸ク全般的調査報告ノ接到ヲ見タル処其ノ要領ハ我陸海軍當局ヨリ貴方ニ對シ為シタル説明ノ通ナリ右ニテ御承知ノ通今次事件ハ何レモ關係部隊力當時ノ狀況上外國艦船ハ戦場及其ノ附近ヨリ避難シ去リ該方面ニ存在セシ船舶ハ總テ敵性ヲ有スルモノ以外アリ得ヘカラスト信シ居リタルト又時恰モ濃霧又ハ霧等ノ為視認狀態良好ナラサリシ事情等ニ基因シテ發生シタルモノニシテ決シテ故意ニ貴國船舶ト知リツツ攻撃セシモノニ非サル点ハ疑ノ余地無之、右ハ各個ノ海軍爆撃部隊及陸軍部隊カ貴國艦船タルコトヲ知ルヤ直ニ攻撃ヲ中止セル事実、陸軍部隊カ「レディバード」号死傷者ノ処置ニ對シ援助ヲ与ヘタル事実等ニヨリテモ諒解セラルル処ト信ス。

尚又「レディバード」号等ノ砲撃ニ關聯シ關係陸軍部隊長カ揚子江上ニ於ケル一切ノ船舶ニ對シ射撃スヘシトノ命令ヲ受ケ居レル旨述ヘタリトノ主張ハ帝國政府ニ於テ特ニ重大ナル関心ヲ以テ究明ニ力メタル所ナルカ右ハ敵ノ軍用ニ供シ居ル一切ノ船舶ノ意味ニシテ決シテ第三國艦船ヲモ射撃スヘシトノ命令ニアラサリシコト判明セリ本事件ニ關スル帝國政府ノ陳謝並ニ損害ノ補償ニ付テハ既ニ前記拙翰中ニ表明シタル所ヲ以テ尽クヘキ処本事件責任者ノ処置ニ關シテハ前述ノ通り本事件ハ全ク錯誤ニ出テタルモノナルコト判明セリト雖モ十分ノ注意ヲ払フ点ニ於テ欠クル所アリタルノ理由ニヨリ關係者ニ對シ夫々必要ナル措置ヲ行ヒ此ノ種過誤ノ絶無ヲ期シタル次第ナリ。

次二十六日附貴翰末尾今後ノ保障ニ關シテハ帝國陸海軍ニ於テハ本事件後直ニ英國其他第三國艦船ノ存在スル地域ニ於テハ最大ノ注意ヲ以テ絶対ニ今回ノ如キ過誤ヲ繰返ササル様努ムヘキ旨嚴ニ命令シタル外從來屢々出先陸海軍並ニ外務官憲ニ對シ訓令済ナルモ更ニ今回ノ不祥事件ニモ鑑ミ英國其他第三國人ノ生命財産ニ對シ攻撃ヲ加ヘサル様切実周知ナル注意ヲ加フヘキ旨重ネテ嚴命ヲ發セル次第ナリ而シテ是等ノ目的ノ達成ヲ一層有効ナラシムヘキ一切ノ手段ニ關シテモ慎重ナル考究ヲ重ネ是カ実行ヲ期シ居ル次第ニシテ即チ貴國民留民及權益ノ所在等ニ關シテハ更ニ貴方ト十分連絡調査ノ上適時之ヲ出先ニ通報シ下級部隊ニ至ル迄徹底セシメンコトヲ期シ其通信方法ニ付テモ特ニ確實迅速ヲ期スル様考慮ヲ加ヘタル次第ナリ、以上述ヘタル如ク帝國政府ニ於テ速ニ適當ナル措置ヲ執リタルコトハ全ク帝國政府カ英國並ニ其他第三國ノ權益ヲ保障セントスルノ誠意ニ出テタルモノナルコトハ閣下ニ於テ篤ト御諒承相成ルコトト信ス

ルモノナリ。

三九、蕪湖及南京ニ於ケル英国艦船攻撃二関

スル十二月十六日附廣田外務大臣宛英

国大使公文

(十二月三十日)

一、本使ハ本国政府ノ訓令ニ基キ閣下ニ対シ十二月十二日蕪湖及南京附近ニ於テ日本軍航空機及陸上部隊カ英国軍艦及商船ヲ攻撃シタル事件ニ関シ茲ニ申進ムルノ光榮ヲ有ス此等事件カ重大ナル問題ヲ提起スルモノナルハ明白ナリ。

二、蕪湖ニ於テ南京ヨリ英国領事、英国陸軍武官及英国揚子江派遣少將附參謀長ヲ搭載シ米レル英国曳船ハ右搭乗者カ英国軍艦「レディバード」ニ乗リ移リタル後日本側機関銃ノ射撃ヲ受ケタリ「レディバード」ハ護衛ノ為右曳船ニ接近セルカ其際亜細亜石油会社施設物ノ上流ニ集結中ノ商船ニ対シ日本軍野砲陣ヨリ射撃シ居レルヲ見受ケタル処右射撃ハ引続キ「レディバード」ニ向ケラレタリ。

三、同艦ニハ彈丸四発命中シ水兵一名死亡他ノ一名重傷ヲ負ヒ參謀長ヲ始め数名ノ輕傷者ヲ出タシタリ尚英国商船綏和号ニモ彈丸一発命中セルヲ看取セリ次テ英国軍艦「ビー」現場ニ到着セル処之亦沿岸砲陣ヨリ砲撃セラレタリ「ビー」艦々長ハ抗議ヲ為ス為上陸セル処蕪湖ニ於ケル日本陸軍先任將校橋本大佐ハ軍艦ニ対スル砲撃ハ過ニ基キタルモノナルモ江上ニ於ケル一切ノ船舶ニ対シ射撃スヘキ命令ヲ受ケ居レル旨述ヘタリ其後会见ノ際同將校ハ何レノ船舶モ江上ヲ移動シタル場合ハ砲撃セラルベキ旨斷言シ「ビー」

利益ヲ充分尊重スル意嚮ナル旨ノ日本政府累次ノ保障ヲ想起スルモノナリ此種攻撃防止ノ為日本政府力從來執ラレタル措置ハ今迄ノ所其目的ヲ達セサリシコト明白ニシテ英国政府ハ其不滿トスル諸事件ヲ確實ニ防止スルカ如キ性質ノ措置力現実ニ執ラレタル旨ノ通報ヲ要請セサルヲ得サル次第ナリ。

四〇、蕪湖及ヒ南京ニ於ケル英国艦船攻撃事件

英国復答ニ関スル外務当局談

(十二月三十一日午後十時発表)

本月十二日蕪湖及ヒ南京ニ於テ英国砲艦「レディバード」号外英国艦船ニ対スル攻撃事件ニ対シテハ廣田外相ハ十四日「クレーギー」大使宛公文ヲ以テ帝國政府ヲ代表シ正式陳謝スル所アツタカ越ヘテ十六日駐日「クレーギー」英国大使ヨリ廣田外相宛公文ヲ以テ申入ルル所アリ之ニ対シ二十八日廣田外相ヨリ「クレーギー」英国大使宛公文ヲ以テ回答セル次第ハ既ニ発表セル通アルカ前記二十八日附帝國政府ノ對英回答ニ対シ本三十一日午前「クレーギー」英国大使ハ廣田外相宛左記内容ノ如キ公文ヲ以テ大体ニ於テ帝國政府ノ回答ヲ満足トシテ之ヲ諒承スル旨英国政府ノ意向ヲ申入ルル所アツタ尚本不祥事ノ惹起ハ全ク遺憾ニ堪ヘナイ所テアルカ茲ニ日英兩國共ニ冷靜ト誠実トヲ旨トシ兩國ノ傳統的友好關係ノ精神ニ則リ本件ノ圓滿解決ヲ見ルニ至ツタコトハ慶賀ノ至リテアル。

英国政府公文内容左ノ通

本使ハ英国政府ニ於テハ十二月十二日英国軍艦及商船ニ対スル攻撃事件ニ関スル十二月二十八日附閣下ノ公文ニ含マレタル保証ヲ多ト

及「レディバード」ハ抗議セルニモ拘ラス投錨後直射距離ニテ野砲ヲ向ケラレ居リタルモノナリ。

四、南京上流下三山附近ニ於テ英二日本軍司令長官カ安全地帯トシテ指定セル水域ニ英国商船集中シ居リシ処日本軍航空機ハ右商船及之ト共ニ在リタル英国軍艦「クリケット」及「スカラブ」ニ対シ三度ニ亘リ爆撃ヲ加ヘタリ。

五、英国軍艦ニ対スル攻撃ニ付日本政府力深甚ナル陳謝ヲ提示シ此種事件再発防止ノ為直ニ措置アリタル旨ヲ述ヘ更ニ責任者ニ対シテハ適當ナル処置ヲ執ルヘク又必要ナル賠償ヲナスヘキ旨附記セル十二月十四日附貴翰ヲ受領シタルハ英国政府ノ欣幸トスル所ナリ。

六、英国政府ハ貴翰中英国商船ニ対スル攻撃ニ付言及無キヲ認メ本使ニ対シ貴翰御申越ノ次第ハ總テ此等商船ニ対スル攻撃ニ付テモ同様適用セラルヘキ旨ノ保障ヲ求ムル様訓令越シタリ。

七、英国政府ハ責任者ハ適當ニ処置セラルヘシトノ御申越ヲ特ニ重視スルモノナリ英国政府ハ本件個々攻撃事件ノ責任者ヲ充分処罰スルコトコソ今後ノ此種暴行ヲ防止スル唯一ノ方法ナリト思量ス。

八、英国政府ハ英二日本政府力英国臣民及財産ニ対スル攻撃ニ付遺憾ノ意ヲ表シ之カ再発防止ノ為充分ナル処置ヲ執リタル旨保障セラレタル諸事件ヲ想起セルヲ得サルモノナリ、英国政府ハ其駐支大使カ陸路南京ヨリ上海ニ向フ途上ニ於テ受ケタル攻撃、其後同様ノ旅行ノ途上ニ於テ英国官吏ヲ搭載セル自動車ニ対シ加ヘラレタル攻撃、上海周辺防備区域ニ於テ英国非戦闘員及守備軍陣地ニ加ヘラレタル攻撃及其他ノ事件竝ニ現下ノ日支紛争中第三国ノ

シテ諒得シ且十二月十四日附貴翰ニ含マレタル言明カ軍艦ノミナラス商船ニ対シテモ適用セラルルモノナルコトヲ満足ヲ以テ承シタル旨ハ本国政府ノ訓令ニ基キ閣下ニ通報スルノ光榮ヲ有ス。

英国政府ハ攻撃ノ發生シタル情況特ニ例ハハ視認狀況ノ点ニ関スル英国側ノ情報カ日本政府ノ情報ト相異シ居ルコトヲ認メサルヲ得サルモノナリ。

然レトモ英国政府ハ日本政府カ本件責任者ノ適當ナル処置及再発防止ニ付必要ナル方法ヲ講シ又ハ講セントシ居ラルルコトヲ満足ヲ以テ諒得シ後者ノ問題ニ付テハ英国政府ハ是等方法ノ詳細及其ノ有効ナル適用ハ今後ノ話合ノ題目トスルコト適當ナルヘシト思考スルモノニシテ其ノ間現実ニ執ラルヘキ手段決定セラレタル上ハ当方ヘ通報ヲ受クヘキコトヲ疑ハサル次第ナリ。

〔附 録〕

(ハ) 「パネー」号事件大本営海軍部公表

(十二月二十四日)

十二月十二日我海軍飛行機カ米國河川用砲艦「パネー」及ヒ各国船舶ヲ爆撃セル事件ニ関シテハ英二不取敢大本営海軍部ヨリ其ノ概要ヲ發表セルカソノ後判明セル事実左ノ通ニシテ昨十二月二十三日午後六時海軍次官ヨリ駐日米國大使ニ対シ右事実ノ真相ヲ説明セリ。

一、事件發生ニ至ル迄ノ事情

今次事變勃発以來帝國海軍ハ第三国ノ權益並ニ人命保護ニ対シ有

ユル努力ヲ致シ殊ニ艦船ニ對スル攻撃ニ際シテハ支那艦艇及ヒ直接作戦行動ニ關係セル支那船舶以外絕對ニ攻撃セサル如ク爲シ來レル所支那ハ屢々第三國ノ国旗ヲ詐用シ或ハ第三國艦益ヲ自己ノ作戦ニ利用スル等ノコトアリタル爲我軍事行動ニ至大ノ不利ヲ蒙リタル事少ナカラス現二十一月二十七日鎮江攻撃ノ際支那兵大部隊力船舶ニ搭乗シテ退却シツツアルヲ発見シタル我海軍航空隊ハ直ニコレカ攻撃ニ向ヒタルニ敵ハ忽チ附近ニ碇泊セシ第三國船舶周圍ニ蟄集シタルタメ遂ニコレカ攻撃ヲ中止スルニ至リタル如キハソノ一例ナリ。

右ノ如キ事情ニ鑑ミ十二月九日上海在勤帝國總領事ハ各國總領事ニ對シ戰鬪力揚子江沿岸全部ニ波及シツツアル情況ニ於テ日本軍ハ勿論第三國艦益保護ニハ最善ヲ尽スヘキモ第三國モ亦我方ノ努力ニ協力シ其ノ船舶車輛ヲ支那軍及ヒ支那軍事施設ヨリ離隔セシメ、出來得ヘケンハ戰鬪地域ヨリ完全ニ離脱センコトヲ希望スル旨申入レタリ。

米艦「パネー」ハ十二月十日南京上流二湮ニ碇泊セシカ同地方面戰鬪激烈トナルヤ米國商船三隻ヲ保護シツツ漸次上流ニ移轉シ事件發生當日ニ於テハ南京上流二十六湮附近ニ避難シ且ソノ位置ヲ我方ニ通告スルノ手續キヲ執レリ、右ハ前記我方通告ノ主旨ニ添ヘルモノト認メラルルモ不幸ニシテ右最終避難位置モ亦彼我兵力錯綜ノ中心トナリ且ソノ最終避難位置通知モ後段述べタル如キ事情ニ依リ通達遲延シ結局「パネー」号艦長ノ努力モ本事件ヲ未然ニ防止シ得サリシハ返ス返スモ遺憾トスル所ナリ。

二、海軍航空部隊指揮官力接受セル情報
陸軍ノ作戦ニ協力スヘキ任務ヲ課セラレタル海軍航空部隊指揮官

多數ノ支那人カ上陸退却スルヲ認メタル飛行機搭乗員ハ之ヲ支那兵ト誤認シ遂ニ當時現場附近ニ於テ被害米人ヲ救護中ナリシ我陸軍發動艇乗組ノ將兵ニ迄モ危害ヲ及ホスニ至レリ。

四、避難者救助ニ関スル事情

十二月十三日午前九時米國東洋艦隊司令官ヨリ我支那方面艦隊司令官ニ接シ調査ノ結果、茲ニ初メテ前日支那船舶ト確信シテ攻撃セシハ米國艦船ナルコト判明スルニ至リ避難者救助ニ全力ヲ尽スニ決シ、直ニ保津ヲ現場ニ遡江セシムルト共ニ救助用飛行艇ヲ派遣シ且無線電信及ヒ「ビラ」ヲ以テ事件ノ概要ト避難者力知縣ニ在ル旨ヲ通知シ現地附近陸軍部隊ニ救護ヲ依頼セリ。

尚當時附近陸上ニ在リシ支那兵力避難者救助作業ヲ妨害スルコト甚シク揚子江左岸ニ擱座セル米船一隻ノ船長外一名ノ死体收容モ之カタメ遷延シ十五日ニ至リ我艦艇ノ砲撃ニヨリ敵ヲ制圧シツツ漸ク保津ニ收容スルニ成功セル次第ニシテ支那兵力江岸ヨリ英米人及ヒ日本人ノ見境ナク盛ニ射撃セルノ事實ハ本事件審査上見遁スヘカラサル事項ナリ。

之ヲ要スルニ今次「パネー」号事件ハ彼我兵力錯綜セル激戦地域ニ於テ生起シ而モ海陸軍ニ關係アリ通信連絡意ノ如クナラサル等ニモ基因シ、調査ニ時日ヲ費シコノ間諸外國ニオイテ事實ヲ誤解又ハ歪曲報道セラレ中ニハ故意ニ帝國ヲ陥レントスルカ如キ惡意宣傳ハハルルニ至リタルハ甚タ遺憾トスル所ニシテコノ不幸ナル出來事力全然錯誤ニ基クモノニシテ我方ノ故意或ハ惡意ニ基ク計畫の行爲ニ非ラサルコトハ前記諸項ノ如キ事實ノ真相ニヨリ自ラ諒解セラルヘキヲ信シテ疑ハス。

ハ十一日以来「南京方面ノ支那兵力船舶ニ依リ上流方面ニ逃走シツツアリ」又「此等船舶ハ屢々南京ト其ノ上流トノ間ヲ往復シツツアリ」等ノ情報ヲ受領シ居タル處、十二日正午（東京時間以下同様）「大小汽船十隻及ヒ戎克多數ハ敵退却兵ヲ搭載シ南京上流十二湮乃至二十五湮附近ヲ遡江中」トノ情報ヲ得ルニ及ヒ直チニ該船舶ヲ撃滅スヘキ旨下令セルカ同日「パネー」及ヒ米國商船三隻力南京上流二十七湮附近ニ在リトノ通知ハ上海米國總領事ヨリ帝國總領事ヲ經テ午後五時我支那方面艦隊司令部ニ到着シ之カ航空部隊指揮官ニ通達セルハ午後五時三十分以後ナリキ、從ツテ右航空部隊ハ南京上流二十七湮附近ニ米國艦船アル如キハ全然知ル所ナカリシ爲該方面ニ在リタル之等艦船ヲ支那船舶ナリト確信スルニ至リシハ蓋シ已ムヲ得サル次第ナリ。

三、爆撃ノ情況

我海軍航空隊ノ爆撃ハ午後二時二十五分ヨリ同五時三十分ノ間ニオイテ前後六回、毎回二機乃至六機ノ飛行機ヲ以テ行ハレ四隻ノ艦船ニ悉ク爆弾命中シ二隻（米國河用砲艦「パネー」ヲ含ム）ヲ沈没セシムルニ至ラシメタリ、尚飛行機ニヨル機銃掃射ハ第二回爆撃機中ノ一機ヨリ短時間行ヒタルノミナリ。

右攻撃ニ參加セル飛行機搭乗員ハ該方面ニ米國艦船在泊セル事實ハ何等知ル所ナク敵首都南京攻略中ノ友軍ニ協力セントノ感激ニ驅ラレ「敵退却部隊ノ搭乗セル船舶アリ」トノ情報ヲ得テ勇躍進セルモノナリ加之當時附近各所ノ火災ノ影響ヲ受ケ「パネー」ノ在泊セル開源碼頭附近揚子江上ハ煙霧ノ爲上空ヨリノ視認情況不良ナリシト前記ノ如キ先入主ト相俟チテ逐ニ米國艦船タルコトヲ識別スルコト能ハスシテ之ヲ爆撃スルニ至リ更ニ此等商船ヨリ

(九) 海軍次官談

(十二月二十六日午後七時發表)

「パネー」号事件ハ本日米國大使ヨリ外務大臣ニ致セル回答ヲ以テ一段落ヲ告ケタル次第ナルカ右ハ事件發生以來各種誤解宣傳ノ渦中ニ於テ米國政府並ニ其ノ國民力公正明察克ク事件ノ真相ト我方ノ誠意トヲ正解シタルニ依ルモノニシテ事件ノ責任者タル帝國海軍トシテ洵ニ欣快ニ堪ヘス又本事件發生以來我國國民力終始冷靜ニシテ理解アル態度ヲ持シタルコトニ對シ深甚ナル謝意ヲ表スルモノナリ。

今後我海軍ハ愈々自重自戒以テ此種事件ノ根絶ニ万全ヲ期スルハ勿論ナルカ一方更ニ此ノ機會ニ於テ支那事變ヲ繞リテ帝國ト第三國トノ間ニ在スル各種ノ誤解疑念ヲ一掃シ進テ理解ト親善トニ至ラシメ以テ禍ヲ転シテ福トナスコトニ對シ我國民一致ノ協力ヲ切望シテ已マサル次第ナリ。

(終)

支那事變關係公表集(第三号)

目次

- 三、帝國政府聲明(一月十六日)
- 四、独逸國政府ヲ仲介トスル日支和平交渉ニ關スル情報部長談(一月十九日)
- 六、南京駐在「アリソン」米國領事ニ關スル情報部長談(一月三十一日)
- 七、南京、杭州及其他方面ニ於ケル帝國軍隊ノ行動ニ付米國政府申

出ニ対スル帝国政府回答ニ関スル情報部長談 (二月十二日)

三、帝国政府声明

(一月十六日)

帝国政府ハ南京攻略後尚ホ支那国民政府ノ反省ニ最後ノ機会ヲ与フルタメ今日ニ及ヘリ然ルニ国民政府ハ帝国ノ真意ヲ解セス漫リニ抗戦ヲ策シ内民人塗炭ノ苦ミヲ察セス外東亜全局ノ和平ヲ顧ミル所ナシ仍テ帝国政府ハ爾後国民政府ヲ對手トセス帝国ト真ニ提携スルニ足ル新興支那政權ノ成立發展ヲ期待シ是ト兩國国交ヲ調整シテ更生新支那ノ建設ニ協力セントス元ヨリ帝国力支那ノ領土及主權並ニ在支列國ノ權益ヲ尊重スルノ方針ニハ毫モカハル所ナシ
今ヤ東亜和平ニ対スル帝国ノ責任愈々重シ
政府ハ国民力此ノ重大ナル任務遂行ノタメ一層ノ發奮ヲ冀望シテ止メス

STATEMENT OF IMPERIAL GOVERNMENT

January 16, 1938

Even after the capture of Nanking, the Japanese Government have till now continued to be patient with a view to affording a final opportunity to the Chinese National Government for a reconsideration of their attitude. However, the Chinese Government, without appreciating the true intentions of Japan, blindly persist in their opposition against Japan, with no consideration either internally for the people in their miserable plight or externally for the peace and tranquility of all East Asia. Accordingly, the

Japanese Government will cease from henceforward to deal with that Government, and they look forward to the establishment and growth of a new Chinese régime, harmonious co-ordination with which can really be counted upon. With such a régime they will fully co-operate for the adjustment of Sino-Japanese relations, and for the building up of a rejuvenated China. Needless to state, this involves no change in the policy adopted by the Japanese Government of respecting the territorial integrity and sovereignty of China as well as the rights and interests of other Powers in China.

Japan's responsibilities for the peace of East Asia are now even heavier than ever before.

It is the fervent hope of the Government that the people will put forth still greater efforts toward the accomplishment of this important task incumbent on the nation.

四、独逸国政府ヲ仲介トスル日支和平交渉ニ

関スル情報部長談

(一月十九日)

国民政府力誠意ヲ以テ事件解決ノ希望ヲ申出テ来ルナラハ之ヲ拒ムモノニアラストノ政府ノ方針ハ予テ在京關係国大使ニ説明シテ置イタ処テアルガ客年初冬在京独逸大使ヨリ国民政府ニ於テハ帝国ト媾和ノ希望アリ独逸国政府ニ於テハ日支兩國間ニ直接交渉ノ橋渡しヲナスヘキ旨ノ好意的申出カアツタ帝国政府ニ於テハ前記方針ニ鑑ミ其ノ好意ヲ享ケ在京独逸大使ヲ通シ今次事変ノ解決ニ当リ東亜永遠

ノ平和確立上日本側ニ於テ絶対必要ト認メル公正ナ条件ヲ提示シ国民政府ニ最後ノ反省ノ機会ヲ与ヘタノテアルカ同政府ハ我方ノ寛容ト独逸政府ノ好意トヲ無視シ遂ニ何等誠意アル回答ヲナシ来ラサリシ為帝国政府ニ於テモ遂ニ一月十六日声明ノ通爾後同政府ヲ對手トセス独自ノ立場ニ於テ事変ニ対処スルノ已ムヲ得サルニ至ツタ次第テアルカ独逸政府ノ好意的斡旋並ニ在支及在京独逸大使ノ多大ノ尽力ハ帝国政府ノ深ク感謝シテ居ル所テアル。

六、南京駐在「アリソン」米國領事ニ関スル

情報部長談

(一月三十一日)

一月二十九日午後六時半駐日「グルー」米國大使ハ堀内外務次官ヲ来訪口頭ヲ以テ在南京「アリソン」米國領事ニ関スル米國側ノ報告ニ基ク実情ヲ詳細説明シタル後米國政府ハ日本政府ヨリ適當ナル遺憾ノ意ノ表明並ニ關係者処罰ニ対スル充分ノ措置ヲ執ルヘキ旨ノ保証ヲ期待スル旨ヲ申入アリタリ

三十日午後十時堀内次官ハ「グルー」米國大使ノ来訪ヲ求メ本件ニ関スル帝國政府ノ意向トシテ左記ノ点口頭ヲ以テ回答セリ

一、事情ノ如何ハ別トシ日本兵カ「アリソン」領事ヲ殴打シタルコトハ誠ニ不幸ナル出来事ニシテ現地ニ於テモ既ニ本郷參謀ヨリ軍司令官ノ名ニ於テ本件發生ニ対シ遺憾ト陳謝トヲ表明セル次第ニシテ「アリソン」氏ハ之ヲ受入レタル趣ナルカ帝國政府トシテモ茲ニ本件ニ対シ衷心遺憾ノ意ヲ表明ス

二、帝國政府トシテハ本件ノ重大性ニ鑑ミ關係者ノ処罰ニ付キ嚴重調査ノ上充分ノ措置ヲ執ルヘキヲ保証ス

三、此種事件發生ノ場合關係者ノ言分ハ銘々相違スルコトアリ勝

シテ本件ニ付テモ米國側報告ト日本側報告トノ間ニハ相当ノ不一致アルニモ鑑ミ真相ノ究明ハ今後ノ調査ニ俟ツヘキ調査ノ実施ハ之ヲ後日ニ留保スルコトシタシ

七、南京、杭州及其他方面ニ於ケル帝國軍隊ノ

行動ニ付米國政府申出ニ対スル帝國政府回

答ニ関スル情報部長談

(二月十二日)

莫ニ一月十七日「グルー」米國大使ハ廣田外務大臣ヲ来訪シ南京、杭州及其他ノ地点ニ於ケル軍事行動中日本兵ハ米國權益ヲ無視シ又米國国旗ニ対シ穩当ナラサル行為ヲ為シタルトノ報道ニ接シタルトテ右報道ニ基キ米國政府ノ正式抗議ヲ申入ルル所カアツタ。依テ帝國政府ハ直チニ外務官憲ハ勿論出先陸軍官憲ヲシテ事実ノ徹底の調査ヲ遂ケシムルト共ニ現地ニ於ケル米國官憲トモ密接ナル連絡ヲ取ラシメ右ノ結果ニ基キ対米回答ヲ發スルコトシタ為稍々時日ノ經過ヲ見タ次第テアルカ最近我方出先官憲ハ今日迄ニ判明シタル所ニ依ツテ当該事件ノ真相ヲ米國側出先官憲ニ通報シタルハ勿論在支米國並ニ第三國權益ヲ尊重ニ付帝國側ニ於テ執リツツアル措置ヲ開陳シテ本件ニ関スル帝國政府ノ誠意ヲ表示スル所アツタ。

帝國政府ハ我方出先官憲ノ事實調査並ニ出先ニ於ケル日米兩國官憲ノ間ニ行ハレタ現地接渉ヲ基礎トシテ米國政府ニ対スル回答ヲナスコトトシ本十二日米國大使館「ドウーマン」參事官ノ来訪ヲ求メタ上左記ノ通り回答文ヲ手交シタ。

回答全文

以書翰啓上致候陳者一月十七日附貴翰第八六六号ヲ以テ南京、杭州及其他ノ地点ニ於ケル最近ノ軍事行動中日本軍ニ於テ米國權益ヲ侵害セル事件發生セル趣ヲ以テ御申越相成タル次第第聞悉致候

帝國政府カ既ニ種々ノ機會ニ於テ聲明シタル通り支那ニ在ル米國並ニ第三國ノ權益財產ヲ出来得ル限り尊重保護スヘキコトハ其ノ堅持セル根本方針ナル処更ニ旧臘發生シタル不幸ナル事件ニ鑑ミ出先官憲ニ對シテ一層切實ナル注意ヲ加フヘキ旨重ネテ嚴命ヲ發シタル次第ニ付テハ客年十二月二十四日附拙翰ニ依リ御承知ノ通ニ有之候、然ルニモ不拘前記貴翰ヲ以テ其後ニ於テ尚不祥事件發生セル趣御申越ニ接シタル帝國政府トシテ誠ニ遺憾ニ堪ヘサル処ナルヲ以テ即刻出先官憲ニ對シ之カ徹底の調査ヲ命シタル結果今日迄ニ判明致タル状況左ノ通ニ有之候

南京ニ於テハ最近迄前線部隊ノ頻繁ナル移動、人員ノ入レ換ヘ及敗殘支那兵、支那人不逞分子ノ掃蕩等ノ為外國權益ノ保護並ニ警備ニ當ツル兵力ノ不足ヲ來セルコト等ノ事情ニ依リ取締充分ナラサリシニ起因スルモノト認メラルル案件有之タルニ付前記帝國政府ノ訓令ヲ更ニ出先軍官憲ニ徹底セシムルカ為一月十五日附及同月二十日附ヲ以テ重ネテ嚴重訓令ヲ發出スルト共ニ現地ニ於テハ夫々出来得ル限り事實ヲ闡明シタル上軍律ニ照シ當該行為者ノ処置ヲ行ヒ損害ノ復旧ニ努メシメツアル等帝國政府殊ニ軍最高部ニ於テハ非常ナル關心ヲ以テ本件処理ニ當リ居ル次第ニ有之候尚個々ノ事件ニ付テハ更ニ徹底の調査ヲ要スルモノアルニ付現地ニ在ル外務官憲、陸軍軍官憲共ニ相協力シテ銳意真相ノ究明ニ努メ判明スルニ從テ被害ノ匡救ニ関シテハ出来得ル限ヲ現地ニ於テ之ヲ解決スルノ方針ヲ執リ之カ為ニハ在同地貴國官憲トモ密接ナル連絡ヲ保チ居ルヲ以テ之等ノ

引卸シ揚子江ニ投シタルト伝ヘラレタル件ニ付テハ當時同方面ニ在リタル當該部隊ニ付調査ヲ遂ケタル結果日本兵中ニハ此種事件ニ関与シ又ハ之ヲ承知セル者ナク一方右病院關係米國人側ニ於テモ當時ノ状況ヨリ一応日本兵ノ所為ト想像シタルモ米國国旗ノ投棄等ノ事實ヲ現認シタル次第第二非スト語リタル趣ニテ右ニ関シテハ既ニ在上海帝國總領事ヨリ米國總領事ニ通報セルヲ以テ御承知ノ事ト存候尚其他ノ地点ニ於テモ銳意慎重調査中ナルモ今日迄確証無之次第ニ有之候帝國政府トシテハ今後共米國国旗ニ對スル尊重ノ念ヲ一層各部隊ニ徹底セシムヘク特ニ右目的ヲ以テ訓令ヲ各部隊ニ通達セシメ之カ徹底ヲ期シ居ル次第ニ有之候

叙上ノ如キ事情ニ鑑ミ帝國政府ハ此種事件ノ再發防止ニ付一層有効適切ナル具體的方法ニシテ至急實施シ得ヘキモノニ付銳意考究中ニシテ既ニ實施中ナル諸措置ノ勵行ヲ嚴達スル一方不取敢、(一)、軍中央部ヨリ高級將校ヲ現地ニ派遣シ叙上屢次ノ命令ノ徹底ヲ計リ(二)、現地主要各地ニ外國權益事項處理ノ為新ニ專任武官ヲ配置スルコトトシ既ニ一部之カ實現ヲ見タル外(三)、軍憲兵ノ増加配置ヲ企図スル等最善ノ努力ヲ竭シ居ル次第ニ付テハ右ノ次第貴國政府ニ御伝達相成度此ノ回答申進旁本大臣ハ茲ニ重ネテ閣下ニ向テ敬意ヲ表シ候

敬具

事情ニ付テハ既ニ貴方ニ於テモ御承知ノ儀ト存候

杭州ニ関シテハ客年十二月二十二日帝國軍之ヲ占拠シタル際後方ヨリノ補給ハ一時断絶シ現地ニ於テ食糧ヲ求ムルノ必要ニ迫ラレ剩ヘ住民逃避ノ結果徵發ヲ行フノ已ムナキ情勢ニアリタルモ帝國軍隊ニ於テハ杭州入城前第三國權益ノ保護ニ関シ各部隊ニ嚴重ナル指示ヲ与フルト共ニ入城ニ際シテモ憲兵ヲ第三國入所有家屋ニ派遣シ布告ヲ貼布シ之カ保護ニ付万全ノ処置ヲ執リタル次第ナルカ當時ノ戦況上一部食糧ノ徵發ハ夜間ニ之ヲ行フノ余儀ナカリシ為國旗布告等ヲ認知シ得ス且ツ第三國入所有家屋ハ支那人所有家屋ト混在シ更ニ當該家屋内ニ所有主現住セサリシ等ノ事情ニ依リ徵發部隊ノ一部力之等ニ関スル認知ヲ誤リタルコトハ或ハ有リ得タルヤモ知レサル状況ナリシニ加ヘテ當時支那賤民等カ混乱ニ乘シ掠奪破壊等ヲ恣ニセル多数ノ事例モアリ事實ヲ確知スルニ困難ナリシコトハ容易ニ御觀察成儀ト被存候斯ノ如キ状況ニ於テ仮令杭州ニ於ケル日本軍力過誤ニ基キ第三國入所有家屋ニ進入シタル事實アリタリトスルモ是全ク作戰上必要ナル食糧ノ徵發又ハ敗殘兵ノ搜索等ヲ目的トシタルモノニシテ軍官憲ニ於テ嚴密ナル調査ヲ行ヒタル結果ハ食料品ノ徵發ハアリタルモ其以外ノ物品ヲ搬出シタルカ如キ事實ハ之ヲ認メ得サリシ次第ニ有之候

尚貴翰中米國政府ハ日本兵ニ於テ米國国旗ニ對シ不穩當ノ行為アリタルヲ通報ニ接セラレタル趣ヲ以テ抗議ノ次第アル処若シ斯ル事實アリタルトスレハ甚タ遺憾トスル所ナルヲ以テ在上海、南京等ノ貴國官憲ヨリ具體の事例ノ提示ヲ求メ我方出先ニ於テ徹底の調査ニ努力シツツアリタル次第ナルカ客年十二月十三日日本兵カ蕪湖ニ於テ米國病院「ジェネラル・ホスピタル」所屬支那船ヨリ米國国旗ヲ



金山附近を行く第十軍

大本營陸軍部・西義章中佐の報告（概要）

パネー号事件調査のため現地に派遣された参謀本部欧米課アメリカ班長・西義章少尉騎兵中佐は十二月二十二日帰京、直ちに陸軍首脳部に報告、二十三日午後四時半より外国人記者団約三十名を大本營陸軍部に招きその調査に基づき事件経過を説明、引き続き同中佐は柴山兼四郎少陸軍省軍務課長と共にアメリカ大使館を訪問、グルー大使はじめ陸海軍武官らに約二時間にわたり詳細に説明し、夜八時大本營に引き揚げたが、その概要は次の通りである。

【昭和12年12月24日東京日日新聞記事による】

一般情況

一、十二月十一日上海方面が軍主力は三方より前進し南京を包圍攻撃中であり〇〇（国崎）部隊（歩兵第九旅団）は上流蕪湖より北進、十一日主力は石馬河付近にて揚子江を渡河し十二日左岸に沿ひ浦口方面に前進中であつた。該部隊主力に属する山砲隊は陸行の困難を避くるため〇〇（永山）工兵部隊（独立工兵第十聯隊）主力の舟艇に搭乘揚子江上を主力にやゝ遅れて続行してゐたがさらにこの部隊の一部が十二日午前浦口に至る途中米国船舶と遭遇しわが一中尉は米艦に至り名刺を交換して敬意を表してをる。

二、この〇〇（国崎）部隊は数日前その一小歩兵部隊（歩兵大尉の

指揮する部隊で輕機関銃数挺を有するも重機及び通信機材は有せず）を蕪湖に残置しありしが、〇〇（牛島）部隊（第十八師団）が長興方面より蕪湖に到着せるため〇〇（国崎）部隊長は主力諸部隊と共に工兵の一部隊を舟艇十数隻と共に遡江せしめその残置部隊を搭載の上、浦口方面〇〇（国崎）部隊の主力に追及せしめた。この部隊は負傷者約廿名、その他を有しこれ等の処置に手間取り十二日午後一時過ぎ大平府を出発、下江の途についた。当時この部隊は数日前より孤立しありしと通信機材を有せず主力との連絡も少なく友軍の一部が既に当日午前遙か下流においてこれ等米国艦船と交歓したる事実は全く知らずして進んだものである。

經過大要

一、右の部隊は当時舟艇二隻に將校、兵約廿五名を載せて斥候とし主力はその後方約三百米に二列縦隊となり最後方には負傷者等を搭乘した徵発支那ジャンクを従へ前進せり。

二、右部隊長は自ら斥候舟艇中において深有付近（クロス島西南側）を前進中であつたが午後二時半過ぎ（時間の記憶正確ならず）遙前方三千米くらゐの水平線上黒煙を見、次いで大なる汽船の如きもの四隻小蒸汽船二隻の横隊となつて展開前進するのを見る、部隊長は咄嗟に支那軍を載せ退却する船なりと信じ直ちに後

方に続行する舟艇群を右旋回して後退、右岸に接せしめ自分はやゝ前進しては偵察せるが依然国旗等も見えずその大なるものは五百トンもあらんかと思はれ、しかも江上に展開の態勢をとり

若しこれに攻撃せられんか小なるわが舟艇にては一たまりもなく撃沈せらるべきことを恐れ安全地帯を求めて直ちに部隊全部を上陸、堤防のかげに秘匿せしめたり、この時部隊長はこれ等の舟団を攻撃する等の意思は毛頭なく全くこれに抵抗するの無力なるを知り、ひたすら秘匿して部隊の安全をはかつてゐた。

三、部隊長はこの時一將校及び兵約十五名を堤防東側三、四十米、また一下士斥候を堤防に沿うて前方に出し情況の偵察を命じこれ等のものには特に命令として前方の船は敵の敗残兵を載せたるやも知れずよく注意し徒に射撃すべからずと示してをる。

四、かゝるうち間もなく（午後三時近くと思はる）四、五機の飛行機上空に現れこれ等の船を爆撃した、当時の情況は第一発は水中に落ち次いで第二発は中央の船（砲艦ならん）に命中火花と共に黒煙高く噴き出した。この船からは盛んに重機をもつて飛行機を射ちまた一將校及び新聞記者一名は砲声二、三を聞いたといふも確實ならず、他の三隻の船は各々一旋回するやに見えしも一隻は左岸近くにあり他の一隻は右岸の馬鞍山棧橋に接着した、当時部隊主力は棧橋より上流約二千米くらゐの所に隠れてをり（舟艇はなほ後方に位置す）堤防上の下士斥候は約八百乃至一千米くらゐまで接近して見たるもの下士斥候は多数の支那兵らしきものゝ下船するを認めこれを敗残兵と信じ輕機関銃をもつて極少数の射撃を行った。右方に出しありし將校斥候長は射撃することなく、どんだん煙中を前進したが下船人員中に西洋人らしきもの混るを

見、直ちにこれを後方に報告し射撃を戒むるとゝもに自己は直ちに棧橋に到り部隊長もまた同処に急行せり。

五、これより先き大型汽船が爆撃を受ける頃左岸に近くをりし赤煙突の二隻の小蒸汽船は逸早く上流方面に急走を開始した、これには支那人を満載しある模様なので工兵指揮官は敵敗残兵の逃走と認め直ちに付近の舟艇一をしてこれを上流より迂回して逃走する船の先頭を庄する如くせしめ、次いで他の舟艇に機関銃を積替へ続いて急追せしめ陸岸より小銃を以て射撃した、射距離は約一千八百米である、この小蒸汽船一は遂に逃走したが後方の一隻は船首方向に迫るわが舟艇の射撃及び後方より迫る他の舟艇に逐はれ途中三度び接岸して搭載の人員の陸岸に逃走するを見たが遂に揚子江支流のクリーク中に入り込みわが舟艇に捕獲せられた、この小蒸汽船には船員たる男女十一名及び小児一があつたが船長は逃走してをり船は船員と共にわが軍にて使役してをる、船員の言によればこの船は蕪湖で支那兵多数強制乗船し南京に到るべく下江中途中南京はすでに入るべからざるを知り逆行中偶々この爆撃の場面に遭遇した由である。わが方の一従軍記者はさらに三隻の大型小蒸汽船が下流に逃走した旨述べてをるが確實ではない。

六、右の如き活動の行はれる間部隊長は前方の將校より外人の乗船しある旨の報に接し急行して棧橋に到着当時右將校（多少英語を解す）は下船者中の支那人を一まとめとなしつゝあり、この船はスタンダード会社の所有なる旨を部隊長に報告、はじめて米船たることを知りまた前岸に沈みつゝあるは米砲艦なることを知つた、部隊長は直ちに上陸せる米人十数名中二、三名の頭部および手等に輕傷せるを認め衛生兵を招き手当せしむるとゝもに従軍記

者の通訳により種々の会話をなす一方支那人中に敗残兵なきやを調査せしめ、かつ船長の同意を得て兵約一分隊を乗船、同じく敗残兵の有無を調査せしめた、当時負傷の手当を受けし米人及び船内にて消火を終へたる米人船員は非常に喜び百個以上の煙草、キャンデーをわが兵に分配しかつ握手を求め再三謝意を表してをり（部隊長はわが兵に上官の許可なく物品を受くべからずと叱つた由である）革衣を着した飛行士風の米人は煙草数缶の口を切りわが兵に与へ、またウイスキー瓶を取出しこれをわが通訳等にすゝめた。

七、以下は船長及び乗組米人等とわが通訳との会話の要点である。

通 爆撃の際何故旗を振らざりしや

米 旗を振らなくても船上に国旗を書いてあつた

通 何故速かに南京付近を立退かなかつたのか

米 石油タンクの後始末で遅れた

通 何処に行くか

米 船長 上海へ行く

通 上海は反対の方角ではないか

船長 予は誤解していた

通 わが飛行機が誤つて爆撃したのは真に遺憾である

船長 戦時は当然だ、我々の避難が遅れたのが悪い

通 砲艦の艦長はどうしたか

米 艦長は小蒸汽で向ふ岸に逃げた

米 砲艦パネー号を此方に曳いて来て貰いたい

通訳はこれを部隊長に問ひ工兵指揮官を呼ぶ、更に船長に対し下

鉄鉾の丘小高き所に登り或ひは帽子を振る等務めて爆撃を止めさせようと陸上にあつた米支人その他はいづれも殆ど散乱の形で各々遮蔽を求めた、然るに飛行機はわれを認識しないものか一発は外側汽船の機関室付近に命中、次いで第二発は棧橋側の汽船の同様機関室前に命中各盛んな火災を起し燃えはじめた、乗船中の人員は急速下船したが負傷者に対しては米人中の船医の如きもの及びわが通訳等で急ぎ繃帯を施した。部隊長の記憶では負傷者は米人重傷一、軽傷二、三人支那人十名内外であつたのである、わが方は死者下士一、兵一、負傷将校一、兵二、新聞記者一にて他に工兵指揮官も手肘に軽傷を受けた。この時すでに午後六時に近く日没し汽船はすでに燃えて航行すべからざるを知り部隊長は米人に示して一同を約千五百メートルの丘上にある洋館に赴かしめわが軍は舟艇の位置に帰還した。同部隊は夜間この付近航行の危険を慮りその付近に宿営した、この部隊は翌十三日再び途中英艦に会ひ交歓してゐる事実がある、これらのため目的地到着は前後二日を遅延してゐる。

結 言

要するに本情況は数日主力と離れて孤立しありたる小部隊が南京方面より脱出して来ると予想せらるゝ支那軍に対し警戒しつゝ前進中巨大なる船舶団に遭遇し最初はその攻撃し来らんことを恐れてゐた、次いでこれが米国関係の艦船なることを知つて大いに安心し自己の任務の遅延するの顧みずまた死傷者の犠牲をまで出してこれになし得る限りの援助と便宜を与へ米人よりもまた衷心より感謝を受けたものであつて、わが将兵に米人と知り米艦船と認識してなほこれを攻撃し射撃するの意思のなかつたことは本情況を知る何

流約六、七百米にある他の汽船を呼寄せしむるに船長はこれに従ひ棧橋付近に來り舷側に並列した。

部隊長は一同の寒さうな姿を見、船に帰るかと話したところ一同は爆撃を恐れ躊躇している模様であるのでわが軍がこゝにゐるのだから安心しなさいとなだめたところ約半数は乗船した、船長は保護のため南京まで同行を乞うたが部隊長は上官の命がなくては駄目だといった。先に調査した支那人中一名敗残兵の疑ひあるものを捕縛した、革衣を着た米人が十数年來の友人だからと熱心に釈放を乞うたので船長に保証を求めたところ船長は保証書をもつて來るといつて乗船した。この時米人は通訳に南京まで乗船同行を勧め、また部隊長等にも船中に到つてコーヒーを飲むやう勧めたがこれを断つた。

工兵指揮官はこゝに來てこれらが米船なることを知つて伝令で後方約千メートル上流に残置した舟艇中より十二隻を一將校に指揮せしめ砲艦を視察に赴かしめたが、同時砲艦はすでに半ば沈み艦上全く人影がなかったが右將校は兵少数（一名ともいふ）と、もに乗艦、一瞥の後沈没の危険を恐れ一、二分で下船した、同時右岸の部隊長及び通訳は相顧みて特に沈没に瀕せんとしつゝある艦上に上る工兵の勇敢さをいひ合つたほどである、この時前岸等には全く人の気配はなかつたとのことである、かくするうちにさきに上陸せる米人等約半数は乗船し部隊長以下わが兵一同は棧橋上船側に立つてゐる際再びわが飛行機二機が上空に現れた、部隊長は非常に驚いて直ぐに付近の兵の日章旗をもつ者全部に命令してこれを打ち振らしめ、その数は十数本或ひは二、三十本ともいひ、或るものは付近の

人もすこしの疑念も抱かないところと確信してゐる。本情況の如き人心の平衡を失つてゐる際若しわが軍が米艦船または米人遭難者に対し何か攻撃的または射撃等の記憶ありとせば恐らくは明かに支那人を満載逃走を企図した「赤マスト」の小蒸汽船に対するわが舟艇の行動または対岸よりの射撃等を誤つて印象に留めあるにはないかと考へられる。

要はかくの如き錯乱せる状況の下に生じたる事件はその主眼点たる「わが兵の米艦船、米人に対する敵意の有無」を探索しこの点につき責任の帰着を定むべきであると思ふ、この点につき約三年米國に留り米人と米軍を知りこれらの公正親切、真摯につき衷心より尊敬する小官は不幸なる本事件を通じてなほ米人、米艦とわが將兵との間に戦況混乱の間、なほ聊かの敵意がなかつたことは勿論小官のいづく対米緊密感が同様にわが戦場の下級將兵により実現せられあるを見、欣快に堪へなかつた次第である。

米海軍査問委員会報告書

『東京日日新聞』

（昭和12年12月26日夕刊）

「ワシントン廿四日発同盟」

米國政府は廿四日午後八時（日本時間廿五日午前十時）パネー号遭難事情に関する上海の米國海軍査問委員会の公式報告を發表した。内容左の通り。

スワンソン海相はパネー号の爆撃沈没状況を調査するため任命された査問委員会から左の如き調査結果の報告を受けた。これら調査結果は米国アジア艦隊司令長官の承認を得たものである。査問委員会は次の事実を確かめることが出来た。

- 一、アジア艦隊揚子江警備隊に属するパネー号は二月二日合法的命令により揚子江上において行動してゐた。
- 二、パネー号の直接使命は在留民を保護し、南京米国大使館と漢口の大領事館事務所との連絡を確保し大使館員のため臨時事務所を提供し、更に米国人その他在留外国人の避難収容に當ることであつた。
- 三、南京付近における砲火が猛烈を極めてゐるためパネー号は命中を避けつゝ数回にわたり碇泊地を代へた、そして十二日午前にはメイピン号、メイシャ号、メイアン号を始めスタンダード石油会社の船舶を護衛する体形を採つて遡航を開始した。
- 四、パネー号の行動状況を日本軍当局に熟知させるためには終始適当な措置がとられた。
- 五、当時パネー号は正規乗組員の他に米国大使館員四名、外国人五名を載せてゐた。
- 六、午前九時四〇分パネー号はさらに上流に移動してゐたが、日本陸軍汽艇の合図によつて進行を停止した、次いで日本陸軍の臨検士官が護衛兵を連れてパネー号に乗船したのでパネー号並びに護送の船舶は遡航して南京上流二十八カイルの所で投錨する積りだと知らせた。この時パネー号は危険に遭遇するかも知れぬとの警告は全然受けなかつた。
- 七、午前十一時頃パネー号と護送の船舶は呉淞を距る約百廿一カイル

傷者を陸地に向け運送中の艦載ボート一隻目がけて掃射を加へたため更に数名の負傷者を出し、ボートは銃弾で貫かれた。

- 一五、攻撃を受けてゐた間中天気は晴朗で視野は非常によく風はあるといつても殆ど気がつかぬくらいだつた。

- 一六、パネー号並に護送の船舶の攻撃に参加した飛行機はそのマークにより間違ひなく日本軍の飛行機と認定された。

- 一七、最初の爆弾が投下されるや否や防空部員は直ちに部署につき廿ミリ口径の機関銃は火蓋を切つて応戦し爾後の攻撃に対しても攻撃する飛行機に対し応酬した。三時砲には人員は配備されなかつたし、三時砲弾は全然発射されなかつた。右の処置は艦船防空法案に基づくものである。

- 一八、(艦内の死傷者について詳述した後)艦長は職務遂行不能に陥つたので先任将校が艦長代理となり命令を発した。艦長は艦を動かして岸につけるやう命令した。しかし当時パネー号は既にひどい被害を受けてをり航行することが出来なかつた。

- 一九、午後二時頃艦長は艦を救ふことは不可能と信じ、一方負傷者の数を考へ之等の負傷者を二隻の小きなボートで岸に運ぶに必要な時間を考慮してパネー号抛棄を命令した。午後三時頃に全部作業を終つたが、その時パネー号の前甲板は既に水浸しになつて将に沈まんとしてゐた。

- 廿、第一回の作業で先づ負傷者の全部が上陸した。艦長は始め他の負傷者と共に対岸に避難することを拒んだ。艦長代理も傷のため職務を遂行し得ざるに至り漸く第二回の輸送ボートに乗つて艦を離れた。パイワース少尉は最後迄踏み止つてゐた。

- 廿一、パネー号を抛棄して後水夫長マールマンド及び一等機関士ウ

リ南京上流廿八カイルの江上に密接した隊形で投錨した。八、パネー号は白く塗られ、乾舷と煙突は薄茶色であつた前甲板デントに大國旗二つを平面に描き、また斜桁に大國旗を立てた。

九、スタンダード石油会社船舶はいづれも多数の大型米國旗を縦横に立てた。

- 一〇、午後一時廿分パネー号水兵は平常の日曜作業に従事しメイピン号を訪問した八名を除き全員が乗艦してゐた。

- 一一、午後一時廿八分ごろ日本の大型双発飛行機三台が編隊をなして下流の方から非常な高度を保ち頭上を通過するのが見えた。当時パネー号並びに護送の船舶以外は付近には船舶は全然碇泊して居らず危険地帯にあると信すべき理由は全然無かつた。

- 一二、これら日本飛行機は何等の警告も無く数個の爆弾を投下したが内一、二発はパネー号に命中し、或はその船首近くに落下した。更にメイピン号にも命中しそのすぐ近くにも落下した。

- 一三、最初の命中弾によりパネー号はひどい被害を受け、船首の三インチ砲は運転不能となり艦長始めその他乗組員重傷を負ひ更に操縦室、病室を破壊し、無電装置、スチーム室は機能を停止した。その結果艦は全く航行不能に陥り船体には水が侵入して遂に船首の方から沈み始め右舷に傾き出し、これが沈没の原因となつた。

- 一四、その直後発動機一基付飛行機六台が一隊をなして襲来しパネー号に攻撃を集中する如く次々に一台づつダイヴして来て真上から爆撃した。かくて全部で約二〇発の爆弾が投下されたがその多くは船体近くに落下し、船体並に乗組員は弾片、並に震動によつて非常な被害を受けた。攻撃は約二〇分続いたがその間少くも二台の飛行機は更に機関銃の掃射を行つた。内一台の機関銃は負

イーマースの兩名は艦載ボートの一つに乗つて医療品をとりパネー号に戻つた。彼等が再び岸に向け帰途についた時、武装した兵を満載した日本の発動機艇がパネー号間近に近付き機関銃の掃射を行つた上、パネー号に横付けにし乗船して来たが五分間以内に立去つた。

- 廿二、午後三時廿四分ごろパネー号は来船した日本兵が立去つた直後右舷に顛覆した。沈没の位置は深さ七尋乃至一〇尋、凡そ北緯廿度四十四分廿秒、東經一一七度廿七分である。貴重な政府財産は事実上何一つ持出せなかつた。

- 廿三、パネー号生存者が長江の左岸に達してから艦長は自己の負傷及び他の残存将校の負傷に鑑み且つまた生存者を一人も残さぬために新たな攻撃が行はれるだらうとの一般の懸念からロバーツ陸軍大尉に対しパネー号の代表者として行動することを求めた。ロバーツ大尉は幸ひ負傷を免れ且つ地上作戦に熟達し、支那語にも通じてゐたからである。ロバーツ大尉はパネー号の生存者が二月一日五日砲艦オアフ号に収容されるまで申分なくその職責を果たした。

- 廿四、大使館員アチソン及びバクストン両氏は陸地に避難中何くれとなく一行の世話をしたが、その支那に関する深い知識は一行の安全に少なからぬ貢献をした。

- 廿五、一行は約五十時間岸辺に止つてゐたがその間一行は支那人の親切な援助に慰められながらも少なからぬ苦しみを経た。その後一行全部は漸くオアフ号及びレディ・バード号に収容された。

- 廿六、前例のない暴行、予期しない攻撃の当初から最後まで艦員は何れも米國海軍の輝しき伝統に悖る所なく最善を尽した。

廿七、パネー号便乗者中サンドロ・サンドリ氏は十二月十三日午後死亡した。一方大使館員のバックストン、エミール・ガツシエ、ロイスキヤー三氏は負傷した。

廿八、爆撃が始まると直ちにスタンダード石油会社船は移動し、その内メイピン号、メイシャ号の二隻はキュアン埠頭迄ゆき無事浮標に停留したがメイアン号は航行不能に陥り遙か下流の左岸に乗上げた。これらの商船全部は第一回の爆撃で何れも損害を蒙ったのである。メイピン号に起った火災は折柄同船に乗ってゐたパネー号乗組員八名の手で消しとめられたが、そのため一行はパネー号に帰ることが出来なくなつた。

廿九、パネー号爆撃が終つた後メイピン、メイシャ両船は更に爆撃を受けて火災を起し破壊された。この爆撃の直前埠頭付近の江岸にあつた日本陸軍部隊は爆撃を止させようとして日本国旗を打ち振つた、然し彼等の努力は不成功に終り、剩へ若干の死傷者を出すに至つた。メイアン号船長カルロス氏は死亡しマーシャル、ヴァインズ、ピツカールリング、スクワイアの四氏は何れも負傷を蒙むつたこと判明した。これらの商船の支那人乗組員の死傷は甚大に上つたが確かな数は算定出来ない。

卅、(メイピン号に乗り合はせてゐたパネー号の乗組員の氏名を列記した後)これらの乗組員も無事対岸に上陸した。そこでかれ等は日本兵に遭遇したがその中一人が米国人だと確かめたため日本兵はこれら乗組員に対し敵意を示さなかつた。

卅一、パネー号一等火夫J・L・ホツジ氏は一行に離れ唯一人無湖までたどりつき次いで日本軍飛行機に便乗して上海に向つた。

卅二、英国砲艦ビー号並にレデイ・バード号がパネー号乗組員救援

に尽くした努力に対し感謝する。

卅三、卅四、パネー号一等炊事係チャールス・レンズミンガー氏は十二月十三日午後一時半パネー号爆撃の際受けた負傷のため和縣において死亡した。同様エドガー・フルスパス氏も又十二月十九日午前六時半上海に於て死亡した。

『西園寺公と政局・第六巻』原田熊男述(岩波書店)「第5章 パネー号事件と参謀本部の和平論」197〜198ページ

(十二月)二十七日に木戸と電話で話し、それから午後外務大臣に會つたところが、「例のアメリカ軍艦爆撃問題も全くの誤認に基づくものであつたことが判明した。陸軍から調査に行つた西中佐(西義章 陸軍騎兵中佐参謀本部アメリカ班長)の報告が大變よかった。日本の軍人にも負傷者があり、また日本の陸軍が傍にをつたスタンダード會社の船の沈没しようとするのを援けたり、人命の救助に當つたやうな事實とか、日の丸の旗を陸軍の士官が振つて海軍の飛行機に報せたりしたやうな事實もあり、全く日本の誤認による過失だといふことが判つたので、アメリカも漸く故意でないことを諒解したらしい。それからイギリスには二三日中に返事をしたら、これも片づくだらうと思ふ。」といふ話であつた。

三十日には、英國の軍艦を日本の陸軍が砲撃した事件もまた全くの誤認によるものだといふ回答で、一應英米に通牒を出して、今のところまだ何の反響もないけれども、まづ事柄は済んだといふ状態になつてゐた。

昭和八年版

外國に於ける新聞(上卷)

(滿洲國及中華民國の部附大連・香港)

秘

外務省情報部

上海

外字新聞及雑誌、昭和七年末現在の外字新聞は英字紙朝刊に North China Daily News、China Press、Shanghai Times、の三種夕刊に Shanghai Evening Post、あり此の外字紙一、露字紙数種あるも英字紙以外に読者の範囲局限せられ居るを以て勢力なし。右の中 North China Daily News、は東洋一の外字紙と誇称する程にて内容体裁共に充実し殊に其社評は Impartial not Neutral との編輯標語の下に穩健保守的論評を掲げ居り在支英國官民の輿論を代表するものとして常に内外の注目する所なり。

名 称	主 義 系 統	持 主	編 輯 幹 部	備 考
North China Daily News (字林西報) (英文)	英國の政策及英國人の利益擁護、英國籍	取締役兼社長 H. E. Morris 取締役 Gordon Morris Harold Porter 新に取締役として名を現はせり北京シンジケート重役にして元漢口英國總領事たりしことあり 秘書兼常務取締役 R. W. Davis	主筆 E. Haward 前主筆 A. M. Green は昭和五年三月退社歸国したるに付後任として入社す、曾て印度タイムス通信員として手腕を發揮せり 副主筆 A. Peyton Griffin 記者 R. P. Finch J. M. D. Hostie	安政元年(西暦一八五四年)創刊、東洋最古の新聞、朝刊十六乃至十八頁、発行部数は近年稍々増加し八千となる、英國總領事館及在支英國高等法院の公布新聞にして工部局の公報も本紙に添付配布せらる、昭和四年十一月より半頁大型十頁内外写真版入日曜版を発行す此の部数約六千、別に North China Herald「字林星期週刊」を発行す部数三千、國民政府は昭和四年五月本紙及週刊ノース・チャイナ・ヘラルドが反動的宣伝を為すの故を以て郵送及購読禁止の訓令を発せりしことあり、それがあらぬか爾來余程態度を改むるに至れり、発行所バンド一七。

昭和十二年新聞総覧(日本電報通信社)					
名 称	回 数	所 在 地	創 刊	社 長	主 筆
The North China Daily News	朝刊 二四頁	上海黃浦灘路	一八五〇年	H. E. Morris	E. Haward
				備 考	現在組織株式会社、発行部数九三〇〇輪転機五基、一頁八段制。

ノース・チャイナ・ヘラルド North-China Herald 中国、南京条約によって上海が開港されてまもない1850(道光30)年8月30日、上海在住のイギリス人シェーマン H. Shearman が創刊した週刊誌。その華文名称を〈北華捷報〉といい、上海新聞界の先駆をなした。その後、上海・ホンコンを中心としたアジア全域の海運・商業が活発になったため、日刊の〈Daily Shipping List and Commercial News〉(〈航務商業日報〉)と改め、さらに1864(同治3)年7月1日に〈North-China Daily News〉(〈字林報〉)と改題し、ヘラルドはその週刊付録として1950年までつづいたが、第2次世界大戦中の41~46年間は停刊している。同誌は中国在住イギリス人の利益を代表し、また上海工部局とも密接な関係をもち、工部局が発表する公報・報告などは、毎週のヘラルドに掲載され、その論調はかならずしも中国人の意志とは同一ではなかったが、内外の通信・報告の詳細、正確なることは他の諸新聞を圧し、ことに金融・経済記事に優れていたため、中国人の購読者も多かった。イギリスの対華政策、および中国近代史研究には重要な資料である。(平 和彦)

アジア歴史事典(平凡社 1961. 5 刊)

南京・上海・杭州 国防工事の構想、構築と役割

黄 徳 馨 述

Japanese Army Discipline to Be Tightened

General Matsui Issues Order at Nanking Service

PRESTIGE TO BE CLOSELY GUARDED IN FUTURE

Nanking, Feb. 7. In the solemn atmosphere following a memorial service for Japanese officers and men killed in action, General Iwane Matsui, Commander-in-Chief of the Japanese Expeditionary Force in Central China, to-day instructed his commanders to tighten discipline in their units in order to "enhance the prestige of the Imperial Army."

Among the high officers so addressed on the wind-swept Nanking Parade Ground was Lieutenant-General Prince Yasuhiko Asaka, a member of the Imperial family.

Speaking at length on the determination of the Japanese forces in the face of the prospect of lengthy hostilities, General Matsui called the attention of his subordinates to the necessity of putting an end to various reports affecting the prestige of the Japanese troops.

This action, said to be unprecedented in the annals of the Japanese Army, was taken in the face of recurring adverse comment on reported breaches of discipline by Japanese troops.—Domel.

notice that this anti-Japanese el grotesque discover French Police cor the French Mun Sunday evening. Tsai Tin-tou, had two or three day last, the office of bombed, two Chi woman, being b

The two police patrol duty on Chevalier, and w large gaol when decapitated head editor, reating be From the post st of paper which characters, the w Anti-Japanese El

The head was fled till yesterday was a native of F of age at the tim body has not y the French Polle intensive investig

Paper

The "Social Chinese newspa 222 Shantung Ro January 24, the c resume publicat place at about 7.2 a hand-grenade masher" type, wa dressed in Chine denly appeared l hurled the gren

It exploded on a man and a wom ing there at th thrower escaped managed to elud by the police. E the editor of the with the Japanes view to submitt

昭和13年2月4日、上海派遣軍慰霊祭における松井大将の軍紀引締め訓示を伝える2月8日付・ノースチャイナ・デیلیーニュース紙面（文末に同盟とあるのは、松本重治上海支局長の取材である）。



大場鎮の敵陣地 縦横に走るクリークと網目のような塹壕線

一 防禦方針の確定

一九三二年（昭七）一・二八上海抗日戦争後、国民政府は、上海が全国経済の中心、南京が政治の中心であることに鑑み、再び日本帝国主义が上海から侵入することを防止するため、一九三三年上海、杭州付近に国防工事を構築する構想を持ちはじめた。

はじめ楊杰が提出した『京滬杭防禦方案』は範囲が広過ぎ、特に南京に対して閉鎖式（堡壘団構成で）の防禦は形式が古く、当時の条件下にあっては敵に對し持久消耗戦を強いることには適せず、採用されなかった。

ついでドイツの軍事顧問が实地踏査して一案を提出したものの財力及ばず採納されなかった。

その後国民党軍事委員会参謀本部の李青（馬崇六を継いで城塞局長を抗戦期間中務めた）らは、实地觀察と研究のうえで比較的合理的な方案を提出した。

一九三四年（昭九）より一九三六年まで三年の間構築の国防工事は、この方案に基づいて実施されたものである。

この方案を策定当時、日本軍の進攻方向について具体的分析と判断とを行った。それによると日本海軍は長江と杭州湾から進入可能。空軍は上海から南京と各大都市を空襲し、陸軍は上海付近と杭州湾北岸上陸後、兩路に分かれて

西進が可能で、南京に進攻する。

従って京滬杭一带を南京—上海、上海—杭州、南京地区の三防禦地区に分割、京滬地区を防禦の重点とし、先ず構築工事を行い兵力を配備して防守する。

京滬区防禦陣地 京滬地区には滬寧鉄道と京滬公路と長江と三つの水陸交通幹線があり軍事面から分析すると、これは日本陸海軍が協同して西に向かって推進する主要路線になる。ゆえに要点を選び防禦を増強する必要がある。

この地区の北には長江があり、南には太湖があつて、その間には湖沼が多く、河の流れは縦横に水網地帯を形成し、敵が行動するとき天然の障礙となる、守るに有利で攻める方に不利である。

同時にまた廬山、定山、惠泉山等多くの高地が蘇州、常熟、無錫、江陰付近に分布し、地勢は險しい。

これにより呉福線（蘇州—福山）と錫澄線（無錫—江陰）を選んで此の地区の主要陣地とし、この兩線陣地の前後に後方陣地と前進陣地を分別設置する。

後方陣地は常州—石庄の一線に選び、左に長江があり、右に太湖があり、それをバックにして兩翼側面も比較的に險しい防禦が出来る。

このあたりの地形は險しくはないが陣地正面は比較的利益であり、予備隊の兵力集結にも便、運送の方も割合便利で、後方兵力の増援や物資の補給には鉄道があり、公路と

長江水路とを利用できる。

昆山付近の險要の地を選んで前進陣地を構築し、青陽港と付近の河川を障礙とする、平時は適当に少数の永久性と半永久性陣地を造って兵を置いて守る。

昆山以東と上海付近においては臨時に警戒陣地を設置する。

滬杭区防禦陣地 滬杭間の交通には滬杭鉄道があり滬杭公路と杭州湾水路もあって、日本軍は陸海協同しこの交通線を利用して西進が可能である。

このため、乍浦、澈浦、拓林などの海岸要点に永久陣地を構築して要塞を形成し、以て日本海軍陸戦隊の上陸を防ぐ。

滬杭鉄道線では嘉興を重点とし相当の兵力を配備して守り、日本軍の利用をふせぐ。

嘉興の南に杭州湾があり西に太湖がある、水網地帯なので日本軍の大部隊の移動は難しい。

天目山脈が太湖と錢塘江の間に横たわっているため、日本軍砲兵と機械化部隊の、我が陣地後方への侵攻を阻止できる。

これ等の地形の特徴に基づき、この地区は次に重要な防禦線だが、京滬地区と呉福線と錫澄線の陣地接続のため、乍嘉線（乍浦、嘉善を経て蘇州に至る）和海嘉線（海塩、嘉興を経て呉江に至る）を選んで主要陣地とし、そして両

線陣地の前後に後方陣地と前進陣地とを分設する。

後方陣地は杭州―湖州の線に選定し両翼を太湖と錢塘江に托し、前方は水網地帯であり障礙力は比較的大きい。

後方陣地全体は天目山脈を支撐とし、最も堅強な阻止線になる。

ただし後方の交通条件は悪く、陣地への補給は甚だ不便である。

前進陣地は全公亭から楓涇鎮の線を選定し、その險しいところに拠点をえらび、拠点の前は縦横に交錯した河川があるけれども障礙力は比較的に弱い。

したがって前方に警戒陣地を造る必要があり、これによって京滬地区警戒線とつなぎ陣地の韌強性を保つ。

南京地区防禦陣地 南京は山あり水あり地形は險しいが、交通が便で四通八達しているため戦争になると敵に包囲され易い。

従って南京地区陣地の選定にあたっては、まず進入する敵に包囲されないことが必要である。

次に、たとえ包囲されても独立して戦闘を遂行し、敵の包囲を打破し、できる限り敵を陣地前あるいは陣地内で撃滅しなければならぬ。

この要求に基づき、南京城外に外周陣地と複廓陣地を造り、外周陣地の前に警戒陣地を設置する。

外周陣地は烏龜山、栖霞山、青龜山、淳化鎮、牛首山、

大勝関の線に選定、両翼を長江と天然の障礙に托し一弧線陣地を形成し、東南を陣地の主要防禦方向とする。

複廓陣地は南京城壁を内廓とし、城の外側に紫金山、麒麟門、雨花台、下関、幕府山要塞砲台の線を選定して外廓陣地とし、城内城外両線を形成して相互に助け合う。内線は外線を支援するに便、外線は内線を強固にすることができ

る。

城内を、北極閣―鼓樓―清凉山を境界として二つの守備区に分割。清凉山など高地を堅固な拠点に構成する。

このほか、長江北岸の浦口に橋頭堡陣地を構築し渡江を封鎖する。

二 防禦陣地の編成と永久

工事の設計

防禦方案を確定してから、続いて防禦陣地を如何に編成するかという作業にはいる。

上述した三地区の陣地の中、最も重要なのはまず呉福線と錫澄線、次は乍嘉線と海嘉線および南京外周陣地と複廓陣地とする。

当時これら陣地の編成は主に歩兵營（大隊）陣地を單位に採用し、特別重要地域あるいは次等の地域では團（聯隊）陣地あるいは連（中隊）陣地を採用することもある。

これらの陣地は各地区最重要の部分なので、比較的多くの永久性陣地と半永久性陣地を構築する必要がある、できるだけ天然の障礙物を利用し、さらに人工の障礙物を造り、それによって堅固な陣地にする。

後方陣地と前線陣地は基本的には營陣地あるいは連陣地で編成し、平時は需要に基づいて少数の永久陣地を構築し、戦争開始前後に再び大量の野戦築城をして、戦闘に適応せしめる。

各陣地編成の基礎は主に營陣地である。

当時の歩兵營陣地は三步兵連、一重機関銃連、一迫撃砲連で編成されていた。

各連陣地は三排（小隊）陣地から成っている。

各連排陣地は通常第一線と予備陣地とに分かれ、縦深梯次に配置される。

防禦計画に基づいて各戦闘單位は予想される様々な戦況下で、射撃・観測・通信・交通、また偽装・掩体と障礙物等に関しシステム化した設備をつくり、厳密に組まれた態勢の下に戦闘行動を有利にし、独立持久の防禦戦闘を遂行することができ

る。もちろん、營陣地や連陣地はそれぞれ、みな、環狀防禦

線を構成しなければならぬ。

各連陣地の間は、相互に交叉した火網を構成する。

宮陣地は各種用途の様々な陣地を含み、軽重機関銃・歩兵砲・迫撃砲等の射撃陣地、また観測所・掩蔽部・弾薬庫と散兵壕・交通壕・障碍物等、その中、軽重機関銃と歩兵砲陣地・観測所・掩蔽部・弾薬庫は皆歩兵陣地の骨幹で、堅固な材料を用いて永久築城でなければならぬ。

永久築城の設計は主に参謀本部の城塞組（後に拡充して城塞局になる）が担当し、中央軍校と工兵学校も参加して一部を分担した。

工兵学校から設計に参加したのは教官の黄德馨、張其意、技師の毛敏源、ドイツの軍事顧問であるリンクアらであった。

当時設計の工事基準は、歩兵の骨幹陣地の築城強度を敵の十五糧砲弾と五百ポンド爆弾に耐えることを標準とした。地下陣地については、一千ポンド以上の爆弾に堪えられることを基準とした。

従って建設工事の材料は鉄筋コンクリートを主とし、天井と壁は皆相当の厚さを持たなければならない。

重機関銃陣地は二つの種類があり、一つは正射に、もう一つは側射に用いる。

正射陣地はただ一つの戦闘室で、射孔は外八字形で、90度の開口になっている。

天井と前・側壁の厚さは一米とする。

側射陣地は戦闘室の外に一つの小さな寝室があり、射孔は内八字形で70度の開口。外八字の形もあって60度の開口で、厚さは正射陣地に比べやや薄い。

当時の設計は正射に偏重し、淞沪戦中の実戦によれば正射陣地は側射陣地に及ばない。

軽機関銃陣地にも二種類あり、単射孔と多射孔とに分かれる。

単射孔陣地は、一つの戦闘室で射孔は外八字形、90度の開口。天井と前壁は重機関銃と大差ないが、側壁と後壁は前壁より薄い。

多射孔陣地は戦闘室と寝室が各一。

戦闘室には三射孔あり、皆内外八字形で、正面の射孔は100度の開口。両側の射孔は50度の開口になっている。

前後壁と側壁は単孔陣地より薄い。

淞滬抗戦時、呉福・錫澄両線には、重機関銃陣地だけがあって、軽機関銃陣地はなかった。

歩兵砲陣地は一戦闘室で射孔は70度開口し、天井と前側壁の厚さは一米くらいで、後壁の厚さは前者の半分くらいである。

観測所は甲乙二種に分れ、甲種は一方向を観測し、乙種は四周を観測する。

甲種観測所は一観測室で一面に観測口があり、外八字形

の60度開口である。

乙種観測所も一観測室が設けられ、観測孔は天井の上で、その上に鉄板製の円形掩蓋があり、その天井と前壁の厚さは約一米くらい、甲に比べやや厚い。

掩蔽部には大きな寝室があり、排の半数の休息が可能で指揮のために使うこともできる。

弾薬庫は一弾薬室。掩蔽部と弾薬庫の天井と前・側・後壁の厚さは同じで、観測所と変わらない。

以上これらの陣地は、負う所の戦闘任務によって違いますが、射撃台、ベッド、弾薬棚等々を備えていた。

各陣地にはそれぞれ一つの出入口があり、扉は鉄板製である。

これら陣地の共通点は、体積が小さく、位置の選定と偽装に便で、構造は比較的簡単、工事施行にも便である。

永久築城においては、当時ドイツ式築城の工事標準を参照し、さらに補強した。

三 陣地構築の経過と実況

この永久・半永久陣地の構築は、一九三四年（昭九）から一九三六年の三年間、期を分けて行われ、第三六、五七、八七、八八の四ヶ師と独立工兵第一団、工兵学校練習隊や憲兵団等が構築任務を担任した。

技術上の必要から、上海の陸根記、陶馥記ら民間の建築工場から多くの熟練工が参加し、後にこれら労働者大多数は各工兵団に編入された。

各歩兵師と工兵団は呉福線、錫澄線、乍嘉線、海嘉線と南京陣地の構築を担当した。

工兵学校練習隊は南京城内外の個別拠点、地下室と紫金山附近の部分、重機関銃の陣地構築を担当した。

憲兵団は南京城壁の永久築城に専任した。

王敬久の第八七師、孫元良の第八八師、宗希濂の第三六師は呉福、錫澄両線陣地の構築、阮肇昌の第五七師は乍嘉線陣地の構築を担当した。

一九三五年（昭十）下半期、各地の永久築城は半数以上完成し、一部は工事中であった。

当時、工兵学校教官の黄德馨、張其意、申承基等が視察班を編成し、乍浦、澈浦、江陰と蘇州等に赴いて完成した陣地を視察した。工兵学校教育の参考になることもあり、一面構築状況を視察して問題点を発見し、改善意見を出すこともあった。

視察の過程で陣地の位置が戦術の要求に合わないことを発見した。例えば平地に造られた多くの陣地は地上に突出しており、地形地物を利用していなかった。

また制高点は、できるだけ陣地を高地斜面あるいは反斜面を利用すべきであるのかかわらず、かえって高地付

近の平地上に構築している。

ある機関銃陣地は山頂に造られ、射孔は大きく射界の広さだけを求め、敵に砲撃され易く破壊されることを考えていない。

またある陣地では構築位置が低かったり、あるいはもの基礎工事が固まらずに沈下して火器の射程に影響していた。

機関銃陣地はしばしば地形条件の制限で、地上に造らざるを得ず掩蔽にはよくない。

弾薬庫には偽装を施さなければならぬが、ある弾薬庫などは偽装が悪く、周囲の覆土の多くは崩れ落ちてポツンと地面に突き出て遠くからお寺のように見えた。

各地に完成された陣地は、基本的には定められた設計図に基づいて造られたが、地形や実情に應じその場で設計を変更して必要に適合した作業をしていなかったため、工事には多くの欠陥をもたらした。

工事の保守と修繕についても一定の制度がなかった。工事の鍵は多くは当地の郷の役所あるいは鎮の役所に保管され、一部は保長に保管されていた。

この視察班が澈浦で鎮の役所に鍵を貰いに行った時、錠は皆錆ついていて、時間をかけてやっと開けることができた。このような状態では、作戦になると部隊が使用する陣地は必然的に混乱が起ころう。

陸正面防禦には澄錫陣地を連結し、幾つかの要点を選択して歩兵陣地を構築した。

障礙には、陸上で鹿砦・外壕と一部鉄条網を採用したほか、水上には必要時に阻塞を設置し長江を横断して封鎖することになった。

江陰要塞はすでに沈船で長江を封鎖した。

江寧要塞の重要性は、南京を防衛することであり、各砲台の砲の位置と口径を調整し、新式火砲を増設したり、一部の火砲を陸上正面の射撃に使い、また対空防禦にも使うようにした。

工事の面についても、元来のものを補強し、新しく増やした火砲の新陣地を完成させ、要塞付近の要点に歩兵砲と重機関銃陣地を設けた。

各砲台付近では丘陵や反対斜面を利用し、防空、通信と指揮用の掩蔽部や弾薬庫を設置した。

各掩蔽部の中には防毒設備を設けた。各砲台の偽装の主要なものには植林であり、露出した陣地の多くに偽装網をかぶせた。

このほか、南京城内外の富貴山、鷄鳴寺、南山、清凉山、雨花台、童子倉、方山、都天廟等に地下室と坑道を造って指揮所と防空用とし、その中で富貴山の地下室が規模最大で、設備も比較的良好でできていた。

当時、蒋介石は中央軍官学校裏庭に住んでいて、富貴山

視察の結果を総体的にいうと外形はまだ良いのだが、実際の質と量は設計の要求に合うかどうか、当組の視察範囲でなかったため視察組と検討はしなかった。

工事の中には手抜きが多くあり、工事の質に影響を及ぼすことは当然のことであった。

視察班は南京に帰った後、視察中に発見した問題点につき、工兵学校を経て関係部門へ改良意見を提出した。

三年かかって施工した各主要陣地の永久築城は基本的には予定計画どおり完成した。

当時の規定によると次に主要な陣地は特別の必要がなければ、原則として永久築城は行わない。

しかし滬杭区後方陣地の湖州は陳立夫の家郷である関係で、要望に基づき、特に湖州には部分的に永久陣地を構築した。

各陣地のうち九割は、重機関銃陣地である。

水路方面の乍浦、澈浦にも小要塞を建設した。

江陰要塞について必要な補強と改良をすませ要塞の火力を強化したほか、要塞の範囲を長山、定山付近まで拡張し、長山、定山の一部に砲を配置した。目標の分散になり、要塞の掩護にも有利となり、砲の射界を拡げることができた。

揚子江沿いの地で敵の上陸可能な地点には、重機関銃陣地を配置し敵の上陸を阻止する。

地下室は軍校の裏側にあったのである。

四 戦時工事の利用情況

上海抗戦前、日本帝国主義者は「三カ月のうちに中国軍を打ち破る」といったが、上海戦だけで三カ月かかった。上海戦中に日本軍は十一個師団と四個海軍陸戦隊を動員し総兵力は二十二万余に達した。

使用した各種火砲は三百余門、軽重戦車二百六十余輛、装甲車百余輛、軍艦総屯数約四百屯、飛行機二百余機。

我が国が投入した作戦兵力は七十以上の歩兵師、約八十余人であった。

上海抗戦開始時、淞滬あたりの作戦では国防工事は利用されず、使用されたのは臨時に造られた野戦陣地であった。

戦闘のさなかでこれらの陣地は度々破壊されたが、修理してはまた利用され、一定の役割を果たしたのである。

当時の日本軍は海陸空に絶対優勢を占め、絶えず増兵し猛烈な攻撃を加えた。我が方は止むを得ず後方陣地を造らねばならなくなった。

そこで八月下旬、南京大本営は工兵学校の教育長林伯森（当時蒋介石が校長を兼任）に、私、黎玉絮、工兵学校第五期生（多くは各部隊から派遣された工兵将校）五十八人、

工兵教導營・連長等数人を随員として上海に派遣し、大規模な野戦陣地を造る計画を立てた。

当時第三戦区长官部指揮所は安亭・南翔間の張治中の第九集團軍司令部内に駐在し、我々の到着後、戦区副長官顧祝同に会い、そして参謀処と連絡をとった。

協議して工事構築指導処をつくり、私と黎玉絮の責任で、林伯森の指導の下、戦区陣地構築計画に基づき工事構築指導計画を作製し、大部分の学生を我軍の占領している刘行、揚行、閔行、顧家宅、広福、施相公廟、唐橋站、大場、羅店一帯の各部隊に分派し、指導計画に基づいて築城工事をして約一週間後、黎・玉・林と共に南京に帰った。

当時各部隊は工事に極めて真剣で、昼間は敵の空襲の間を利用して行い、夜は広く展開して快調に作業し、質量とにもよく要求に応えた。

しかし欠点もあった。例えば重機関銃の掩体は射撃の限界を遠くするために、位置を高い処に設置する希望が多く、また正面射撃に重きを置き、側面射撃を軽視し、友軍陣地の側防に注意が払われていなかった。

私が第九兵団副司令黄琪翔に付いて刘行、揚行あたりで第32師等部隊の陣地を視察した時、このような欠点を発見した。

当時、第32師・王修身師長もまた、重機関銃の設置位置はこのようにするしかないとし、そうすることで骨幹火力

戦闘中、陣地工事は常に敵の砲兵や飛行機の砲爆撃に遭い、絶えず修復しなければならず、材料不足の現象が起った。

一部の部隊は工事を急ぎ、材料を至急に入手するため、止むを得ず鉄道のレールや枕木、戦場で壊された家屋等、使える材料を用いて焦眉の急に応じた。

工事は、大きな効果を發揮したが、作戦は工事に頼り過ぎることなく、重要なことは部隊の戦闘力を堅持することである。

戦区指揮長官・顧祝同は構築された陣地に依存する心理が強かった。

日本軍が九月十三日我が正面陣地に強大な攻勢を發動すると知った時、約二日前に顧祝同は私に命じて、第一師・李鉄軍、第十五師・王東原の守っている陣地に赴き検査させた。

「これらの陣地は幾日持ちこたえるか見定めよ」と。また、その夜のうちに南翔通信所専用電話を利用して報告するようにとも。

彼はまず、部隊の戦闘力と決心はどうかを聞くことをせず、「陣地は何日持久できるか」という質問を發したことから、当時の彼の心理状態を知ることができる。

私は第一師工兵營長・夏同彭、第十五師工兵營・李宮長と共に陣地を検査した。

の役割を發揮できるとした。

しかし射撃位置が暴露する結果、その火力を發揮しないうちに敵の砲火を被り破壊されることとなった。

事実、このような情況は上海戦中に屢々見られた。

この工事は幅員は小さいが作業量は大きく、現場は限られた作業人員しか使用できず、工事にも一定の限界があったはずである。

一部の部隊長は急ぎ完成するために、倍の人力を投入して完成時間を短縮しようとし、顧祝同もこのような要求をしてきた。

事実によって証明されるが、人を多くしても作業の進度が早くなるとはかぎらず、反対に悪影響を及ぼすことがある。

当時、一般の部隊長は工事の促進を重視したが人力、機材、時間の三者の相互関係、及び如何に組織的に合理的に使用するかについてあまり注意を払わなかった。

工事が終って間もなく戦闘が始まり、一部は未完成のまま戦闘に使用され、陣地を構築しつつ戦うという現象が出現した。

各部隊は構築された陣地に拠って戦闘し、犠牲が大きくなっても決して安易に陣地を放棄することはなかった。

このため前の第一線陣地で戦闘が進行しているとき、同時に後方の陣地工事は普通に仕上げられていた。

当時、陣地工事はほぼ完成し、相應の強度を具え、補強も継続されていたが、その後、日本軍の度々の猛攻により激烈な砲火を受け、構築した陣地は全部破壊された。

しかし守備部隊は勇敢で頑強に奮闘抵抗、陣地を堅守したが数日後突破された。

九月下旬頃、私は唐橋站で第六一師鍾松部隊の陣地構築情況の検査を終えた。

この部隊の構築した陣地は比較的好く、偽装についても注意が払われていたが、後方司令部は防空掩蔽部と一緒につくられ、建議に従い直ちに改善された。

十月上旬、前線部隊の死傷が甚だ多く陣地を堅持することが難しくなり、呉福線の永久陣地へ移転。長官部は蘇州に移転後間もなくさらに無錫に移転した。

前線部隊が呉福線永久陣地に到着するのを待って、工兵を指導し補充の野戦工事をする予定であった。

その後、長官部が突然作戦方針を改変し、撤退途中の部隊に原陣地へ帰るよう命令し、一部の工兵学校學員は前線部隊に従って行動した。

同時に戦況の進展に適應して、工兵司令部を別につくり陣地の構築任務を専門に担当させたので、我々は南京に帰った。

十一月初、日本軍は正面攻撃では死傷が多く、予期の目的を達成できないので、杭州湾北岸の金山衛に上陸して側

面を迂回し我が上海陣地を守る各部隊を包圍殲滅せんとした。そのため戦局形勢に変化を生じ、我前線部隊は止むを得ず呉福線と錫澄線まで退らねばならなかった。

日本軍の陸空協同の追撃により、我が部隊は相次いで両線まで撤退したが、そこで立て籠って戦うことも難しくなり、止むなく急ぎ南京に向け撤退した。

最後に南京に帰った数人の工兵学校学生の話によると、正面部隊が上海から撤退した際、呉福、錫澄両線の国防工事には皆利用されなかったとのことであった。

ある部隊はこの線に退ったとき、構築した陣地を利用して守りにつこうとしたが、鍵を保管する保長が逃走し陣地の扉を開ける方法がなかった。

ある陣地の位置は暴露し過ぎて利用に不便であった。ある陣地は戦術上の要求に完全に適合していても、情況が緊迫し、陣地に拠って戦闘するには機動性がままならぬと、利用を躊躇した。

江陰要塞は我が軍の錫澄線より撤退後、たちまち海・空軍の協同する日本陸軍に包圍され、戦闘は激烈で要塞と付近陣地の守備軍（二歩兵師と要塞部隊約一団）は損害が多かったが孤軍よく七日間にわたって奮戦、大量の敵を殺傷し、日本軍艦六隻、飛行機六機を撃破した。

要塞の構築は守備軍の作戦を掩護し、また火砲の威力を発揮させ、守備軍の安全撤退を掩護し、一定の役割を果た

で、単独陣地の戦闘になってしまった。

また各陣地の縦深も過小。やっと一キロある程度で、陣地線上の重点を補強する注意が充分でなかった。

各宮陣地の火網の編成は陣地正面に多くの注意を払い、隣接陣地との側防と相互支援の考慮に欠けていた。

陣地の永久工事数は多く強度も相当大きい、陣地内部の消煙、消音、衛生設備は欠けていた。

陣地の出入口の多くは直通で強度が弱く、人員掩蔽部も直通の出入口がたった一つしかなく安全性に欠けていた。

これらの陣地は地面から高く突き出ている、偽装もまた悪く、敵の砲撃を受けて壊され易い。

杭州湾海岸の乍浦、澉浦、拓林等要点の永久陣地は利用されることなく、日本軍の上陸を阻止する役割を果たさなかった。

江陰要塞のみは七日間堅持したが、永久陣地の果たした役割は限られたもので、南京永久陣地の効果も言うほどのことはない。

とにかく、八・一三抗戦中のわが国防工事は大部分が未利用か、あるいは効果的に利用されないで、果たすべき役割を果たさなかった。臨時に増築した野戦陣地は、強度は小さいがえって相当大きな役割を果たしたのである。

した。

戦闘が南京まで及んだ時、南京を防衛した部隊の多くは上海より撤退して来た部隊で、秩序が乱れ一部の陣地は利用することができず、利用されたとしても工事は戦闘要求に符合せず、あまり大きい役割は果たせなかった。

日本軍は海、空軍掩護下、南京を三方面から包圍し、南京防衛軍は堅い決意もなく戦い一週間後、国民党政府は武漢へ去り、南京は陥落した。

数年間にわたり国民党政府が計画した国防工事は抗戦中、敵軍の侵入を阻止する役割が果たせるとしていたが、結果としてはそうならなかった。

これは主に最高統帥の蒋介石に戦略見透しのなかったためで、その指揮も不適當であった。

上海の部隊は主動的に永久陣地へ撤退し、これらの陣地を利用して戦闘を継続し敵を消耗させることができなかった。

また、永久陣地に撤退できたとしても、敵に追尾されて準備の余裕もなく、止むを得ず退らなければならず、永久築城を利用することができなかったであろう。

当時、永久陣地の構築は消極的防禦思想の下に進められ、少なからず欠点があった。

例えば、両線陣地は七八キロ離れ相互の連繫は不便



南京中央ロータリー

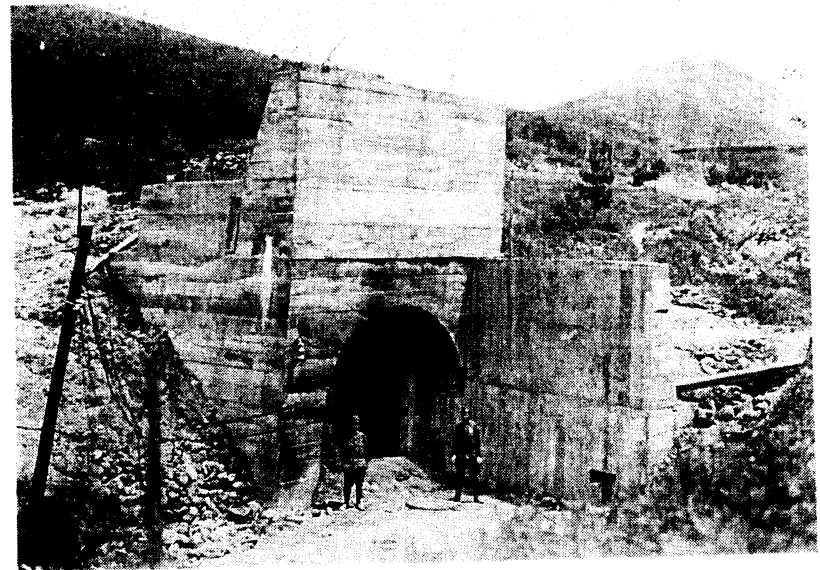
南京城複廓陣地の構築と守城戦闘

程

奎
朗

富貴山地下掩蔽部入口

掩蔽部ハ富貴山下ノ岩盤ヲ掘鑿シテ設ケタル洞窟ニシテ階上ヲ含ム全長約七百米地下十数米乃至二十数米巾約四米の墜道ノ両側ニ多数ノ地下室ヲ有シ工事ハ尚進捗中ナリキ
写真ハ掩蔽部ノ左図(イ)ノ入口ニシテ右方遠ク見エルハ紫金山ナリ



中支那派遣軍司令部（昭和十三年七月）
『占領要塞兵備整理写真帖』より

獅子山砲台及挹江門附近

獅子山砲台ハ獅台ト称シ楊子江岸下関ニ近ク在泊艦ヲ瞰射シ得ル要害ナリ
龍池庵ハ地下二十米以下ニ設ケラレタル軍用掩蔽部ニシテ数十室ヲ有シ地下道ヲ
以テ監視所トチカニ連絡ス
本写真ハ敵ノ下関附近防禦砲配置ノ一部ヲ識ルニ足ルヘシ(→上)



一九三七年(昭和十二)八月、上海抗戦が勃発後、私は南京警備司令部(改編後首都警衛軍)に勤務し南京陥落まで居ったものである。この期間、南京防衛陣地の選定と構築、また戦場の連絡業務にたずさわり、撤退の時に、最後の混乱危険の中を脱出した一人である。この戦役は私個人にとっても重要な時期で、波瀾万丈今も記憶に新しい。

一 東南陣地の計画と構築

南京付近の防禦工事については、戦前、参謀本部城塞組(主任・吴和宣)がその外周にある大勝関―牛首山―方山―淳化鎮―湯山―竜潭の線に沿って重要な点を結び鉄筋コンクリートの永久築城を構築した。その種類は軽重機関銃掩体と観測所、指揮所、掩蔽部である。上海戦の幕がいて、日本軍が中国を全面侵略する野心がはっきりとし、華北と上海を占領するだけでは満足できないようであった。蒋介石はこのような情況に臨んで、南京の防禦問題について考えざるを得なくなり、南京警備司令部に命じ南京防禦計画をつくらせ、軍事委員会執行部が責任を持つことにした。執行部は当時国防工事を主管する一機構で、訓練總監・唐生智がこの業務を兼任し、事務所を百子亭の唐公館内に設置した。

南京警備司令は憲兵司令・谷正倫が兼任。警備区轄は南

京、江寧、鎮江、丹陽、金壇、句容、溧水、高淳、蕪湖、当塗、全椒、滁縣、儀征、江浦、六合等の十五県市。司令部の編制は頗る簡単で司令の下に参謀長一人、下に属する機構は一参謀処だけ、其他の業務は憲兵司令部の各処が兼任して別に設置せず。参謀処は第一科(作戰)と第三科(後方、通信)しか置かず、第二科の業務は憲兵司令部情報機構が兼任した。司令部は道署街にある憲兵司令部内の右側、古い平屋の中に置かれた。

当時、警備司令部参謀処は南京防守計画を作り、決戦防禦を目的とし、大勝関、牛首山、方山、淳化鎮、大連山、湯山、竜潭等の元城塞組が造った永久陣地の線を主陣地とし(東南陣地と略称)、雨花台、紫金山、銀孔山、揚坊山、紅土山、幕府山、烏竜山の線を予備陣地とし(複廓陣地と称す)、長江北岸にある浦口を中心にして、晝子口より点将台に沿い(浦口北面高地)江浦県西端までを主陣地とし、東南陣地と揚子江を夾んで環状要塞を形成する。計画使用兵力は東南陣地に四箇完整軍(十二ヶ師)、第一線三箇軍、予備隊一箇軍、江北岸の浦口地区使用一箇軍で総兵力五ヶ軍(十五ヶ師)であった。

この計画は執行部を経て大本営に請訓し確定後、南京警備司令部によって陣地編成、火力配置、工事構築計画が制定された。計画制定時、元城塞組が構築した既設永久築城の大部分は、縦深配備や側射、斜射火網の要求に基づいて

建設されていなかったことを発見した。工事の位置は隠蔽に注意せず、大部分は山頂部あるいは稜線部に選ばれ、陣地編成の計画と要図は一つもなく、唯一工事位置図があり参考になった。従って陣地編成計画をつくった時、一部の施設を観測・指揮所に使用する以外多くの施設はみな利用できず、新たに重ねて位置を選定し別に構築する必要があった。しかし、警備司令部が陣地編成、火力配置を担任するには参謀処の編成人員が少な過ぎ（第一科長・王章、上校参謀・袁滋榮と私、もう一人事務官掌の参謀、第三科上校参謀潘緒滋、少校参謀・寇某）、必要な参謀人員を派遣して現地を巡回偵察することもできなかった。ただ作戦担当の参謀袁滋榮は五万分の一地図により図上に標定し、参謀長・朱昌は毎日文書処理に忙しく、参謀処長・蘇恂和は防禦計画について既提出、未提出方案の進行督促もせず、ただ袁滋榮は図上に記録することが忙しかった。九月下旬に至り上海の戦が日々拡大し、南京は日夜日本軍機の爆撃に遭い、警備司令部付近にもまた数発の砲弾が落ちた。

谷正倫は上海戦開始時、行政院簡任秘書・黄晟父子とほか数名の漢奸スパイを処断した後、戦局緊張の感を深くした。ある記念会の席上憲兵司令部と警備司令部員に講話し、戦局は緊迫し責任重く、両部は業務に真剣さが見られず「銃殺すべきだ！」（谷正倫常用のつぶやき）。特に軍法

処にいる何百人かの犯人を何故処理しないのかという点にも触れた。その日の午後、看守所より百二十名の犯人を雨花台に連れ出して銃殺した。

第二日、谷正倫は参謀長・朱昌のところへ行き南京防禦計画の進行状況を聞く。朱昌は戦々競々として、どうすればよいか分からなかった。第一科は作製中だと言逃れした。谷正倫はすぐ王章と袁滋榮を呼んで作製した計画を審査しようとした。王は平素から蘇恂和の人柄に不満で、この機会に谷の面前で言った。「私たちの計画は大分前に完成し、人を派遣して偵察するよう建議したが、蘇処長は受理しなかった」。谷正倫は防禦計画進行の遅延を見て大いに怒り、蘇恂和を免職し王章を後任とした。

警備司令部付近はよく敵の空襲を受けたので、谷正倫は警備司令部参謀処を雨花台の地下事務所に移動し、南京防禦計画はここに至って重視されはじめ、私は湯山、大連山偵察に派遣され、少将・高参、陳守常は淳化鎮、湖熟鎮等に派遣、憲兵学校戦術教官・管長治は電潭偵察に派遣され、大勝関から牛首山までの地区には派遣されなかった。この数十里の周辺地区について、ただ二、三人の参謀を派遣するだけでは到底詳細な偵察はできず、地図と現地を対照することができるのみ。陣地を画定し概定位置の要図で報告した。

十月に入って、上海戦場は逐次西の方へ推移し、大本営

も上海戦場を維持することは難しいと感じ、南京防守問題を重視し始めた。南京警備司令部は改編して首都警衛軍（集団軍の編成に相当）、谷正倫を軍長とし南京防守任務の責を負い、大本営が直轄した。南京東南陣地の防禦計画について、蒋介石はドイツ軍事顧問団と、騎兵中佐・奈維格を警衛軍司令部に派遣し、陣地偵察の仕事に参加するよう命じたが、結局、谷正倫は私を奈維格につけて湯山と大連山に派遣し、あたりをちょっと見ただけで当日午後南京に帰った。それ以後はどこにも行かなかった。

首都警衛の軍番号が公表されたが、司令部の組織は依然元のままで大きな拡充はなく、ただ軍校から第十期卒業生数人が配属されて来、地図の作製と兵力の登記等の仕事を担任した。

南京は既に防禦計画が制定されていたが、大本営はまだ防守使用部隊を指定していなかった。警衛軍指揮の部隊は十五ヶ県市に駐屯し部隊は皆この軍の指揮下と規定されていたが、部隊が南京に帰って来ても、上海増援に行くので、野戦部隊が残って南京防禦陣地構築のため基幹になることはなかった。当時、蕪湖駐在の貴州部隊第一二一師・呉劍平と蚌埠滁縣一带に駐屯の第一六七師（北方部隊）は谷正倫指揮下に一度指定されたが、第一六七師はすぐ他に移動し、第一二一師は句容行きを命ぜられたが天王寺一带の工事の構築をして、数日ならずに上海に移動。谷正倫

の實際指揮する部隊は城門や倉庫を守る憲兵第二団（この団は前第四四軍賀耀祖の遺留老兵）羅友勝と京滬鐵路（滬寧路）沿線護路の第十團陳烈林、このほか中華門外にある新兵教導団周克人のみである。この三ヶ団の装備は皆平日当直勤務の軽装備で、戦闘に耐える火力に欠けていた。よって警衛軍は成立したが名前だけであった。

十月下旬、執行部は上校参謀任培生と和を方山・淳化鎮・湖熟鎮・湯山等へ派遣し再度偵察して東南陣地の主陣地帯を確定した後、また鎮江・金壇・句容・溧水・宜興等県の外周地形を偵察して、江蘇保安処が民工を指導し鎮江・句容あたりに構築した工事の状況を視察し（執行部下令の構築の可否）、各県の戦備状況に及んだ。我々は鎮江より長蕩湖西岸を経て金壇・薛埠鎮・大茅山・白兔鎮・天王寺・溧水以南の石臼湖東岸地区に行き偵察後、再び天王寺に戻り宜興・張渚鎮・善卷洞・桑庚洞一带の偵察をし、鎮江十里長山・大茅山・野鳩山寺等を選定し南京外周前進陣地とした。沿線ではただ天王寺付近で江蘇保安処派遣の一上校が民工数百人に散兵壕を掘る指導をしているのを見ただけ。各県が積極的に戦に備えている状況でなかった。

十一月初めのある夜、谷正倫は我が家に使いを寄こして、翌日唐生智に付いて湯山・鎮江へ地形偵察に行くようにと言った。私は東南陣地防禦計画要図を携えて行ったが、同行のなかに執行部の上校参謀李某がいた。唐生智は

湯山付近で簡単な視察をし、直ぐ車で鎮江に赴き江蘇保安処長の項致庄に江蘇省戦備状況を聞いた。項致庄は唐に省保安団の兵力配置状況と蘇北へ撤退準備の計画を報告した。唐はこの報告を聞いた後、車で揚子江南岸沿いに丹陽まで移動し江蘇保安団の防禦配備を視察した。項致庄は唐生智に付いて視察に行かなかった。唐は江沿いに大体を見ただけですぐ南京に帰った。視察の道中、唐生智は何の意見も発表しなかった。

二 放棄東南陣地、改守複廓陣地

上海戦場撤退後、南京は緊張しはじめ、憲兵・警察を除いて外に守備部隊はなく、東南陣地の構築計画も未だ全面的に実施されていない。大本営は教導総隊の工兵一ヶ連をドイツ軍事顧問の指導により、湯水鎮前線の野戦工事を構築させたほか、憲兵学校の将兵学生を竜潭・大連山・淳化鎮等各地に派遣し民工を動員して野戦工事を構築させた。まずはじめに対戦車壕を完成し、しかる後射撃陣地を構築する。私は大連山に派遣され憲兵学校の高隊長と共に一隊の学生を連れて民工を指導し建設にあたった。官兵と民工は積極性が高く、当地の群衆もまた我々のため飯を炊き水を送ってくれた。作業三日で外壕工程が完成しようとした時、停止命令を受けて南京へ帰った。

明した。何日か過ぎて、谷正倫が旧病（谷は胃潰瘍を患う）再発を訴え、蒋介石に首都警衛軍々長職を辞め、憲兵司令部に付いて湖南へ撤退し療養すると伝えた。同時に憲兵司令部に二人の副司令を増やし、憲兵司令部参謀長・蕭山令と前憲兵第一団々長・張鎮を任命した。張鎮は憲兵司令部を率いて湖南へ、蕭山令は留って憲兵第二団・第十団を指揮して南京城の防衛にあたることになった。

谷正倫が首都警衛軍々長を辞任後、唐生智が首都衛戍司令長官に任命された。元警衛軍司令部参謀処の人員は衛戍司令長官部に編入され、我々は雨花台地下室から唐生智公館対面の教育部長王世杰の家に移った。その晩唐生智は王世杰家に我々を集め講話した。彼は、谷司令は病気で後方に退り休養する、南京防衛の任務は私が担当することになった。私は統帥者で南京を守る責任があり南京と存亡を共にする決心である。南京が落ちれば私も生きていない。あなたたちは幕僚で私と立場が違ふ、私と一緒に犠牲となるよう要求はしない、万一城が破れたら、あなた方はその時囲みを破って出てよりよい。ただひとつ私がまだ生きている間は仕事を徹底的に遂行するよう要求する。彼の話の音声は低いが語気は重く人々を感動させた。私は深く感動し、心の中で、彼は司令長官として南京死守を決心した。我々幕僚は、彼と一緒に国のため犠牲になることをこの上ない光栄だと思った。

私は警衛司令部に帰って袁滋栄になぜ途中で工事を停止したかと問うと、袁は次のよう言う。東南陣地に計画使用する防禦兵力は、大本営が後方から調達できる部隊がなく、ただ上海から撤退してくる部隊によって守られる。だが、これらの部隊は皆敗残の兵で、兵力は不足だ。よって東南陣地を放棄し改めて複廓陣地を守ることに決定した。私は袁滋栄の一万分の一航測図に複廓陣地工事の位置を標定したのを見た。

十一月中旬のある午前中、袁滋栄は南京防禦計画と陣地工事要図を持って谷正倫と共に南京防守問題の会議に参加出席した（地点不明）。昼頃、袁滋栄は大変怒って帰って来て私に言った。会議は南京を守るか守らないかの問題を討論し、蒋介石が主催、会議に参加したのは何応欽・白崇禧・唐生智・谷正倫等である。白崇禧と高参は南京の背後は揚子江で、敵の海軍が江面より封鎖線を突破し、水路から蕪湖・当塗を占領すると、我が後方連絡線は截断され、我軍は包囲の中に陥り守ることは難しく、いたずらに犠牲に遭う。兵力を保存するため、南京を放棄すべし。唐生智は南京はこれ首都の所在地、国際的にも国内的にも影響あり、軽々しく放棄できない、勇気を奮って南京死守の任務を担うと自ら発言し、何応欽は守るか守らないか意見を發表せず、谷正倫も発言しない。蒋介石は決定を下さず。袁は極力唐生智の主張に賛同し、白崇禧の考えには不満を表

唐生智はもと執行部の人員を基幹として衛戍司令長官部を成立させ、同時に羅卓英・刘興（もと江防軍総司令）を副司令長官、周燭を参謀長とし、余念慈は副参謀長となる。司令部を百子亭の唐生智公館に設け、十二月九日中山北路の鉄道部に移った。

三 戦闘経過概説と撤退時の混乱

私は保衛戦開始から失陥する時まで南京にいて、命令に依り下関鉄道駅で第二軍団の竜潭地区までの輸送を担当し、ついで下関駅で、列車を組織し隘路閉鎖の任務を執行した。長官部参謀処作戦命令をつくる仕事には参与しなかった。

十二月四日敵の先頭部隊が句容付近に到達した。私は唐生智の命を奉じ下関鉄道駅で車輛を調達し第二軍団徐源泉部を竜潭まで輸送し防守地区に進入させる仕事をした。私が下関に着くと、京沪鉄道運輸司令の陸福廷もまた無錫から下関駅まで下ってきた。この時下関の町は戦時の緊張した雰囲気包まれ、商店は既に門を出て疎開し、ただ郵便部門と小食堂が何とか営業を続けていた。次の日、前線から撤退して来た散兵が逐次増加し、秩序は混乱した。商店は全部戸を閉め、郵便部門も撤退した。

十二月八日、徐源泉部の輸送を完了する。京錫段鉄道員

と陸軍司令部員は直ぐ津浦道へ撤退した。撤退する前彼等は私に同行するよう勧めたが、私は長官部に戻り副参謀長余念慈に復命した。挹江門に行った時、二つの城門はすでに砂囊で塞がれ、ただ左側の城門だけは半分閉じられていた。城門を通る時、第三六師の守備兵は電話で師長宋希濂に指示を受けた後、私を城に入れた。この時南京城内にはかすかに銃声が聞えていた。

九日の午前中、唐生智は蒋介石が赤鉛筆で自ら書いた命令書一枚を私に渡した（蒋介石が退去する時留め置いたもの）。その大意は、唐司令長官は銀孔山・揚坊山間の隘路に至る岔路口を汽車で阻塞し敵戦車の通過を拒止せよとあり、唐生智は次のように命じた「第三六師宋希濂師長は兵員を派遣し程参謀に協力し処理すべし」。

私は蒋介石の指令を持って挹江門に到り中山北路西側の一軒の平屋の中で宋希濂軍長に会った。彼はすぐ下関に駐在の某団に一班の兵を派遣し協力するよう指令した。私が挹江門を出る時、左側の昨日まで半分開いていた門も土囊で閉塞されて、ただ城門の入口だけ約二米の隙間を残して通行できるようにし、城門の外側も土囊で胸墻をつくっていた。

下関駅に着くと人影は無く、付近に一人の鉄道員も見られなかった。私は揚子江を渡り浦口鉄道駅で汽車の運転士を探すことに決心した。揚子江の岸辺に行くと江面はすで

所をふさぎ、一方、火力を集中して南岸の敵火力を制圧し、同時に集束手榴弾で戦車を攻撃して退かせたが、橋を渡って城門内にくぐり入った敵は、頑強に抵抗を継続し、退却しなかった。そこで決死隊を編成、ロープで城壁を下り敵を全滅させた。私の知る限りでは、光華門を守るこの戦闘は南京保衛戦中最も壮烈な戦闘であった。

十二月十一日敵は我が複廓陣地に猛攻を継続し、雨花台と紫金山が最も激烈だった。

唐生智は守城戦闘中、毎日夕方庭先を散歩し、いつも従兵が温水瓶を背背い、手に茶を入れた壺とタバコを持って左右に随い、彼は時々熱いタオルで顔をふき、お茶を飲み、タバコを喫って、すこぶるくつろいでいた。

十二月十二日午前、鎮江より撤退した一〇三師の残部は副師長戴之奇に引率され太平門より入城し、南京防衛に参加した。この部隊は中山門付近に駐屯し、中山門から太平門間の城壁守備を担当するよう長官部は命令した。

払暁、敵は重点を雨花台・紫金山両地区に指向し攻撃を開始し、午前中に雨花台を失った。敵は続いて砲火を中華門・水西門に向け集中、我が軍は金陵の軍工場と中華門外の民家建築物を利用して抵抗した。同時に新街口付近の新都映画院、臥虎飯店一帯の道路・建物に落下する砲弾も少なくない。孫元良は中華門の城楼上から雨花台より退却する将兵が、敵戦車の追撃を受けているの다가入城できない

に封鎖され、船舶の往来は禁止され、南岸を見ると一隻の船もない。話によると兩岸の大小の船は調達されて揚子江を下り江面を封鎖し、其の他は皆上流へ去った。兵隊を派遣して探した結果、夕方一隻のボートを見つけ揚子江を渡り、浦口に上るとすでに暗くなっていた。浦口は第一軍胡宗南の防衛する土地で、駅付近にいた部隊の協力で、汽車運転士二人が見つかり、彼らは抗敵の熱情にあふれ、毫も疑うことなく私と一緒に揚子江を渡った。下関到着は夜九時を過ぎていた。運転士は検査した後ボイラーは火が消えて大分経つと云い、動かせなかった。私はこの状況を直ぐ電話で余念慈に報告すると、彼は長官部に帰るようにといった。

翌日の朝、私は下関から南京城に戻り、長官部に帰り新たに命令をもらった。

その晩、光華門を増援の鄧龍光部隊の某宮と農民たちが野菜の竹かごに敵の首十数箇と日本軍から奪った軽機関銃二、拳銃一、三八式歩兵銃十余、軍刀一、また鉄兜・外套・千人針等多数をのせ、長官部へ持って来て勝利の報告をした。持参した人の話によると、彼等が当日の午前中光華門を急援した時、敵は護城河南岸にあって城壁を砲撃、同時に決死隊十余人を派出し戦車の掩護下中和橋を渡り、城内突入を企図した。

城を守る将兵は非常に勇敢で、一面土囊で城壁の欠けた

さま（その時中華門はすでに閉塞されていた）、また城壁に登る長梯子もなく、護城河南岸沿いに退るほかはなく、敵の追尾射撃に犠牲者が多数出るのを目撃した。

十二日午後五時頃、憲兵第二団々長羅友勝は大汗をかき、水西門から鉄道部へ来て、緊張した様子で我々元警衛軍の数人の参謀に次のようにいった。「中華門・水西門は敵の強い火力に爆破され、すでに敵軍は突入し、死傷は甚大、部隊は市街戦で抵抗を継続した」と。彼は命により長官部へ来て命令を受領しようとしたのである。

羅が立ち去った後、私は食堂で食事をした。食事を食べ終らないうちに、伝令兵が来て私に次のように云った。「程参謀、司令長官と参謀長等は皆行ってしまった。あなたはまだ行かないのか」と。我々は警衛軍から合併により参加した者で、参謀長周欄・余念慈は我々を参謀処の事務に参加させなかった。我々は連絡参謀が任務で、命令の伝達や臨時の任務にあたった。

唐生智はその時各部隊に包囲の突破と江北に撤退を命じたが、私たちに告げる人もいなかった。

私は飯碗を置いて、参謀処事務室に帰るともう誰もいなかった。壁に地図、卓上に文書があり始末しないまま撤退してしまっていた。私は慌てて手元の物を片付けて鉄道部の裏門を出、三輪貨車に乗ると運転兵に金川門に行くよう命じたが途中金川門はもう通れないことが分かり、そこで

中山路に戻り、挹江門から城を出ようとした。中山北路の海軍部の前に行くと、第三六師の部隊がいて道路上に機関銃を置いて交通を封鎖し、南から来る部隊の通過を許さない。

この時空は黄昏れ、城南に火光の天に沖するのが見え、砲声は耳を震わせ、特に紫金山方向が最も烈しかった。中山北路上に、車輛や部隊が一杯になって潮のように挹江門に殺到し、城を出る人たちは先を争い、前に押し後に引き、ある者は踏み倒されおじいさん、おばあさんと呼ぶ。

第三六師の歩哨は城門の胸牆上に機関銃を置き、大声で「押すな、押すと射つぞ！」と呼ぶが、人々は依然押し合っていた。

私はやつのことで挹江門を出、中山橋で羅卓英や參謀・王大鈞と会った。第三六師の熊團長は羅卓英が来たのを見て、通信掛に電話を外すよう、特務排に羅卓英に付いて中山碼頭に行くよう命令した。我々と熊團長が碼頭に着いた時、埠頭の出入門は閉鎖され、江防司令部から派遣された兵により守られ、進入禁止だったが、守備兵と交渉の結果、我々は通過を許された。

躉船しんせんが着く、岸边にはたった一隻の小汽船が停っており、もう満員である。羅卓英だと話すと阻止しなかった。

乗船すると、船はすぐ動き出した。浦口に着くと、胡宗南の部隊に阻止され、警備司令部參謀長・朱昌と他の護衛兵

の銃もとり上げられた。

その後私は長官部の人びとと共に臨淮関に着くと、唐生智が南京衛戍司令長官部解散の宣布をしたと聞かされた。司令部人員は訓練總監部の仕事を志願するなら、長沙に随いて行き、長沙に行きたくなければ第三戦区の業務に就き、両方とも希望しないときは、他の派遣先を待てと。私は警衛軍の參謀数人と一緒に、その夜汽車に乗り徐州を経て漢口に赴き別の仕事を求めることにした。

〔以上〕

上海・南京 見た撮った

従軍とは歩くこと

元毎日新聞写真記者

佐藤 振しん 壽じゅ

まえがき

新聞社から従軍特派員として、上海・南京戦線で写真の撮影をしてきた。日本内地の場合と違って、特定の事件を撮影するのではない。中国側の発表によると、日本軍の兵力は二〇万人以上というが、東西南北約二〇キロ平方に及ぶ地域が戦場だった。

私は第一師団（東京）を主体として、戦場における兵士の活躍を撮影していた。戦場、それも上海戦線は平地の戦いで、塹壕戦といえるような戦争だった。前線で戦う兵士を撮影しようと歩いて行くと、敵の機銃弾、時には迫撃砲弾が飛来して、生命の危険を取材中には免れることはないこともある。これが戦場の写真である。

戦場では食事のすべてを、自分で用意していかなければならない。従軍許可証のトップに、このことが書かれている。そして「戦場に入って取材することは許可するが、取材したものはすべて、軍の検閲を受けた後に発表すべし」というのである。

上海戦線では上海の日本租界（虹口）の宿舍を根拠地としていたので、夜には上海へ帰ることになる。前線から三〇キロくらいだが、上海の本社支局から、前線近くまで自動車で行った。戦場へ車での出勤だった。帰途は待ち合わせ

一〇月二日 上海から南京へ
8日 楊子江の戦況を撮影
9日 8日半 楊子江の戦況を撮影
大気は水気は多いが、
最後の難関は、
越えて、
が、
一、
を、
10日、
11日、

英くらの中へ、
中山文代、
へ、
12日、
13日、
夜、
力、

佐藤振壽写真部員・従軍メモ

せ時刻までに車に帰らないと、運転手は帰ってしまうことになる。

そうなる、上海へ行く軍の車に便乗するか、支局へ電話をたのんで迎えるのを待つしかない。そのような場合、少しでも上海租界へ近づくため、蒋介石が造った「軍工路」をテクテクと歩くことになる。

上海戦線で中国軍が敗退すると、軍は追撃戦に移った。そうになると、われわれ従軍記者もそれに従って行くことになる。上海戦線の場合、毎日の食事は支局で作ってくれたものを持って行けば、用が足りたが今度は違う。自分で自分の食べるものを作らなければならないのだ。したがって毎朝目が覚めると、その日の食事の準備をしなければならぬ。すなわち飯盒炊きである。副食物は缶詰が便利だが、三食とも缶詰とはいかない。南京戦は晩秋から初冬の気候だったので、ブタ肉が入手できるとこれを飯盒に入れて、持って行くが多かった。

撮影済みのフィルムバック（9×12センチ）は、上海から追及して来た連絡員に渡すと、上海へ帰って写真館で現像したのち、内地へ送られて、新聞に掲載されることになる。連絡員は写真班がフィルムに不足をきたさないように、新しいフィルムを持ってくる。時には差し入れに缶詰や時には内地のリングが届いたりした。

内地へ帰還したのち、旅費の精算をしなければならぬ

い。そのためにメモでもよいから、書いて置くようにと先輩に教えられた。そのメモ書きと自分が撮影した写真で、新聞に掲載されたものが、スクラップされていたので、この両者をつき合わせると、撮影時の状況がビデオ録画のように、記憶の波の中からよみ返って来るのである。

これだけで最少限度の記録が可能と考えたので、子どもや孫たちに書き残してやれると思った。しかしそれだけでは、単なる個人的な、あるいは独善的なものに終わってしまふ危険がある。

二〇キロ平方とも言われる上海戦線で、私がいくらあがいても、針の目で見えて写真を撮るに過ぎない。したがって、もっと広い戦場を見わたした視野がはしくなった。部隊の将兵が書いた従軍記の中には、心を引かれるものもあるが、どうしても個人的な視野の連続に終っているようだ。

そうした折りに入手できたのが偕行社発行の『南京戦史』『南京戦史資料集』だった。筆者は第百一師団に従軍したが、自分で足を運んで見た所だけが従軍記になってしまふ。第百一師団には歩兵の四ヶ聯隊があったが、見落としてしまふ勝ちになる。

上海から南京までの戦場を全視野に入れたものが、『資料集』の「上海派遣軍参謀長・飯沼守少将日記」だった。各社合わせて百余名の記者が、従軍したと伝えられるが、

『飯沼日記』の詳細な記録はそれを上まわるものがある。上海戦が南京戦に移移すると、作戦の様相が著しく変化した。陣地戦の上海が野戦の南京へと変わっていた。事実、従軍していた私にとって、チェコの機銃弾の恐ろしさは同じでも、行軍の変化が戦場の変化となって、撮影する写真のモチーフも変わって来るのであった。

そうなることは予知しなかったが、私は第十六師団第十九旅団いわゆる草場少将の旅団司令部についていたので、南京城一番乗りとは言わないが、特ダネ的な写真が撮れたのである。中山陵の孫文像、中山門一番乗り、国民政府の撮影など。幸運にめぐまれた従軍だったと思っている。

ここに、上海・南京戦の従軍記を書き綴るが、掲載されている写真は「毎日新聞社」のご好意により提供されたものである。

海軍機など従軍以前のものを除くと、私物のライカで撮影したものも含め、すべて筆者が撮影した。撮影された写真は軍の検閲等もあり、すべてが新聞に掲載されたわけではない。なお、記念撮影の写真は同行した仲間が撮ったものである。

上海から南京へ

十二年九月末、呉淞から上陸して上海戦の写真従軍が開始された。

十一月十二日、白茆口の敵前上陸、いわゆる湖東会戦を撮影して、上海へ帰ると早速十一月二十日蘇州へ行くことになった。

まず二十一日、崑山から鉄路を歩いて蘇州へ。一日中風雨の中で、従軍中でいちばん苦難の日だった。

蘇州の撮影が終ると、弾薬などを無錫へ運河で運ぶという鉄舟に便乗。十一月二十四日無錫へ着いたが、続いて十一月二十九日は常州へ。

十二月一日、常州を出て大運河の土堤づたいに丹陽へ。十二月二日、ここから句容へ行く途中、右折して行く部隊と共に、磨盤山脈を越える。

十二月十一日、紫金山麓にあった中山文化教育館へ入った。十三日、中山門が落ちたとの知らせで出発。この日は忙しかった。中山陵、中山門、国民政府など、南京陥落を象徴するものを撮影した。

